

全員協議会提出議題

日時 令和7年3月18日（火）

本会議終了後

〔報告に入る前〕

※ 退任する部等長職の紹介

1 報告事項

(1) 計画等の策定等について

ア 厚木市国土強靱化地域計画の改定について（資料1-1）

【危機管理課】

イ 厚木市こども・若者みらい計画の策定について（資料1-2）

【こども育成課】

ウ 厚木市人権施策推進指針の改定について（資料1-3）

【市民協働推進課】

エ 厚木市一般廃棄物処理基本計画の改定について（資料1-4）

【環境事業課】

(2) 令和7年度組織体制について（資料2）

【行政総務課】

(3) 厚木北公民館の供用開始について（資料3）

【市民協働推進課】

(4) 複合施設のロゴマーク決定について（資料4）

【中央図書館】

(5) ペットボトルの水平リサイクル推進に伴うサントリーとの協定締結について（資料5）

【環境事業課】

2 その他（資料配布のみ）

パブリックコメント実施予定一覧（資料）

(1) （仮称）三田児童館等複合施設に対する整備方針（案）

【青少年課・こども育成課】

(2) 厚木市老人福祉センター寿荘移転方針（案）

【健康医療課】

厚木市国土強靱化地域計画

概要版

令和7年3月

厚木市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
第2章 本市の概況	2
1 本市の概況	2
2 想定する大規模災害	3
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本目標	7
2 事前に備えるべき目標	7
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	8
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
5 施策分野の設定	11
第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策	12
1 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策	12
2 施策の重点化	27
第5章 計画の推進	28
1 計画の推進体制	28
2 進捗管理	28
3 計画の見直し	28
資料 マトリクス表	29

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。その後、平成 30 年 12 月に基本計画の改定を行い、令和 5 年 6 月の基本法の改正に伴い、令和 5 年 7 月に 2 回目の基本計画の改定を行いました。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧及び復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

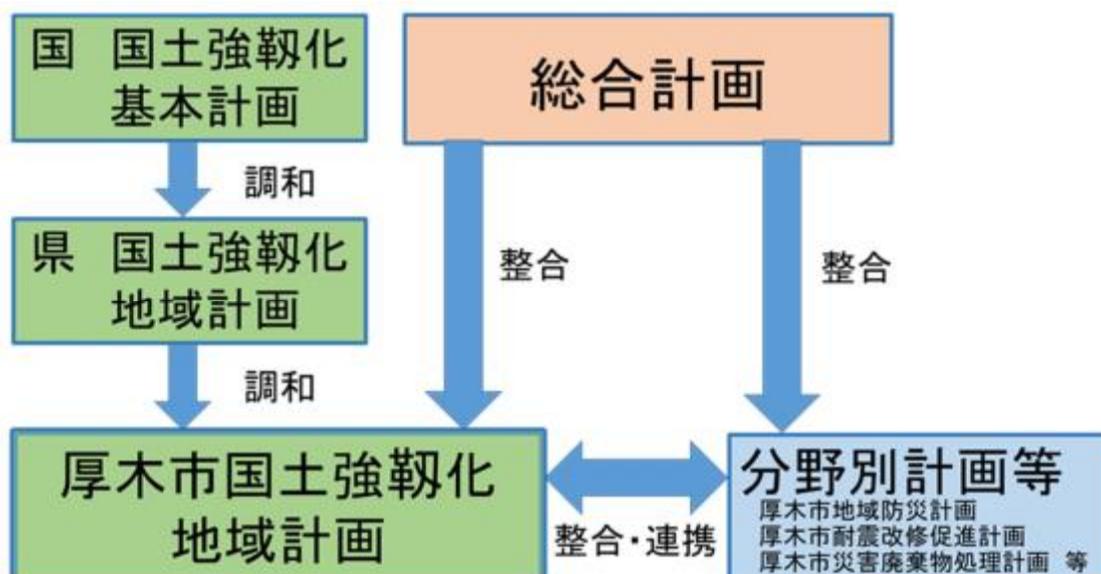
神奈川県では、このような国の動きに併せて平成 29 年 3 月に神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和 4 年 3 月に県地域計画の修正を行いました。

本市においては、厚木市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を令和 3 年 3 月に策定し、各年度において取組事業の設定見直しを行っております。この度、改正された基本法及び基本計画に基づき、本市における防災及び減災の施策を客観的に分析・整理し、更なる充実を図ることを目的に市地域計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

市地域計画は、本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）、厚木市地域防災計画等の分野別計画との整合等を図る計画として位置付けるものです。

図 市地域計画及び総合計画の関係



第2章 本市の概況

1 本市の概況

(1) 自然的条件

位置	県の中央に位置し、東経 139 度 21 分、北緯 35 度 26 分、海拔 20.3m (中心市街地) にあり、面積は 93.83 km ² です。
地形	北西部に広がる丹沢山地、尼寺原台地及び荻野台地などの洪積台地及び南東部に広がる沖積平野の三段構えの地層と呼ばれる地域にあり、標高差が約 1,200m にも及ぶ起伏に富んだ地形となっています。
地質	本市の地質は、北部と南部の二つに大別されます。北部は、一般に台地の表面がローム層に覆われており、その下に砂れき層が分布しています。南部は、台地表面がローム層でその下部に砂れき層があり、次に暗灰色の泥層となります。
活断層	本市の周辺には、伊勢原断層及び国府津－松田断層帯が存在します。

(2) 人口・インフラ・産業・交通

人口	総人口は、平成 27 年をピークに緩やかに減少し始め、令和 47 年には、156,422 人になると予想されます。
インフラ	人口の急増した昭和 50 年代～平成初期における高度成長期以降に集中的に整備された公共施設や道路等のインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれており、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があります。
産業	本市は、県央の拠点都市として栄え、首都圏南西部の陸上交通の要衝として、製造業、流通業、研究開発機能などの立地が進み、産業都市として発展してきました。市外から多くの方が働きに来ており、昼夜間人口比率や就従比は 1.0 を超えています。
交通	本市は、首都圏中央連絡自動車道及び新東名高速道路の高規格幹線道路が整備され、将来的には七つのインターチェンジが設置されるなど、道路交通の要衝としての役割が期待されています。

2 想定する大規模災害

(1) 地震災害

市域に甚大な被害をもたらす可能性がある地震を対象とした地震被害想定調査を実施しました。そのうち、本市に最も影響が大きいものとして、都心南部直下地震は30年以内の発生確率が70%と評価され、この地震が発生した場合、市域では最大で震度6強の揺れが想定されています。

図 都心南部直下地震震度分布図

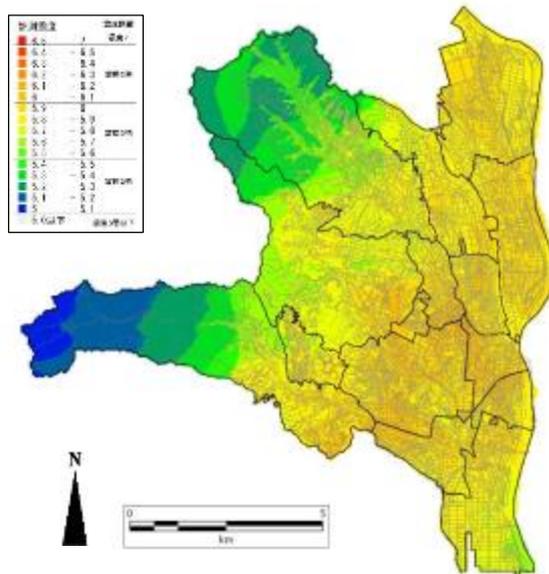
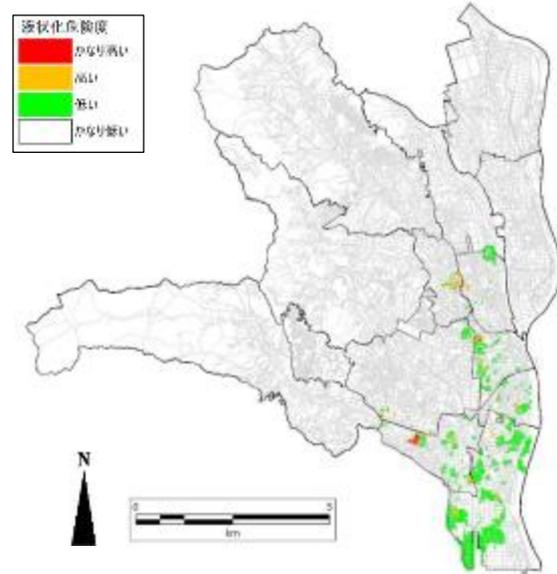


図 都心南部直下地震の液状化危険度分布図



出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成31年3月）

表 地震被害想定調査結果（市域における被害）（冬18時の想定で算出）

種別	被害項目	被害単位	都心南部直下地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	1,054	0	0	8,085
		半壊数（棟）	6,041	22	39	12,329
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	23	13	14	82
		半壊数（棟）	38	21	23	138
	斜面崩壊による建物被害	全壊数（棟）	29	2	2	49
		半壊数（棟）	67	5	6	115
被害合計	全壊数（棟）	1,105	15	16	8,217	
	半壊数（棟）	6,146	49	68	12,582	
人的被害	死者	死者数（人）	72	1	1	548
	重症者	重症者数（人）	33	1	1	207
	中等症者	中等症者数（人）	483	10	13	1,722
	軽症者	軽症者数（人）	899	15	20	2,386

出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成31年3月）

(2) 風水害

市域を流れる9河川において、洪水による浸水が想定されている区域があり、特に河川の流域沿いでは被害が想定されています。

図 相模川洪水浸水想定区域

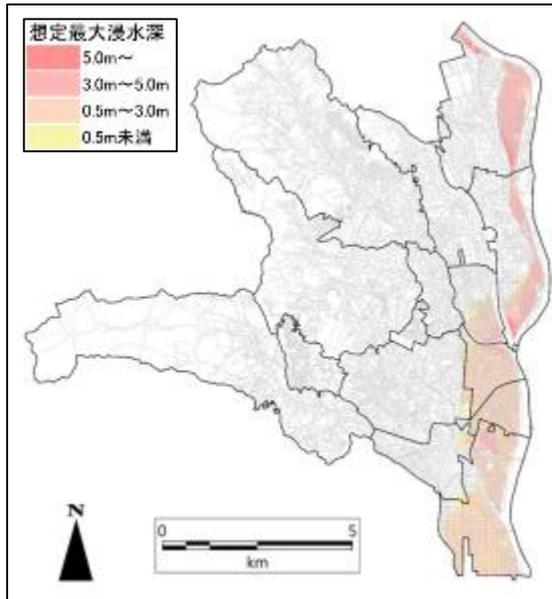


図 中津川洪水浸水想定区域

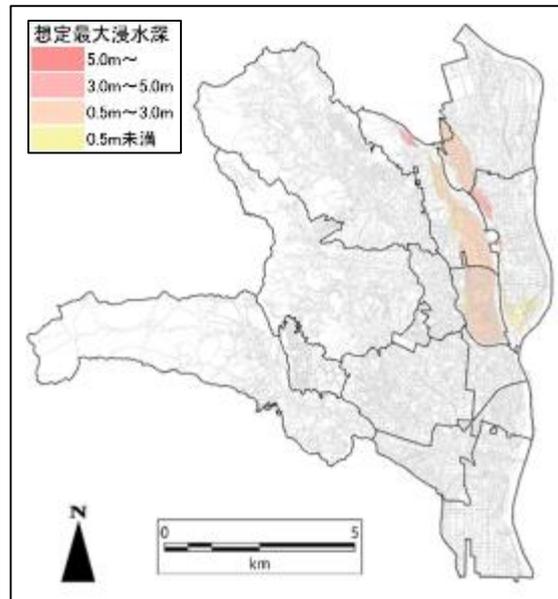


図 小鮎川・荻野川洪水浸水想定区域

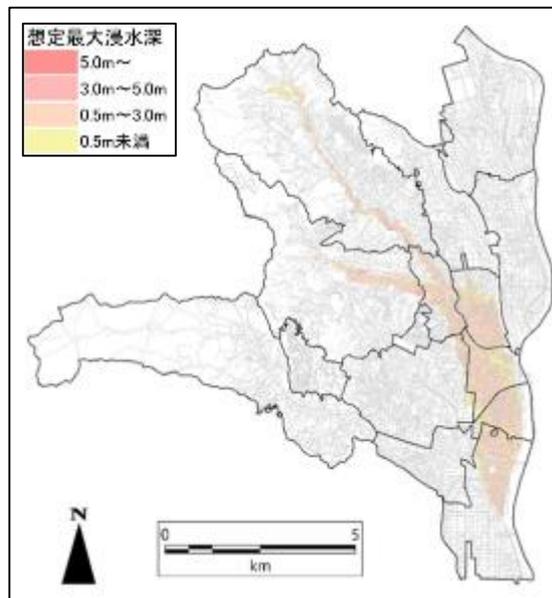


図 玉川・細田川洪水浸水想定区域

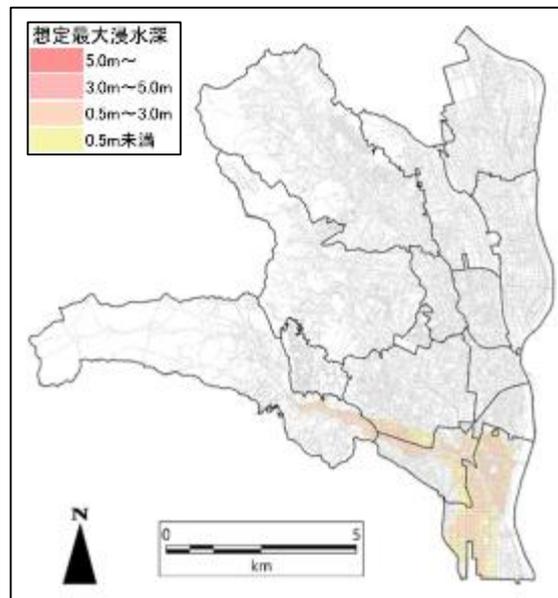


図 恩曾川洪水浸水想定区域

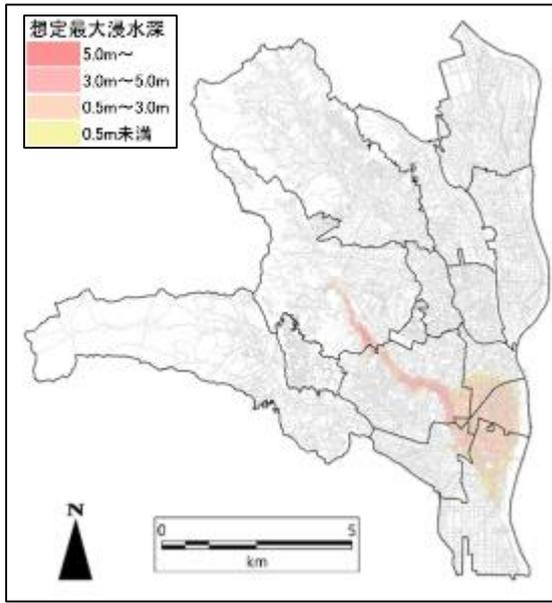


図 善明川洪水浸水想定区域

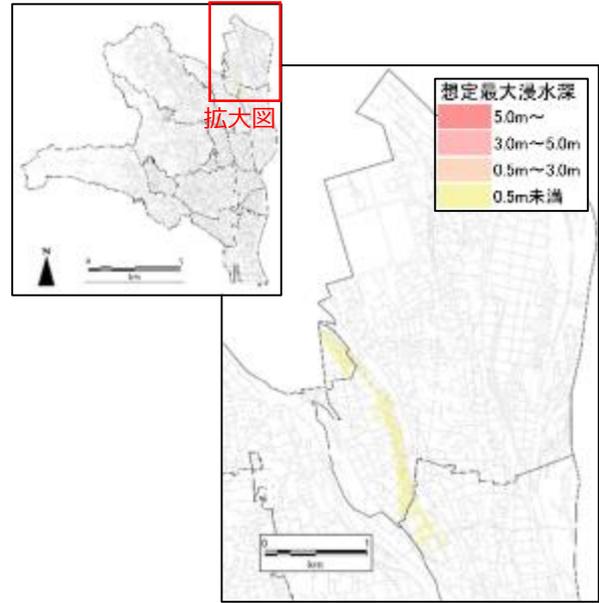


図 山際川洪水浸水想定区域

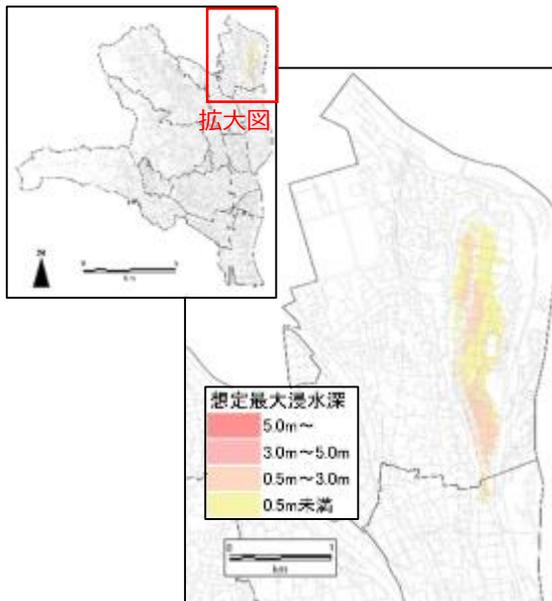
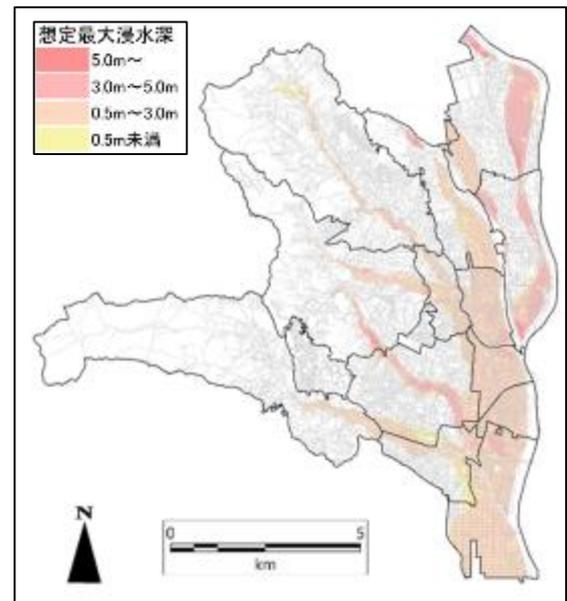


図 9河川の想定最大規模の合図

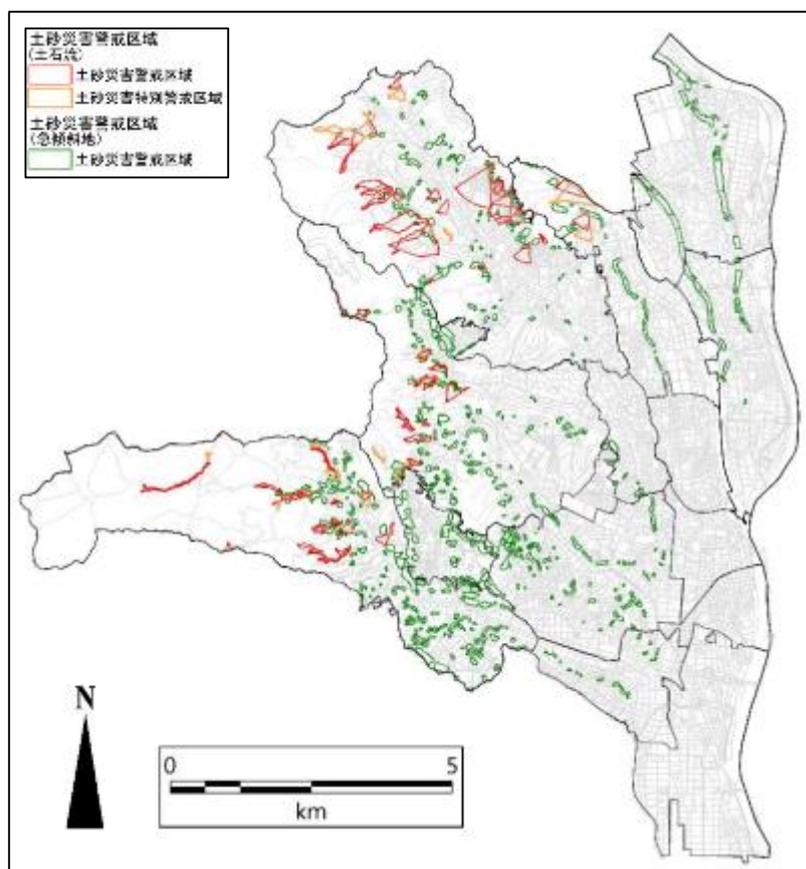


出典：厚木市洪水浸水ハザードマップ（平成 30 年 10 月）

(3) 土砂災害

市の中央部から北部及び西部にかけて土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。土砂災害が発生した場合、人的被害や建物被害、さらに、道路分断等に伴う市民生活への影響などが想定されます。

図 土砂災害危険箇所図 (令和3年8月)



出典：神奈川県土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域データ

表 本市における土砂災害警戒区域等の指定

区分		箇所数
土石流	警戒区域（うち特別警戒区域）	75（60）
急傾斜	警戒区域（うち特別警戒区域）	250（245）
地すべり	警戒区域（うち特別警戒区域）	0（0）
合計	警戒区域（うち特別警戒区域）	325（305）

出典：神奈川県土砂災害情報ポータル - 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の法定図書など
(令和6年4月12日現在)

第3章 計画の基本的な考え方

本市の国土強靱化を推進するに当たり、基本目標及び基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標を次のとおり定めます。

1 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- 4 迅速な復旧復興を図ること。

2 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における国土強靱化を推進する上での基本的な方針を踏まえ、本市の強靱化を推進するに当たり、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ア 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から分析しつつ取り組みます。
- イ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組みます。
- ウ 地域の活力高揚及び経済成長にも資する取組とします。

(2) 適切な施策の組合せ

- ア ハード対策及びソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- イ 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、市及び民間が適切に連携及び役割分担をして強靱化に資する適切な対策を講じます。
- ウ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえます。
- イ 既存の社会資本を有効活用するほか、民間資金の積極的な活用を図ります。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものとします。
- エ デジタル技術等の新技術の活用による国土強靱化施策の高度化を図ります。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながり及びコミュニティ機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- イ 妊産婦、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の方に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。
- ウ 国、県、他の市区町村や関係機関、企業、団体等との間で協定を締結するなど、官民連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策や事業継続性の確保等が行えるように努めます。

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、基本計画及び県地域計画に定めるリスクシナリオを踏まえ、次のとおり 26 の起きてはならない最悪の事態を設定します。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

 施策を重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標 (6)		起きてはならない最悪の事態（26）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート ^{まひ} の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下

施策を重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標 (6)		起きてはならない最悪の事態 (26)	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上水道施設等の長期間にわたる供給停止
		5-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

5 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分野として、次のとおり七つの個別施策分野と五つの横断的分野を設定します。

表 施策分野の設定

分野	施策分野
個別施策分野	1 行政機能・消防・防災教育等
	2 住宅・都市・交通・国土保全
	3 保健医療・福祉
	4 情報通信
	5 産業・物流・エネルギー
	6 環境・農林水産
	7 土地利用
横断的分野	1 市民協働の推進
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 官民連携
	5 デジタル技術の活用

第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策

1 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策

脆弱性の分析及び整理の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクへの対応方策として取りまとめました。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
	◆主な施策名（小分類）
	▶主な関連事業
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生《重点》
1	建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の耐震化 ◆建築物の耐震改修の促進 ◆不特定多数が利用する建築物の耐震化 ◆社会福祉施設の防災対策 ▶木造住宅耐震改修促進事業費補助事業 ▶マンション耐震事業費補助事業 ▶耐震改修促進計画改定事業 ▶本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業
2	防災体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆避難場所の確保・整備 ◆防災拠点となる都市公園の整備 ◆公園施設の整備 ◆公園施設の長寿命化 ◆運動公園施設の長寿命化 ◆学校の防災体制の整備 ◆小・中学校施設の最適化 ◆市立保育所の整備 ◆認定こども園の整備 ◆A I を活用した情報収集 ▶（仮称）北部地区公園整備事業 ▶公園緑地整備事業 ▶運動公園長寿命化事業 ▶小中学校学校施設最適化推進事業 ▶市立保育所整備事業 ▶認定こども園施設整備事業 ▶災害情報収集伝達システム運用事業
3	要配慮者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆避難支援体制の整備 ◆要配慮者等に対する避難誘導支援 ◆119番通報時等の多言語通訳 ◆災害時通訳ボランティアの育成 ▶多文化共生交流事業
4	地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆市民の防災意識の向上 ◆オールハザードマップ等の作成 ◆地区別防災マップの作成 ◆防災教育の充実 ◆自主防災組織等の強化 ◆ポケットブックの作成 ◆地域における避難場所の確保 ▶地域防災力強化事業 ▶オールハザードマップ等作成事業 ▶地区別防災マップ作成事業 ▶セーフコミュニティ推進事業 ▶地域セーフコミュニティ活動推進事業 ▶防災マニュアル作成事業

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
◆ 主な施策名（小分類）	
▶ 主な関連事業	
	5 防災まちづくり ◆安全なまちづくりの推進 ◆ブロック塀の安全対策の促進 ◆宅地耐震化の推進 ▶コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業 ▶危険ブロック塀等防災工事補助金 ▶宅地耐震化推進事業
	6 消防力の強化 ◆消防団の活性化 ◆消防団施設の整備 ◆消防車両の整備 ◆高機能消防指令センターの整備 ▶消防団活性化事業 ▶消防団施設整備事業 ▶消防車両整備事業 ▶高機能消防指令センター整備事業
	7 防災訓練の実施 ◆総合防災訓練 ◆医療関係機関等との連携による防災訓練の実施 ◆地域特性に応じた訓練の実施 ▶総合防災訓練等事業
	1 - 2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 《重点》
	1 要配慮者等への支援 ◆避難支援体制の整備（再掲） ◆要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲） ◆119番通報時等の多言語通訳（再掲） ◆災害時通訳ボランティアの育成（再掲） ▶多文化共生交流事業
	2 防災体制の整備 ◆学校の防災体制の整備（再掲） ◆空き家対策 ◆A Iを活用した情報収集（再掲） ▶空き家等対策推進事業 ▶災害情報収集伝達システム運用事業
	3 防災まちづくり ◆本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定 ◆中心市街地の整備 ◆安全なまちづくりの推進（再掲） ▶本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業 ▶中町第2 - 2地区周辺交通アクセス整備事業
4 道路整備 ◆道路用地の取得 ▶街路用地取得事業 ▶道路整備用地取得事業 ▶道路用地取得事業	
5 危険物施設等の安全対策 ◆危険物施設等の安全対策の周知	
6 防火意識の啓発 ◆防火意識の啓発 ▶防火意識啓発事業	

リスクシナリオ		
施策名（大分類）		
◆主な施策名（小分類）		
▶主な関連事業		
	7 防災訓練の実施 ◆総合防災訓練（再掲） ◆医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲） ◆地域特性に応じた訓練の実施（再掲） ▶総合防災訓練等事業	
	8 消防力の強化 ◆消防力整備計画の推進 ◆消防職員の育成 ◆消防車両の整備（再掲） ▶消防力整備計画改定事業 ▶消防車両整備事業	
	9 応援体制の強化 ◆広域応援体制の強化	
	10 通電火災対策 ◆感震ブレーカーの整備 ▶感震ブレーカー整備事業	
	1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 《重点》	
	1 河川改修 ◆準用河川恩曾川の改修 ▶準用河川恩曾川改修事業	
	2 排水施設の整備 ◆公共下水道の浸水対策 ▶公共下水道厚木排水区浸水被害軽減事業（公共下水道事業会計） ▶公共下水道浸水対策事業（公共下水道事業会計）	
	3 農業基盤の整備 ◆農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等 ▶農業基盤整備事業	
	4 要配慮者等への支援 ◆避難支援体制の整備（再掲） ◆要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲） ◆119番通報時等の多言語通訳（再掲） ◆災害時通訳ボランティアの育成（再掲） ▶多文化共生交流事業	
	5 地域防災力の強化 ◆市民の防災意識の向上（再掲） ◆オールハザードマップ等の作成（再掲） ◆地区別防災マップの作成（再掲） ◆防災教育の充実（再掲） ◆自主防災組織等の強化（再掲） ◆ポケットブックの作成（再掲） ◆地域における避難場所の確保（再掲） ▶地域防災力強化事業 ▶オールハザードマップ等作成事業 ▶地区別防災マップ作成事業 ▶セーフコミュニティ推進事業 ▶地域セーフコミュニティ活動推進事業 ▶防災マニュアル作成事業	

リスクシナリオ	
	施策名（大分類）
	◆ 主な施策名（小分類）
	▶ 主な関連事業
	6 防災まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全なまちづくりの推進（再掲） ◆ 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制 ◆ 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進 ◆ 民間事業者における浸水対策 ◆ 住宅、集合住宅等の止水対策 ▶ コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業 ▶ 浸水防止対策事業補助金 ▶ 止水板設置補助金
	7 消防力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団の活性化（再掲） ◆ 消防団施設の整備（再掲） ◆ 消防車両の整備（再掲） ▶ 消防団活性化事業 ▶ 消防団施設整備事業 ▶ 消防車両整備事業
	8 防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合防災訓練（再掲） ◆ 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲） ◆ 地域特性に応じた訓練の実施（再掲） ▶ 総合防災訓練等事業
	9 復興まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 迅速な復興まちづくりの実現
	10 防災体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆ A I を活用した情報収集（再掲） ▶ 災害情報収集伝達システム運用事業
	1 - 4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生《重点》
	1 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 急傾斜地の安全対策 ▶ 急傾斜地安全対策事業
	2 公園・緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 土砂災害特別警戒区域の整備 ▶ 公園緑地整備事業
	3 防災まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全なまちづくりの推進（再掲） ◆ 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制（再掲） ◆ 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進（再掲） ▶ コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業
	4 防災体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校の防災体制の整備（再掲） ◆ A I を活用した情報収集（再掲） ▶ 災害情報収集伝達システム運用事業

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
◆ 主な施策名（小分類）	
▶ 主な関連事業	
	5 要配慮者等への支援 ◆ 避難支援体制の整備（再掲） ◆ 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲） ◆ 119番通報時等の多言語通訳（再掲） ◆ 災害時通訳ボランティアの育成（再掲） ▶ 多文化共生交流事業
	6 地域防災力の強化 ◆ 市民の防災意識の向上（再掲） ◆ オールハザードマップ等の作成（再掲） ◆ 地区別防災マップの作成（再掲） ◆ 防災教育の充実（再掲） ◆ 自主防災組織等の強化（再掲） ◆ 地域における避難場所の確保（再掲） ▶ 地域防災力強化事業 ▶ オールハザードマップ等作成事業 ▶ 地区別防災マップ作成事業 ▶ セーフコミュニティ推進事業 ▶ 地域セーフコミュニティ活動推進事業 ▶ 要配慮者等宿泊施設利用補助金
	7 消防力の強化 ◆ 消防団の活性化（再掲） ◆ 消防団施設の整備（再掲） ◆ 消防車両の整備（再掲） ▶ 消防団活性化事業 ▶ 消防団施設整備事業 ▶ 消防車両整備事業
	8 防災訓練の実施 ◆ 総合防災訓練（再掲） ◆ 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲） ◆ 地域特性に応じた訓練の実施（再掲） ▶ 総合防災訓練等事業

目標 2 救助・救急、医療活動等の迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
	◆主な施策名（小分類）
	▶主な関連事業
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足《重点》
	1 防災訓練の実施
	◆医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）
	2 救助・救急体制の充実
	◆救急救命講習会の実施 ▶救急推進事業
3 消防力の強化	◆消防力整備計画の推進（再掲） ◆消防職員の育成（再掲） ◆消防資器材の整備 ◆消防団の活性化（再掲） ◆消防団施設の整備（再掲） ◆消防車両の整備（再掲） ◆消防水利の整備 ▶消防力整備計画改定事業 ▶消防資器材整備事業 ▶消防団活性化事業 ▶消防団施設整備事業 ▶消防車両整備事業 ▶消防水利整備事業
	4 応援体制の強化
	◆広域応援体制の強化（再掲）
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート^{まひ}の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	1 医療体制の充実
	◆市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備 ◆医薬品の循環型備蓄 ◆災害時における地域医療の充実 ▶厚木市立病院浸水対策事業（病院事業会計） ▶災害時医療対策事業
	2 燃料の確保
	◆燃料の確保
	3 防災訓練の実施
	◆医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）
	4 救助・救急体制の充実
	◆救急救命講習会の実施（再掲） ◆災害時医療救護体制の整備 ▶救急推進事業
	5 応援体制の強化
◆広域応援体制の強化（再掲）	

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
	◆主な施策名（小分類）
	▶主な関連事業
2-3	<p>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>1 避難所運営体制の見直し</p> <p>◆避難所運営マニュアルの見直し</p> <p>2 物資供給・集積拠点の整備</p> <p>◆物資供給・集積拠点の整備</p> <p>3 建築物の耐震化</p> <p>◆校舎・体育館等の改修</p> <p>▶校舎・体育館改修事業</p> <p>4 防災体制の整備</p> <p>◆学校給食センターの整備 ◆特別教室への冷暖房設備の設置</p> <p>◆体育館への冷暖房設備の設置 ◆避難所における井戸等の整備</p> <p>▶北部学校給食センター運営事業 ▶特別教室冷暖房設備設置事業</p> <p>▶体育館冷暖房設備設置事業 ▶防災井戸等整備事業</p>
2-4	<p>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 《重点》</p> <p>1 医療体制の充実</p> <p>◆市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備（再掲）</p> <p>◆医薬品の循環型備蓄（再掲） ◆災害時における地域医療の充実（再掲）</p> <p>▶厚木市立病院浸水対策事業（病院事業会計） ▶災害時医療対策事業</p> <p>2 応援体制の強化</p> <p>◆広域応援体制の強化（再掲）</p> <p>3 広域自治体との連携</p> <p>◆広域自治体との連携</p> <p>▶広域都市連携推進事業</p> <p>4 物資の確保</p> <p>◆飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 ◆物資集積拠点の整備</p> <p>▶災害対策事業</p> <p>5 防災体制の整備</p> <p>◆非常用電源設備の整備 ◆児童館（指定緊急避難場所）の整備</p> <p>◆災害拠点施設の整備 ◆学校給食センターの整備（再掲）</p> <p>▶地域防災力強化事業 ▶公共施設脱炭素化推進事業</p> <p>▶中町2-2地区周辺整備事業 ▶北部学校給食センター運営事業</p> <p>6 業務継続体制の確保</p> <p>◆広域応援体制の強化（再掲）</p>

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	◆主な施策名（小分類）
	▶主な関連事業
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生《重点》	<p>1 救助・救急体制の充実</p> <p>◆災害時医療救護体制の整備（再掲）</p> <p>2 防疫体制の整備</p> <p>◆防疫活動、保健活動体制の整備 ◆水害時の衛生対策と消毒方法の周知</p> <p>3 火葬体制の強化</p> <p>◆広域火葬体制の強化</p> <p>4 避難所運営体制の見直し</p> <p>◆感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し</p> <p>5 衛生用品等の備蓄の見直し</p> <p>◆衛生用品等の備蓄の見直し</p>

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
◆主な施策名（小分類）	
▶主な関連事業	
3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
1 地域防犯活動の推進	
◆防犯対策 ◆空き家対策（再掲）	
▶防犯啓発事業 ▶街頭犯罪対策事業	
▶地域青パト推進事業補助金 ▶空き家等対策推進事業	
2 地域防災力の強化	
◆自主防災組織等の強化（再掲）	
▶セーフコミュニティ推進事業 ▶地域セーフコミュニティ活動推進事業	
3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
1 庁舎の整備	
◆市庁舎の整備 ◆消防庁舎の整備	
▶中町第2-2地区周辺整備事業 ▶消防庁舎整備事業	
2 業務継続体制の確保	
◆業務継続体制の確保 ◆広域応援体制の強化（再掲）	
3 防災訓練の実施	
◆実践的な訓練の実施	
4 防災体制の整備	
◆学校の防災体制の整備（再掲） ◆斎場機能の維持	
5 建築物の耐震化	
◆校舎・体育館等の改修（再掲）	
▶校舎・体育館改修事業	
6 復旧体制の整備	
◆復興対策マニュアルの整備	

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
	◆主な施策名（小分類）
	▶主な関連事業
4-1	<p>サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞</p> <p>1 企業防災の強化</p> <p>◆企業の防災体制の確立</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>◆民間事業者における浸水対策（再掲）</p> <p>▶浸水防止対策事業補助金</p>
4-2	<p>重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大</p> <p>1 企業防火・防災の強化</p> <p>◆重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策</p> <p>◆企業の防災体制の確立（再掲）</p> <p>▶防火意識啓発事業</p> <p>2 危険物施設等の安全対策</p> <p>◆危険物施設等の安全対策の周知（再掲）</p>
4-3	<p>食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響</p> <p>1 物資の確保</p> <p>◆飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）</p> <p>◆物資集積拠点の整備（再掲）</p> <p>▶災害対策事業 ▶物資集積拠点整備事業</p>
4-4	<p>農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下</p> <p>1 農業基盤の整備</p> <p>◆農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等（再掲）</p> <p>▶農業基盤整備事業</p> <p>2 森林の整備・保全</p> <p>◆森林の整備・保全</p> <p>▶林業振興事業</p>

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
	◆ 主な施策名（小分類）
	▶ 主な関連事業
5-1	<p>テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態《重点》</p> <p>1 道路の整備</p> <p>◆ あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施 ◆ 無電柱化の推進</p> <p>▶ 無電柱化整備事業</p> <p>2 ライフライン機能の確保</p> <p>◆ 特設公衆電話の設置・利用</p> <p>3 情報発信・伝達体制の整備</p> <p>◆ 災害情報収集伝達の強化</p> <p>▶ 災害情報収集伝達強化事業</p> <p>4 情報発信・伝達体制の強化</p> <p>◆ 情報発信・伝達体制の強化 ◆ デジタルサイネージの設置</p> <p>◆ 公衆無線LANの整備</p> <p>▶ 新型防災ラジオ整備事業 ▶ 防災行政無線維持管理事業 ▶ 映像メディア活用事業</p> <p>▶ デジタルサイネージ設置事業 ▶ 公衆無線LAN整備事業</p> <p>5 要配慮者等への支援</p> <p>◆ 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>◆ 総合防災訓練（再掲）</p> <p>▶ 総合防災訓練等事業</p>
5-2	<p>都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>1 体制の整備</p> <p>◆ 非常時のガス供給体制の整備 ◆ 電力の確保</p> <p>2 企業防災の強化</p> <p>◆ 企業の防災体制の確立（再掲）</p> <p>3 自立・分散型エネルギーの導入促進</p> <p>◆ 自立・分散型エネルギーの導入促進</p> <p>4 道路の整備</p> <p>◆ 無電柱化の推進（再掲）</p> <p>▶ 無電柱化整備事業</p>

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
	◆ 主な施策名（小分類）
	▶ 主な関連事業
5	防災体制の整備
	◆ 非常用電源設備の整備（再掲）
	▶ 地域防災力強化事業
5-3	上水道等の長期間にわたる供給停止
1	応急給水体制の整備
	◆ 給水対策と応援協力体制の整備 ◆ 生活用水の確保
	▶ 災害対策事業
5-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
1	下水道の整備
	◆ 下水道総合地震対策
2	合併処理浄化槽の普及促進
	◆ 合併処理浄化槽の普及促進
	▶ 合併処理浄化槽普及促進事業
5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響《重点》
1	土砂災害対策
	◆ 急傾斜地の安全対策（再掲）
	▶ 急傾斜地安全対策事業
2	道路整備
	◆ 道路・橋りょう等の整備 ◆ 生活道路の整備
	◆ 橋りょうの長寿命化 ◆ 橋りょうの架け替え ◆ 幹線市道の新設改良
	◆ 交差点の改良 ◆ 街路の整備 ◆ 沿道建築物の耐震化
	◆ 舗装の長寿命化 ◆ 道路付属物の長寿命化
	◆ 無電柱化の推進（再掲） ◆ 路面下空洞調査
	▶ 生活道路整備事業 ▶ 橋りょう長寿命化事業 ▶ 橋りょう架替事業
	▶ 幹線市道新設改良事業 ▶ 交差点等改良事業 ▶ 街路整備事業
	▶ 沿道建築物耐震促進事業費補助事業
	▶ 道路維持補修事業
	▶ 道路付属物長寿命化事業
	▶ 無電柱化整備事業
3	広域自治体との連携
	◆ 広域自治体との連携（再掲）
	▶ 広域都市連携推進事業
4	復旧体制の整備
	◆ 道路啓開・交通制限体制の整備 ◆ 応急危険度判定の体制整備

リスクシナリオ	
	施策名（大分類）
	◆主な施策名（小分類） ▶主な関連事業
	5 建築物の耐震化 ◆住宅の耐震化（再掲） ◆建築物の耐震改修の促進（再掲） ◆不特定多数が利用する建築物の耐震化（再掲） ▶木造住宅耐震改修促進事業費補助事業 ▶マンション耐震事業費補助事業 ▶耐震改修促進計画改定事業
	6 防災まちづくり ◆ブロック塀の安全対策の促進（再掲） ▶危険ブロック塀等防災工事補助金

目標 6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
◆ 主な施策名（小分類）	
▶ 主な関連事業	
6-1	<p>自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p> <p>1 復興まちづくり</p> <p>◆ 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）</p> <p>2 復旧体制の整備</p> <p>◆ 道路啓開・交通制限体制の整備（再掲）</p> <p>◆ 復興対策マニュアルの整備（再掲）</p> <p>◆ 被災宅地危険度判定の体制整備</p> <p>3 地籍調査の促進</p> <p>◆ 国土調査の実施</p> <p>▶ 国土調査事業</p>
6-2	<p>災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p> <p>1 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>◆ 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>▶ 市民活動推進事業</p>
6-3	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>1 災害廃棄物処理に係る連携体制の強化</p> <p>◆ 災害廃棄物処理に係る連携強化</p>
6-4	<p>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>1 復興まちづくり</p> <p>◆ 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）</p> <p>2 復旧体制の整備</p> <p>◆ 復興対策マニュアルの整備（再掲）</p> <p>3 被災者の生活支援</p> <p>◆ 被災者生活再建支援システムの整備</p> <p>▶ 被災者支援システム整備事業</p> <p>4 地籍調査の促進</p> <p>◆ 国土調査の実施（再掲）</p> <p>▶ 国土調査事業</p>

リスクシナリオ	
施策名（大分類）	
◆ 主な施策名（小分類）	
▶ 主な関連事業	
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
1	地域防災力の強化
	◆ 自主防災組織等の強化（再掲）
	▶ セーフコミュニティ推進事業 ▶ 地域セーフコミュニティ活動推進事業
2	防災体制の整備
	◆ 文化財所有者・管理者の防災対策
	▶ 指定文化財保存修理等補助金
3	被災者の生活支援
	◆ 被災者相談の実施体制の整備

2 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。

本市では、人命の保護を最優先として、意向調査（アンケート）の結果や社会情勢を踏まえ、影響の大きさ、緊急度、行政の役割などを考慮し、表のとおり重点化する施策により回避すべき起きてはならない最悪の事態を選定しました。

表 重点化する施策により回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標 (3)	起きてはならない最悪の事態 (9)	
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動等の迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
災害等発生後における情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害の防止との早期復旧	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制の下、一丸となり推進していく必要があります。

また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協働を進めることが非常に重要であるため、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

2 進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくものとします。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や分野別計画等の関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進めていきます。さらに、本市だけでは対応できない事項については、国、県、関連機関等への働き掛けなどを通じ、事業の推進を図っていきます。

3 計画の見直し

市地域計画の見直しについては、本市の総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画及び県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を再度分析・整理し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策については、市地域計画の見直しにかかわらず、随時設定等を行います。

なお、市地域計画は、他の分野別計画において国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に関する他の計画については、それぞれ計画の見直し及び修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図ります。

資料 マトリクス表

【1/4】

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野											
		個別施策分野							横断的分野				
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジ タル
1-1, 5-5	住宅の耐震化		○								○		
1-1, 5-5	建築物の耐震改修の促進		○								○		
1-1, 5-5	不特定多数が利用する建築物の耐震化		○								○		
1-1	社会福祉施設の防災対策		○								○		
1-1	避難場所の確保・整備	○	○										
1-1	防災拠点となる都市公園の整備	○	○										
1-1	公園施設の整備		○										
1-1	公園施設の長寿命化	○	○								○		
1-1	運動公園施設の長寿命化	○	○								○		
1-1, 1-2, 1-4, 3-2	学校の防災体制の整備	○	○										
1-1	小・中学校施設の最適化	○	○										
1-1	市立保育所の整備	○	○								○		
1-1	認定こども園の整備	○	○								○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	AIを活用した情報収集	○											○
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	避難支援体制の整備			○					○				
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 5-1	要配慮者等に対する避難誘導支援	○			○				○				
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	119番通報時等の多言語通訳	○			○								
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	災害時通訳ボランティアの育成	○							○	○			
1-1, 1-3, 1-4	市民の防災意識の向上	○							○	○			
1-1, 1-3, 1-4	オールハザードマップ等の作成	○											
1-1, 1-3, 1-4	地区別防災マップの作成	○							○				
1-1, 1-3, 1-4	防災教育の充実	○							○				
1-1, 1-3, 1-4, 3-1, 6-5	自主防災組織等の強化	○	○						○				
1-1, 1-3	ポケットブックの作成	○											
1-1, 1-3, 1-4	地域における避難場所の確保	○										○	
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	安全なまちづくりの推進	○	○					○					○
1-1, 5-5	ブロック塀の安全対策の促進		○								○		
1-1	宅地耐震化の推進		○					○					
1-1, 1-3, 1-4, 2-1	消防団の活性化	○							○				
1-1, 1-3, 1-4, 2-1	消防団施設の整備	○									○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1	消防車両の整備	○											
1-1	高機能消防指令センターの整備	○											
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 5-1	総合防災訓練	○							○	○			

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野										
		個別施策分野							横断的分野			
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	高齢化 対策	官民 連携
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1, 2-2	医療関係機関等との連携による防災訓練の実施	○		○					○	○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	地域特性に応じた訓練の実施	○						○				
1-2, 3-1	空き家対策		○							○		
1-2, 2-5	本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定	○	○									
1-2	中心市街地の整備		○									
1-2	道路用地の取得		○									
1-2, 4-2	危険物施設等の安全対策の周知	○				○						
1-2	防火意識の啓発	○	○			○		○	○			
1-2, 2-1	消防力整備計画の推進	○										
1-2, 2-1	消防職員の育成	○							○			
1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 3-2	広域応援体制の強化	○						○				
1-2	感震ブレーカーの整備	○										
1-3	準用河川恩曾川の改修						○					
1-3	公共下水道の浸水対策		○									
1-3, 4-4	農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等						○			○		
1-3, 1-4	市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制		○					○				
1-3, 1-4	市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進		○					○				
1-3, 4-1	民間事業者における浸水対策					○					○	
1-3	住宅、集合住宅等の止水対策		○									
1-3, 6-1, 6-4	迅速な復興まちづくりの実現		○									
1-4, 5-5	急傾斜地の安全対策		○									
1-4	土砂災害特別警戒区域の整備		○									
2-1, 2-2	救急救命講習会の実施	○		○				○	○			
2-1	消防資器材の整備	○										
2-1	消防水利の整備	○										
2-2, 2-4	市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備			○								
2-2, 2-4	医薬品の循環型備蓄			○								
2-2, 2-4	災害時における地域医療の充実			○							○	
2-2	燃料の確保					○						
2-2, 2-6	災害時医療救護体制の整備			○				○				
2-3	避難所運営マニュアルの見直し			○								
2-3	物資供給・集積拠点の整備			○								
2-3, 3-2	校舎・体育館等の改修	○								○		
2-3	特別教室への冷暖房設備の設置	○										
2-3	体育館への冷暖房設備の設置	○										

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野											
		個別施策分野							横断的分野				
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジ タル
2-3, 2-4	学校給食センターの整備	○											
2-3	避難所における井戸等の整備	○											
2-4, 5-5	広域自治体との連携	○											
2-4, 2-5, 4-3	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○						○					
2-4, 2-5, 4-3	物資集積拠点の整備	○											
2-4, 5-2	非常用電源設備の整備	○			○								
2-4	児童館（指定緊急避難場所）の整備	○											
2-4	災害拠点施設の整備	○											
2-5	帰宅困難者対策の推進	○						○					
2-6	防疫活動、保健活動体制の整備			○									
2-6	水害時の衛生対策と消毒方法の周知			○									
2-6	広域火葬体制の強化			○									
2-6	感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し			○									
2-6	衛生用品等の備蓄の見直し			○									
3-1	防犯対策	○											
3-2	市庁舎の整備	○								○			
3-2	消防庁舎の整備	○								○			
3-2	業務継続体制の確保	○				○							
3-2	実践的な訓練の実施	○							○				
3-2	斎場機能の維持	○											
3-2, 6-1, 6-4	復興対策マニュアルの整備	○											
4-1, 4-2, 5-2	企業の防災体制の確立					○							
4-2	重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策	○				○		○					
4-4	森林の整備・保全						○			○			
5-1	あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施		○										
5-1, 5-2, 5-5	無電柱化の推進		○										
5-1	特設公衆電話の設置・利用				○								
5-1	災害情報収集伝達の強化	○			○								
5-1	情報発信・伝達体制の強化	○			○								
5-1	デジタルサイネージの設置		○		○								
5-1	公衆無線LANの整備				○								○
5-2	非常時のガス供給体制の整備					○		○					
5-2	電力の確保					○							
5-2	自立・分散型エネルギーの導入促進					○		○					
5-3	給水対策と応援協力体制の整備		○										
5-3	生活用水の確保		○										
5-4	下水道総合地震対策		○							○			

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野											
		個別施策分野						横断的分野					
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジ タル
5-4	合併処理浄化槽の普及促進		○								○		
5-5	道路・橋りょう等の整備		○										
5-5	生活道路の整備		○										
5-5	橋りょうの長寿命化		○								○		
5-5	橋りょうの架け替え		○								○		
5-5	幹線市道の新設改良		○										
5-5	交差点の改良		○										
5-5	街路の整備		○										
5-5	沿道建築物の耐震化		○				○				○		
5-5	舗装の長寿命化		○								○		
5-5	道路付属施設の長寿命化		○								○		
5-5	路面下空洞調査		○								○		
5-5, 6-1	道路啓開・交通制限体制の整備	○	○										
5-5	応急危険度判定の体制整備	○	○							○			
6-1	被災宅地危険度判定の体制整備	○	○							○			
6-1, 6-4	国土調査の実施		○					○					
6-2	災害救援ボランティアの受入れ	○			○				○				
6-3	災害廃棄物処理に係る連携強化						○						
6-4	被災者生活再建支援システムの整備				○								
6-5	文化財所有者・管理者の防災対策	○											
6-5	被災者相談の実施体制の整備			○					○				

厚木市国土強靱化地域計画 概要版

令和7年3月

発行・編集 厚木市 企画部 危機管理課

厚木市国土強靱化地域計画

令和7年3月

厚 木 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
第2章 本市の概況	2
1 本市の概況	2
(1) 自然的条件	2
(2) 人口・インフラ・産業・交通	4
2 想定する大規模災害	8
(1) 地震災害	8
(2) 風水害	12
(3) 土砂災害	14
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 施策体系図	18
2 目標の設定	20
(1) 基本目標	20
(2) 事前に備えるべき目標	20
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	21
(1) 強靱化に向けた取組姿勢	21
(2) 適切な施策の組合せ	21
(3) 効率的な施策の推進	21
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	21
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	22
5 施策分野の設定	24
第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策	25
1 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策	25
2 施策の重点化	25
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	28
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を 確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	76
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	98
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	104
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	112
目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	134
第5章 計画の推進	144
1 計画の推進体制	144
2 進捗管理	144
3 計画の見直し	144
資料 マトリクス表	145
資料 用語解説	149

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。その後、平成30年12月に基本計画の改定を行い、令和5年6月の基本法の改正に伴い、令和5年7月に2回目の基本計画の改定を行いました。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧及び復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

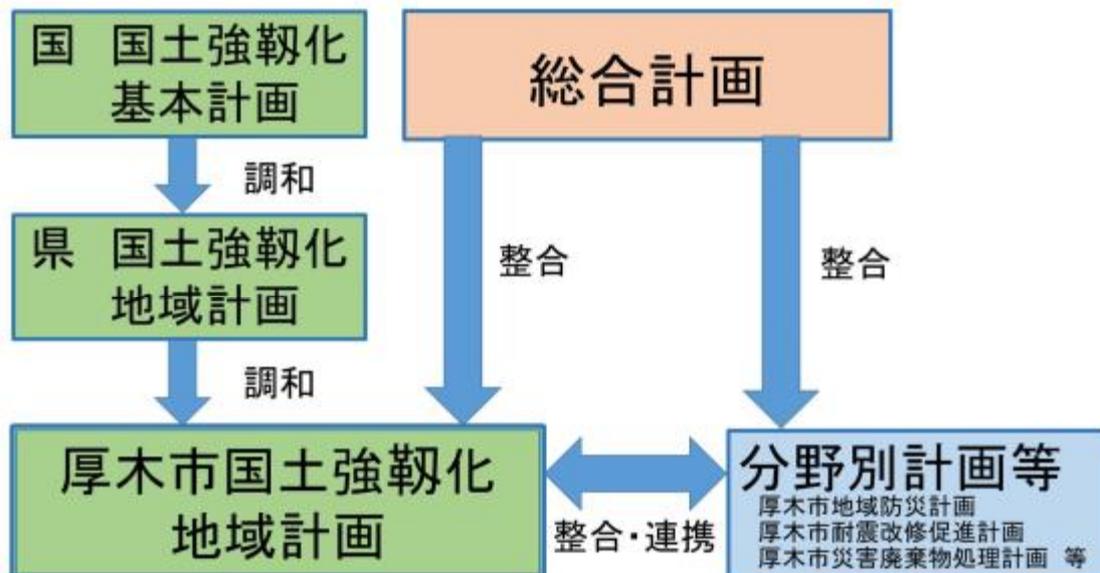
神奈川県では、このような国の動きに併せて平成29年3月に神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和4年3月に県地域計画の修正を行いました。

本市においては、厚木市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を令和3年3月に策定し、各年度において取組事業の設定見直しを行っております。この度、改正された基本法及び基本計画に基づき、本市における防災及び減災の施策を客観的に分析・整理し、更なる充実を図ることを目的に改定するものです。

2 計画の位置付け

市地域計画は、本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）、厚木市地域防災計画等の分野別計画との整合等を図る計画として位置付けるものです。

図 市地域計画及び総合計画の関係



第2章 本市の概況

1 本市の概況

(1) 自然的条件

ア 位置

本市は、県の中央に位置し、東経 139 度 21 分、北緯 35 度 26 分、海拔 20.3m（中心市街地）にあり、西の大山を境に秦野市、西北にかけて愛甲郡清川村及び愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、南は平塚市、伊勢原市の6市2町1村に接しています。

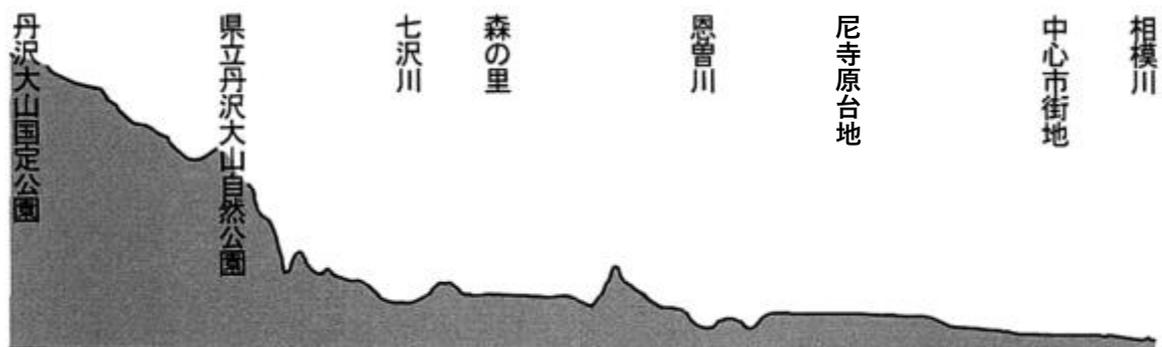
面積は 93.83km²で、東西 13.76km、南北 14.71km の扇形に近い地形で、西北より東南に緩やかに傾斜し、南部に広く開けています。

イ 地形

関東平野の西端、相模川中流域の西岸に位置する本市は、北西部に広がる丹沢山地、尼寺原台地及び荻野台地などの洪積台地及び南東部に広がる沖積平野の三段構えの地層と呼ばれる地域にあり、標高差が約 1,200m にも及ぶ起伏に富んだ地形となっています。

また、東側の市境に相模川が流れているほか、丹沢山地を源流とする中津川、小鮎川を始めとする多くの河川が流れており、洪水による浸水のおそれがあります。市域の北西から南東にかけて緩やかに傾斜した扇状の地形を形成しています。主に市の北部及び西部において急な斜面があることから土砂災害のおそれがあります。

図 変化に富んだ本市の地形



出典：厚木市都市計画マスタープラン

ウ 地質

本市の地質は、北部と南部の二つに大別されます。北部（荻野川から上部）は、一般に台地の表面がローム層に覆われており、その下に砂れき層が分布しています。この砂れき層の下には第三紀層が不整合に存し、その下部には硬岩、れき岩及び泥岩の小仏層（中生層）があります。南部は、台地表面がローム層でその下部に砂れき層があり、次に暗灰色の泥層となります。この泥層と不整合に淡灰色又は黄褐色の凝灰質砂岩が分布し、その下は緑泥化した輝緑岩となっています。また、地震時においては、市中央部から南部の広い範囲で液状化のおそれがあります。

エ 活断層

過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層を特に活断層といいます。全国には陸域において約 2,000 本の活断層が存在しており、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、野島断層によって引き起こされたものです。本市の周辺には、伊勢原断層及び国府津－松田断層帯が存在します。

表 本市周辺の活断層

断層名	調査時期	最新活動時期	再来間隔	調査結果
伊勢原断層 (約 21 km)	平成 7～8 年度 県調査	5～18 世紀 初頭	約 4,000～ 6,000 年	マグニチュード 7 程度の地震が発生すると推定されています。その際、東側が西側に対して約 2 m 程度高まる段差やたわみが生じる可能性があります。
国府津－ 松田断層帯 (約 35 km)	平成 13～15 年度 県調査 平成 21～23 年度 文部科学省調査	12 世紀以降、 14 世紀 前半以前	約 800～ 1,300 年	大深度反射法弾性波探査の結果からフィリピン海プレートと陸側プレートの沈み込み境界から分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはありません。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に 1 回の割合で活動すると考えられています。

出典：県内の主な活断層と調査実施状況（神奈川県）

(2) 人口・インフラ・産業・交通

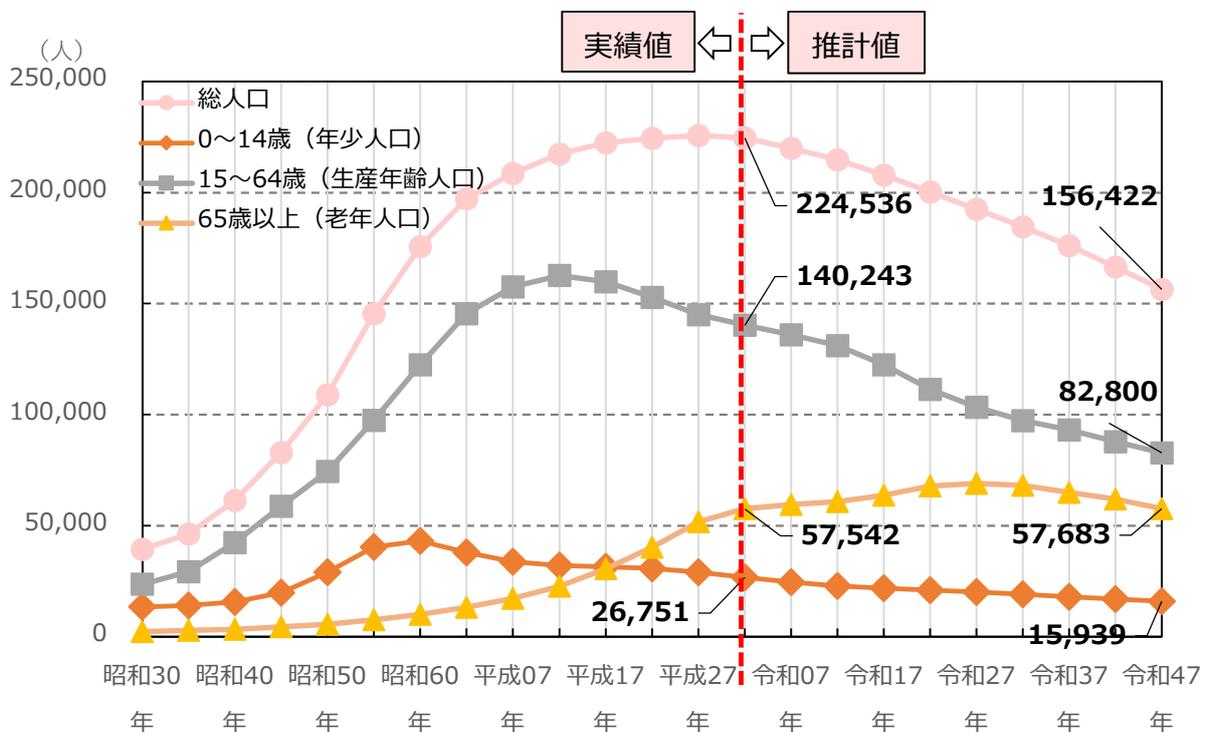
ア 人口

本市の総人口は、市制施行の昭和30年に4万人程度であったものが、昭和55年には14万人に達し、平成3年には20万人を超え、平成27年の人口規模は市制施行の年の5倍強となっています。

その後、総人口は、平成27年をピークに緩やかに減少し始め、令和47年には、156,422人になると予想されます。

人口推移の内訳をみると、年少人口（14歳以下）は、昭和60年以降緩やかに減少しています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年以降減少に転じています。

図 年齢3階層別人口の推移（昭和30年～令和47年）



	昭和30年	令和2年	令和47年
人口	39,409人	224,536人	156,422人
老年人口	2,313人	57,542人	57,683人
高齢化率	5.9%	25.6%	36.9%

出典：実績は国勢調査、推計は厚木市人口ビジョンにおける厚木市推計を基に作成

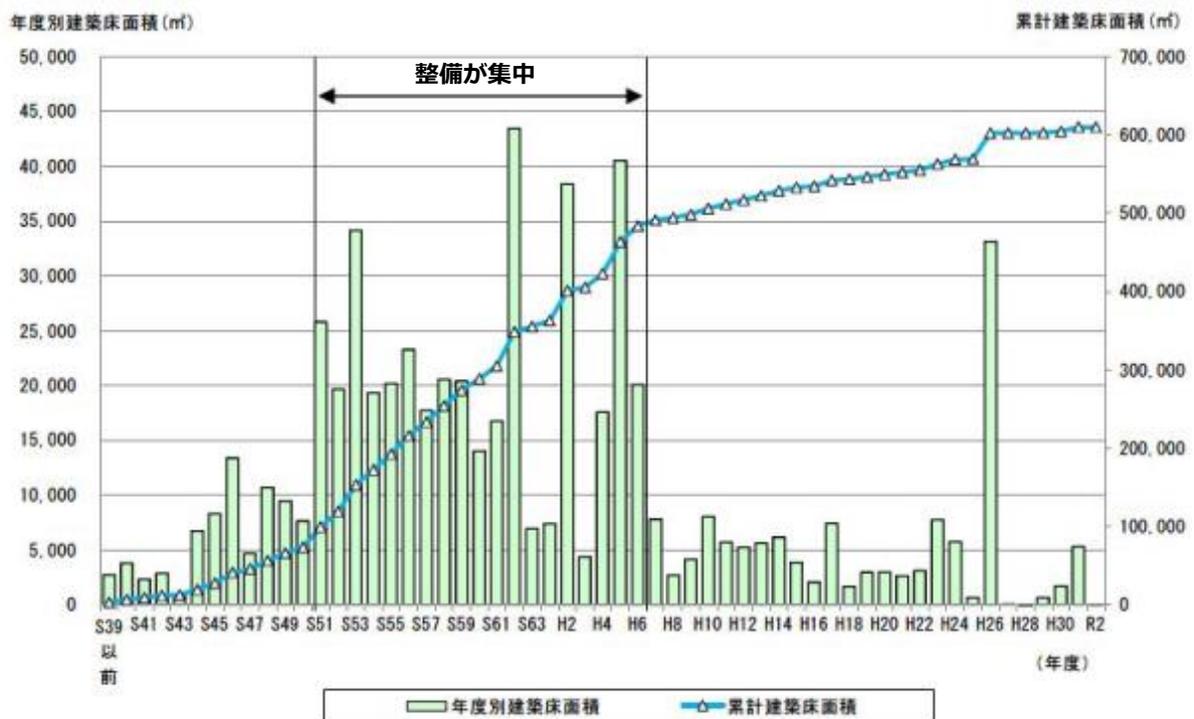
※ 各年10月1日

イ インフラ

人口の急増した昭和 50 年代～平成初期における高度成長期以降に集中的に整備された公共施設や道路等のインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれます。そのことから、市民の生命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があります。

また、各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築し、必要なメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する必要があります。

図 本市の公共建築物の保有量の推移



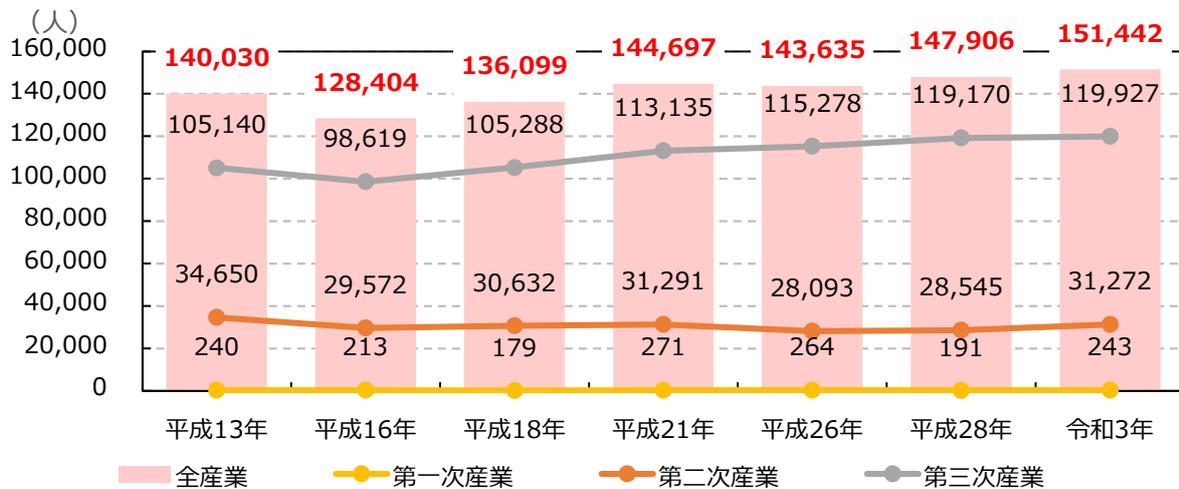
出典：厚木市公共施設最適化基本計画（令和4年2月改定）を基に作成

ウ 産業

本市は、地形的にも交通条件的にも県の中心に位置する優位性から、県央の拠点都市として栄えてきました。さらに、東名高速道路の完成に伴って、首都圏南西部の陸上交通の要衝として、製造業、流通業、研究開発機能などの立地が進み、産業都市として発展してきました。今後も高規格道路等の供用開始等で産業が発展していくことが考えられます。

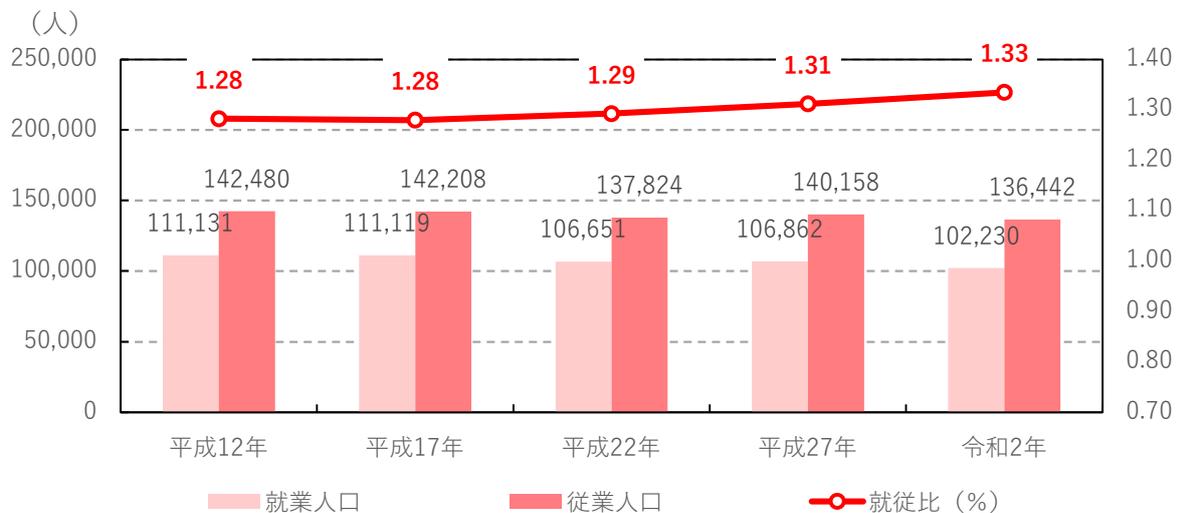
市内には多くの産業が集積し、昼夜間人口比率や就従比は 1.0 を超えており、市外から多くの人働きに来る自立した産業都市としての特性を有しています。

図 本市の産業構成別従業人口の推移



出典：事業所・企業統計調査（平成 13～平成 18 年）、経済センサス（平成 21 年～令和 3 年）から作成

図 本市の就業人口、従業人口及び就従比の推移



出典：国勢調査結果（厚木市）から作成

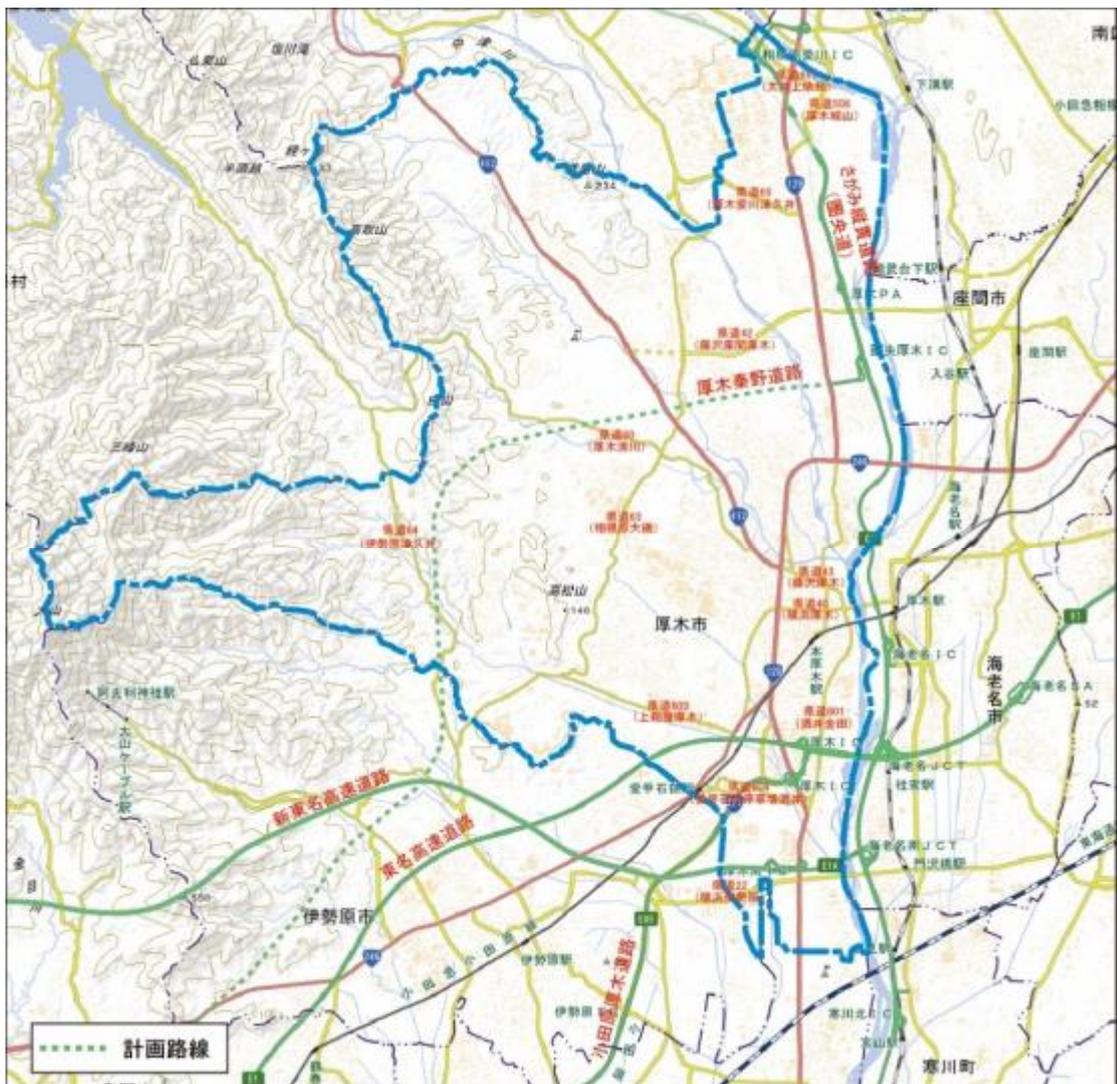
工 交通

本市は、昭和 43 年の東名高速道路厚木インターチェンジの開設により、首都圏南西部の道路交通の要衝として、製造業、流通業、研究開発機能等の立地が進み、産業都市として発展してきました。平成になり首都圏中央連絡自動車道及び新東名高速道路の高規格幹線道路が整備され、将来的には七つのインターチェンジが設置されるなど、道路交通の要衝としての役割の一層の高まりが期待されています。

一方、市域内の移動に関する状況では、鉄道駅が本厚木駅、愛甲石田駅の 2 駅ありますが、その位置は南部に寄っているため、ほとんどがバス交通に依存している状況です。

また、道路交通については、中心市街地である本厚木駅周辺と郊外部との間に、交通量の多い国道 246 号が貫通しているため、交差点における交通混雑により自動車や路線バスのアクセス性が低下している状況です。

図 幹線道路の状況



出典：厚木市交通マスタープラン

2 想定する大規模災害

(1) 地震災害

本市では、平成 30 年度に東日本大震災で明らかになった知見を反映させ、市域に甚大な被害をもたらす可能性がある地震を対象とした地震被害想定調査を実施しました。本市に影響が大きいものとして想定した地震は、次の表のとおりです。

そのうち、都心南部直下地震は 30 年以内の発生確率が 70%と評価されており、この地震が発生した場合は、市域では最大で震度 6 強の揺れが想定されています。特に市の中央部で揺れが大きく、市域における建物被害は全壊 1,054 棟、人的被害は死者 72 人など、大きな被害が生じることが想定されています。

表 本市に影響を及ぼす想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	30 年以内の 発生確率	地震の概要
都心南部 直下地震	7.3	70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震で、国が防災対策の主眼をおく地震です。
東海地震	8.0	70%	駿河トラフを震源域とする地震で、本市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。
南海トラフ 巨大地震	9.0	—	南海トラフを震源域とする地震で、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。
大正型 関東地震	8.2	0~5%	相模トラフを震源域とする地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震です。

出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成 31 年 3 月）

表 地震被害想定調査結果（市域における被害）（冬18時の想定で算出）

種別	被害項目	被害単位	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
建物	揺れによる 建物被害	全壊数（棟）	1,054	0	0	8,085
		半壊数（棟）	6,041	22	39	12,329
	液状化による 建物被害	全壊数（棟）	23	13	14	82
		半壊数（棟）	38	21	23	138
	斜面崩壊による 建物被害	全壊数（棟）	29	2	2	49
		半壊数（棟）	67	5	6	115
	被害合計	全壊数（棟）	1,105	15	16	8,217
		半壊数（棟）	6,146	49	68	12,582
人的被害	死者	死者数（人）	72	1	1	548
	重症者	重症者数（人）	33	1	1	207
	中等症者	中等症者数（人）	483	10	13	1,722
	軽症者	軽症者数（人）	899	15	20	2,386

出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成31年3月）

図 都心南部直下地震震度分布図

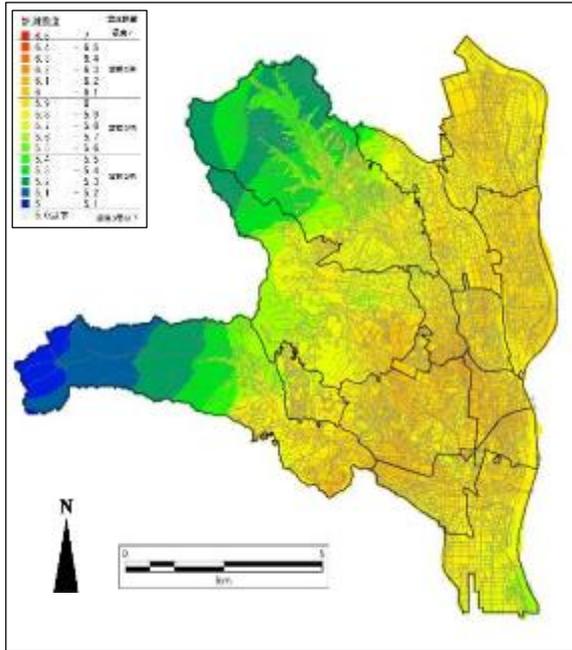


図 東海地震震度分布図

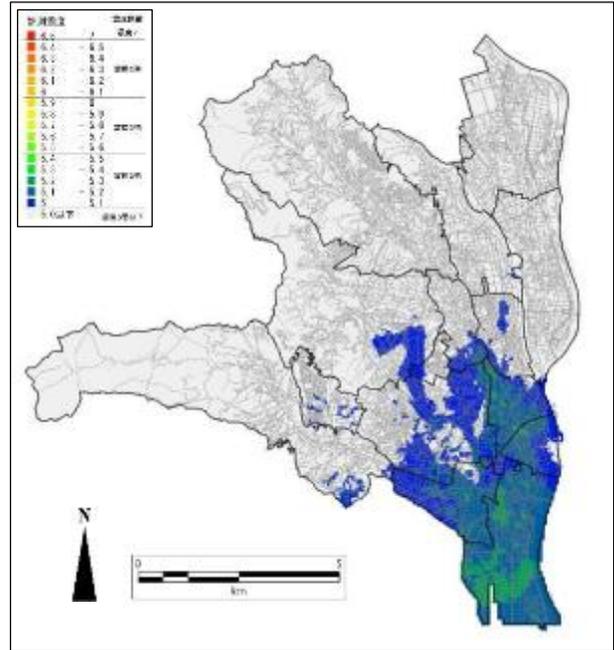


図 南海トラフ巨大地震震度分布図

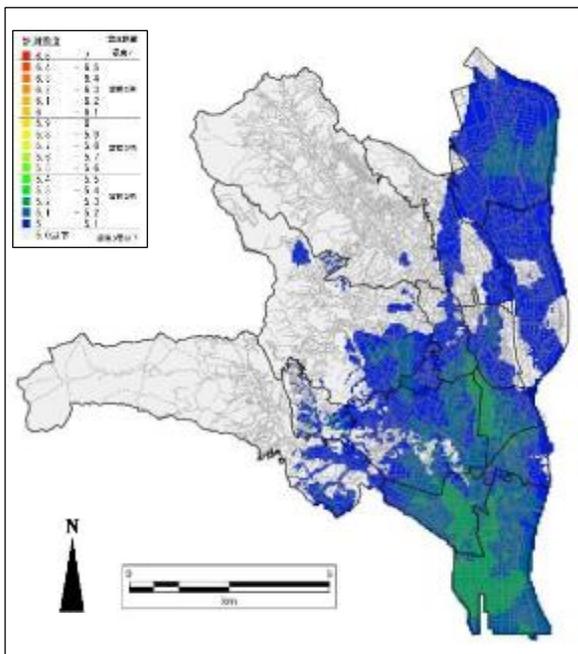
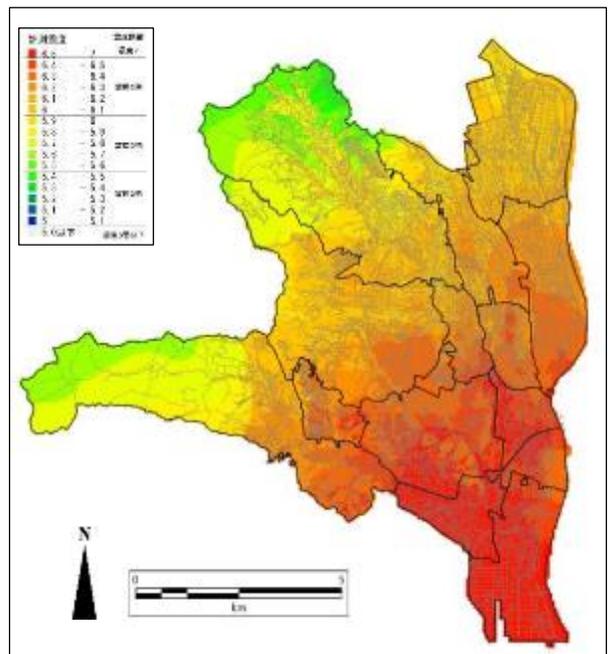


図 大正型関東地震震度分布図



出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成 31 年 3 月）

図 都心南部直下地震の液状化危険度分布図

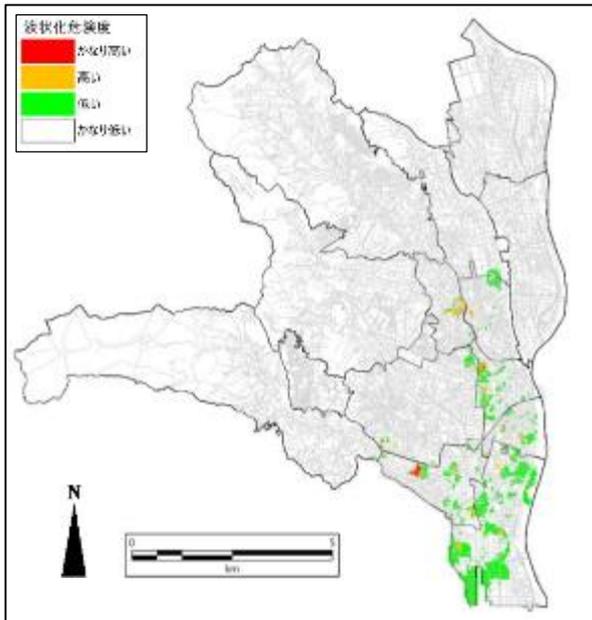


図 東海地震の液状化危険度分布図

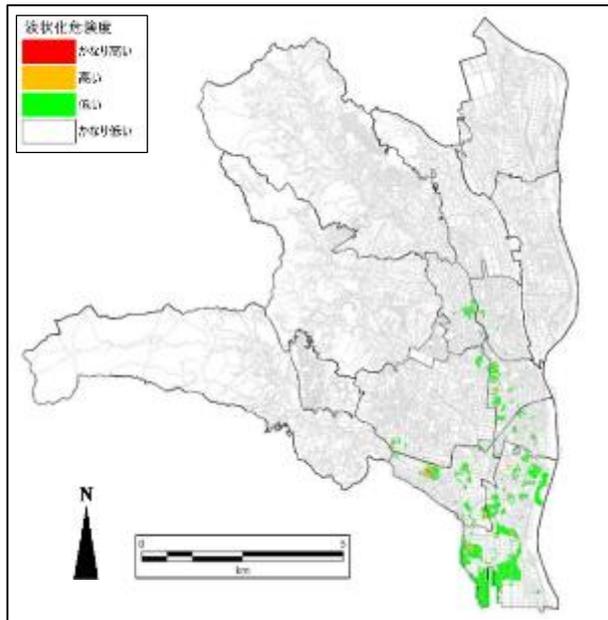


図 南海トラフ巨大地震の液状化危険度分布図

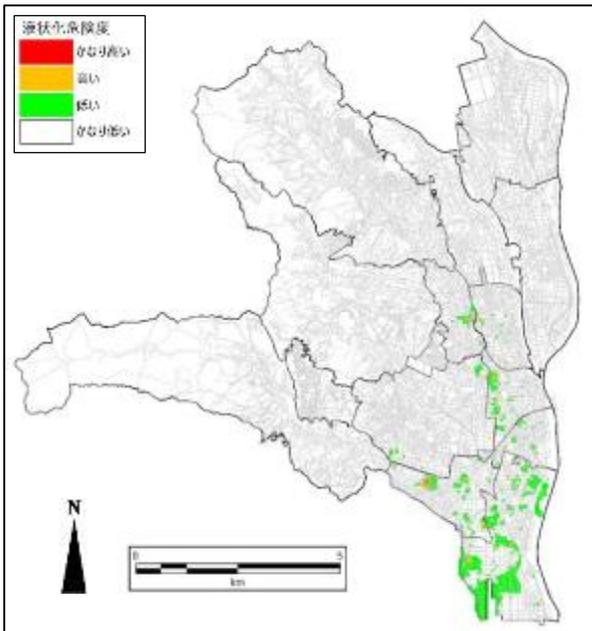
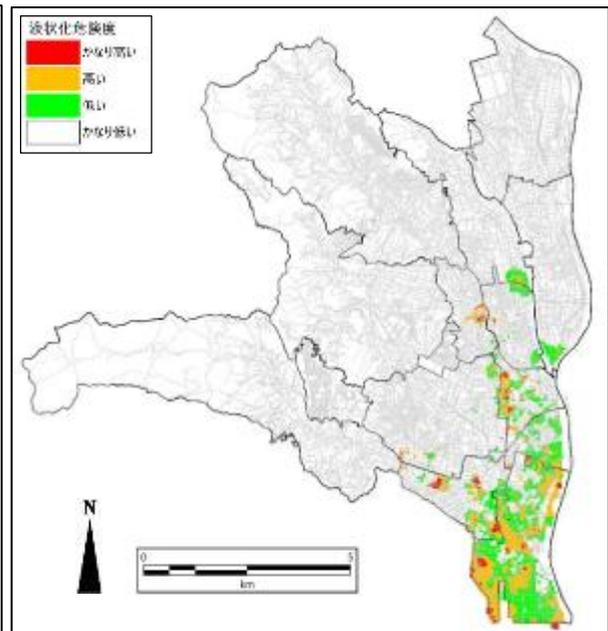


図 大正型関東地震の液状化危険度分布図



出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成 31 年 3 月）

(2) 風水害

市域を流れる9河川における洪水による浸水が想定されている区域（想定最大規模）は次のとおりです。河川の流域沿いでは浸水が想定されており、相模川洪水浸水想定区域では、最大で5m以上の浸水が想定されています。また、近年の大雨や台風被害では、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川流域においても被害が発生していることから、本市においても、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川の流域の浸水リスクを踏まえる必要があります。

図 相模川洪水浸水想定区域

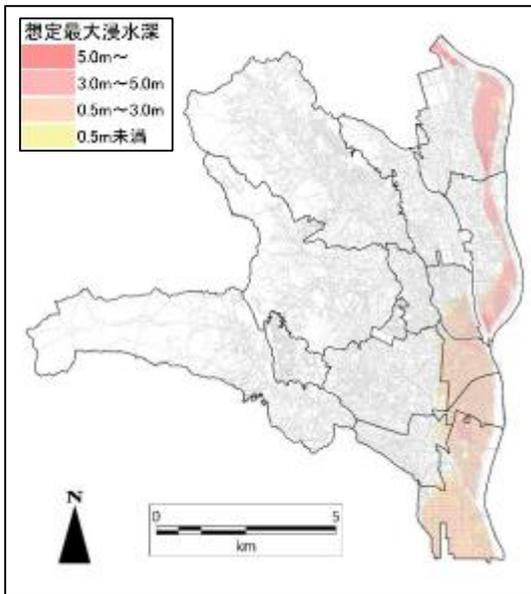


図 中津川洪水浸水想定区域

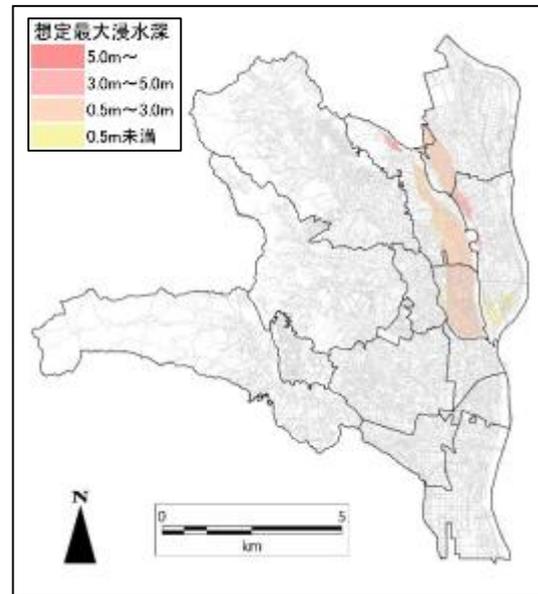


図 小鮎川・荻野川洪水浸水想定区域

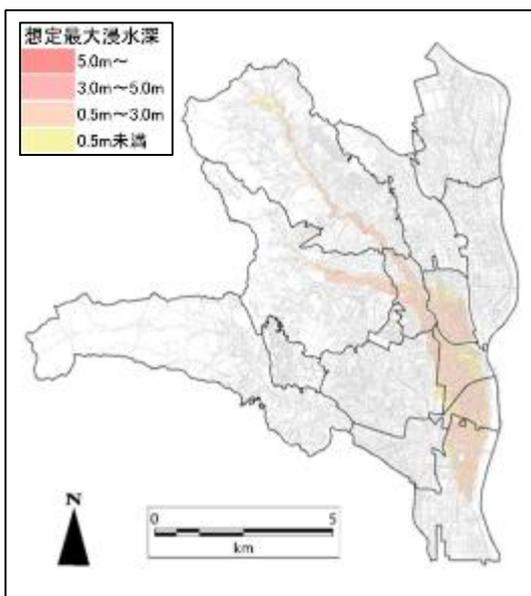


図 玉川・細田川洪水浸水想定区域

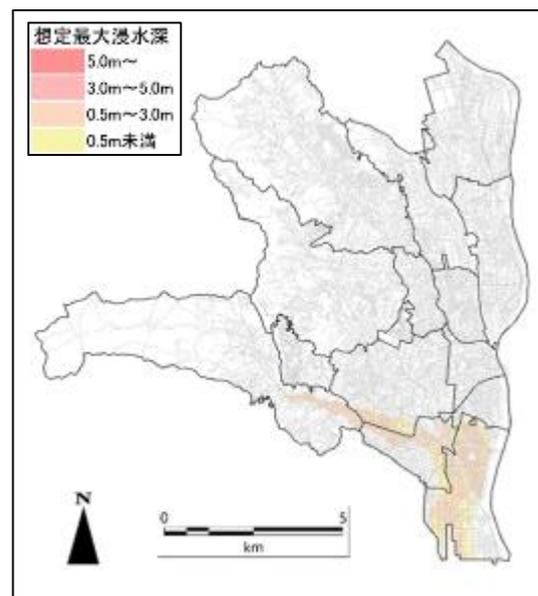


図 恩曾川洪水浸水想定区域

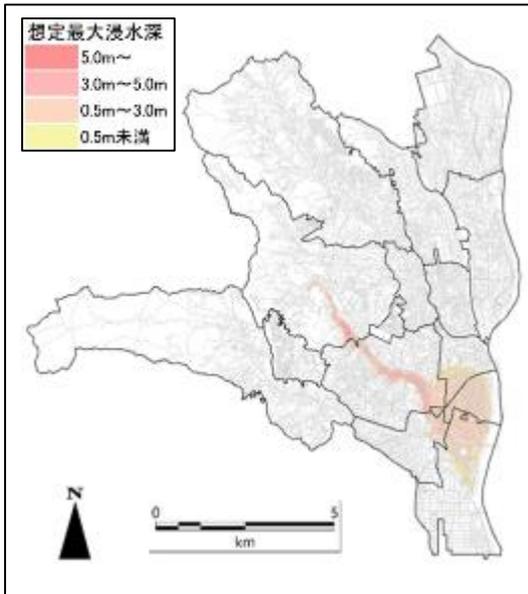


図 善明川洪水浸水想定区域

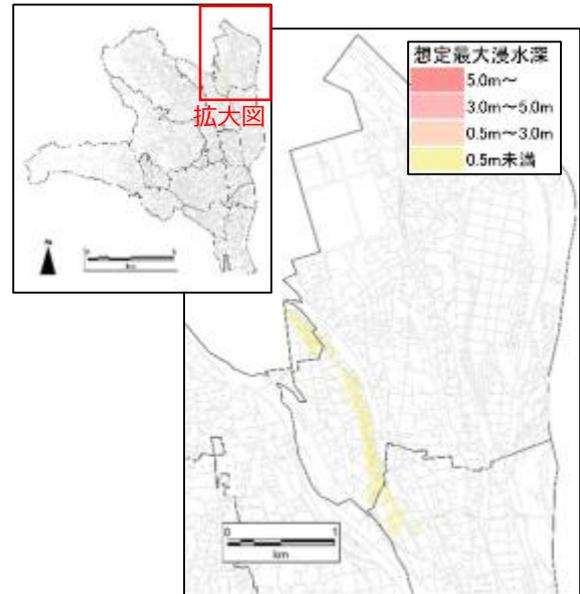


図 山際川洪水浸水想定区域

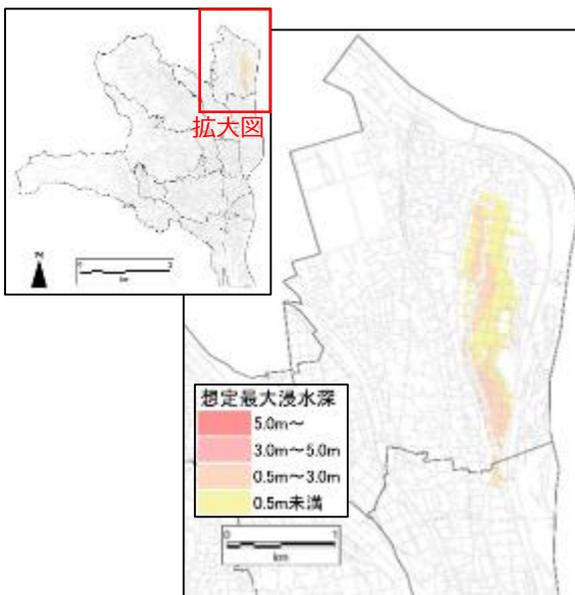
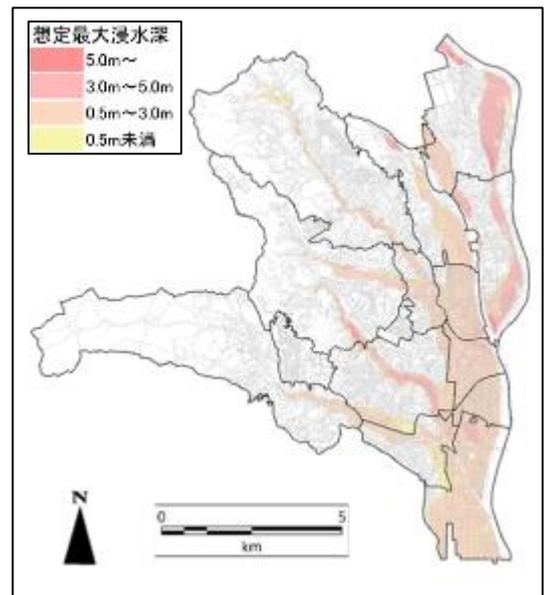


図 9河川の想定最大規模の合図



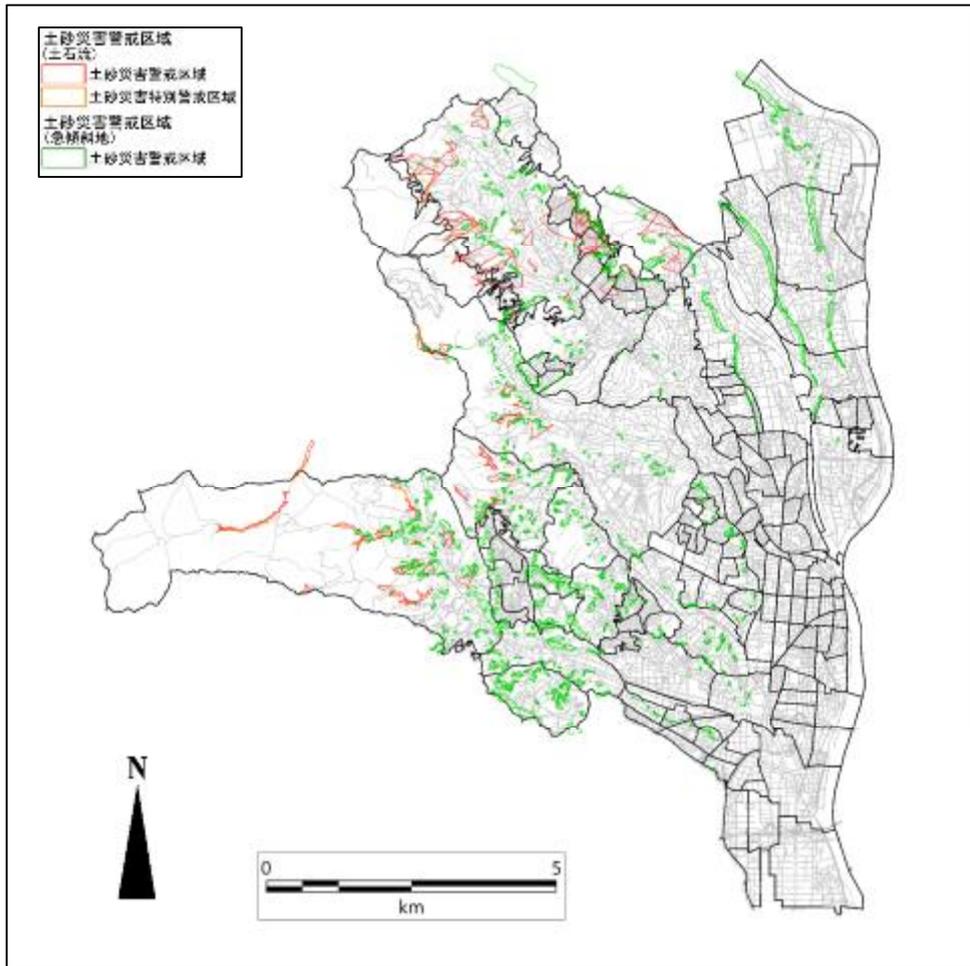
出典：厚木市洪水浸水ハザードマップ（平成 30 年 10 月）

(3) 土砂災害

土砂災害警戒区域は、次のとおりです。

市の中央部から北部及び西部にかけて土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。土砂災害が発生した場合、人的被害や建物被害、さらに、道路分断等に伴う市民生活への影響などが想定されます。

図 土砂災害危険箇所図 (令和3年8月)



出典：神奈川県土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域データ

表 本市における土砂災害警戒区域等の指定

区分		箇所数
土石流	警戒区域（うち特別警戒区域）	75（60）
急傾斜	警戒区域（うち特別警戒区域）	250（245）
地すべり	警戒区域（うち特別警戒区域）	0（0）
合計	警戒区域（うち特別警戒区域）	325（305）

出典：神奈川県土砂災害情報ポータル - 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の法定図書など
(令和6年4月12日現在)

表 本市における主な災害記録

年月日		種別	被害状況
大正元年	9月22日	暴風雨	
大正3年	8月12～13日	暴風雨	中津川、小鮎川氾濫
	29～31日		
	9月13日		
大正6年	9月30日	暴風雨	全壊59戸、半壊23戸、床上浸水28戸、床下浸水209戸、堤防決壊20m 橋りょう流失・破損8箇所、道路破損10箇所(200m)
	10月1日		
大正12年	9月1日	関東大震災	死者73人、負傷者142人、全壊焼1,637戸、半壊焼569戸半流失1戸
	9月15・16日	豪雨	
大正13年	1月15日	激震	死傷者31人、全壊52戸、半壊462戸
	9月16日	洪水	
昭和3年	10月8日	暴風雨	小鮎川決壊、木売場部落の大部分が浸水
昭和6年	9月26日	暴風雨	玉川決壊、上落合南部で浸水
昭和7年	11月14日	暴風雨	全壊1戸、半壊多数
昭和10年	9月25日	暴風雨	砂利採取船1隻流出
	10月27日	豪雨	浸水350余戸、1時間雨量70mm
昭和13年	8月31日	暴風雨	小鮎川堤防一部決壊
	9月1日		
昭和16年	7月11日	豪雨	死者8人、家屋流失20余戸、玉川8箇所で決壊
	7月16日	豪雨	山際地内 がけ崩れ(50m)により民家4戸全壊
	7月22日	暴風雨	鮎津橋流失、小鮎川決壊、木売場部落一部床上浸水
昭和23年	9月16日	アイオン台風による豪雨	農地流失、山、がけ崩れ道路破損 降雨量162mm
昭和24年	8月21日	キティ台風	
昭和25年	8月5日	豪雨	床上・床下浸水300戸、田畑冠水200町歩、中津川約150m決壊
昭和27年	6月22・23日	ダイナ台風厚木付近を通過	
昭和33年	9月16～18日	台風第21号	
	9月25～27日	台風第22号	
昭和34年	8月13日	台風第7号	相模川の堤防が約500mにわたり護岸洗掘
昭和37年	6月12日	豪雨	相模川の堤防が約200mにわたって護岸洗掘され崩壊
昭和40年	8月23日	台風第17号	中津川、小鮎川合流点にて護岸洗掘による崩壊
	9月17日	台風第24号	全壊1棟、半壊7棟、損害約1億円

年月日		種別	被害状況
昭和41年	6月28日	台風第4号	床上・床下浸水910戸、流没田畑97ha、冠水田畑1,600ha 道路の被害47箇所、被害総額約3億円
	9月25日	台風第26号	全壊・半壊家屋82戸、一部損壊185戸
昭和46年	8月31日	台風第23号	小鮎川の堤防が20mにわたり護岸洗掘
	9月26日	台風第29号	床下浸水2戸
昭和47年	7月12日	豪雨	全壊4戸、半壊7戸、床上浸水21戸、床下浸水29戸、堤防決壊5箇所
	7月15日	台風第6号	
	9月17日	台風第20号	負傷者1人、半壊1戸、床上浸水21戸、床下浸水76戸、 河川の護岸洗掘等75箇所
昭和48年	6月21日	豪雨	床上浸水5戸
昭和49年	7月8日	豪雨	道路等土木施設に被害
	8月25日	台風第14号	真弓川堤防の法部60mにわたり崩壊、道路等土木施設に被害
	9月1日	台風第16号	床下浸水29戸、市道白根-才戸線(根岸地区)の路肩約 30mにわたり崩壊、河川関係の被害7箇所
昭和50年	10月5日	台風第13号	床下浸水7戸
昭和54年	10月19日	台風第20号	負傷者5人、全壊3戸、半壊18戸、床上浸水3戸、床下 浸水38戸、道路破損22箇所、橋りょう2箇所、河川決壊 19箇所、がけ崩れ6箇所
昭和56年	10月22日	台風第24号	床下浸水16戸、道路破損19箇所、河川崩落等8箇所、法 面崩落等11箇所、教育施設崩落2箇所、田畑冠水被害、市 内の雨量(消防本部198mm、依知分署223mm、荻野分署 186mm、南毛利分署145mm)
昭和57年	8月1日	台風第10号	道路破損7箇所、橋りょう1箇所、河川護岸洗掘4箇所、 がけ崩れ5箇所
	9月12日	台風第18号	床下浸水4戸、道路破損5箇所、河川護岸洗掘6箇所、が け崩れ5箇所
昭和58年	5月16日	豪雨	棚沢貝殻坂15mにわたり崩壊
	6月16日	豪雨	棚沢貝殻坂再度崩壊
	8月8日	県西部地震	負傷者1人、ブロック倒壊、屋根瓦の落下あり
昭和58年	8月16日	台風第5号 台風第6号	道路破損5箇所、橋りょう1箇所、河川護岸洗掘2箇所
昭和60年	6月30日	台風第6号	床下浸水12戸、床上浸水1戸、物置倒壊1戸、土砂流出 21箇所、道路崩壊6箇所、倒木90本

年月日		種別	被害状況
昭和 61 年	3 月 23 日	豪雪	送電線鉄塔倒壊 4 基 鉄塔崩壊による 全壊 3 戸、半壊 7 戸、部分壊 12 戸、負傷者 1 人 停電 29,000 世帯、水道断水 4,950 世帯、園芸施設破損 64 棟、果樹枝折れ等 170ha
平成元年	7 月 26 日	豪雨	岡津古久でがけ崩れにより土砂流出
	8 月 19 日	豪雨	依知台地を中心に集中豪雨、関口で宅地が崩壊
平成 3 年	9 月 19 日	台風第 18 号	記録的（389 mm）な大雨による多大な被害 死者 1 人、家屋の倒壊 7 戸（全壊 1 戸、部分壊 6 戸）、床上浸水 6 戸、床下浸水 83 戸、がけ崩れ 38 箇所
平成 23 年	3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震	負傷者 1 人、ブロック倒壊、サンパークの街灯倒壊
平成 25 年	4 月 6 日	豪雨	床下浸水 4 戸、床上浸水 3 戸、道路封鎖 1 箇所
平成 26 年	2 月 8 日	豪雪	負傷者 13 人
	2 月 14 日	豪雪	負傷者 35 人
平成 27 年	7 月 3 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
平成 28 年	8 月 22 日	台風第 9 号	床下浸水 1 箇所、住家被害 3 戸、がけ崩れ 1 箇所
	9 月 8 日	台風第 13 号	床下浸水 1 箇所、住家被害 3 戸
平成 29 年	6 月 21 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
	10 月 22 日	台風第 21 号	がけ崩れ 4 箇所
平成 30 年	1 月 22 日	豪雨	負傷者 7 人
	9 月 4 日	台風第 21 号	住宅被害 2 戸
	10 月 1 日	台風第 24 号	負傷者 1 人、住宅被害 20 戸
令和元年	9 月 8～9 日	台風第 15 号	屋根等破損 43 件、倒木 58 件その他（雨漏り等） 48 件
	10 月 25 日	台風第 19 号	倒木 35 件、冠水 14 件、護岸破損 4 件、斜面崩落 6 件、施設破損 22 件、断水 1 件、土壌流出 1 件、その他（雨漏り等） 64 件
令和 2 年	7 月 11 日	豪雨	床下浸水 1 戸、がけ崩れ 1 件、停電 110 世帯
	9 月 5 日	豪雨	床下浸水 1 戸
令和 3 年	7 月 1 日	豪雨	がけ崩れ 22 箇所
	7 月 13 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
	8 月 14 日	豪雨	がけ崩れ 2 箇所
	10 月 1 日	台風第 16 号	負傷者 1 人
	10 月 7 日	地震	負傷者 2 人
令和 4 年	5 月 27 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
令和 5 年	6 月 2 日	豪雨	行方不明者 1 人
令和 6 年	2 月 5 日	大雪	負傷者 5 人
	7 月 31 日	豪雨	道路被害 4 箇所
	8 月 29 日	台風第 10 号	一部破損 2 戸、床下浸水 1 戸、停電 830 世帯

第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

基本目標 4		事前に備えるべき目標 6	
1 人命の保護が最大限図られること。		1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
		2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
		3	必要不可欠な行政機能を確保する
		4	経済活動を機能不全に陥らせない
2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。		5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
		6	地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。			
4 迅速な復旧復興を図ること。			

 施策を重点化するリスクシナリオ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 26	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-4	農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-3	上水道施設等の長期間にわたる供給停止
5-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

2 目標の設定

本市の国土強靱化を推進するに当たり、基本目標及び基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標を次のとおり定めます。

(1) 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- 4 迅速な復旧復興を図ること。

(2) 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における国土強靱化を推進する上での基本的な方針を踏まえ、本市の強靱化を推進するに当たり、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ア 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から分析しつつ取り組みます。
- イ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組みます。
- ウ 地域の活力高揚及び経済成長にも資する取組とします。

(2) 適切な施策の組合せ

- ア ハード対策及びソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- イ 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、市及び民間が適切に連携及び役割分担をして強靱化に資する適切な対策を講じます。
- ウ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえます。
- イ 既存の社会資本を有効活用するほか、民間資金の積極的な活用を図ります。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものとします。
- エ デジタル技術等の新技術の活用による国土強靱化施策の高度化を図ります。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながり及びコミュニティ機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- イ 妊産婦、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の方に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。
- ウ 国、県、他の市区町村や関係機関、企業、団体等との間で協定を締結するなど、官民連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策や事業継続性の確保等が行えるように努めます。

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、基本計画及び県地域計画に定めるリスクシナリオを踏まえ、次のとおり 26 の起きてはならない最悪の事態を設定します。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標 (6)		起きてはならない最悪の事態（26）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート ^{まひ} の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標 (6)		起きてはならない最悪の事態 (26)	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上水道施設等の長期間にわたる供給停止
		5-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

5 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分野として、次のとおり七つの個別施策分野と五つの横断的分野を設定します。

表 施策分野の設定

分野	施策分野
個別施策分野	1 行政機能・消防・防災教育等
	2 住宅・都市・交通・国土保全
	3 保健医療・福祉
	4 情報通信
	5 産業・物流・エネルギー
	6 環境・農林水産
	7 土地利用
横断的分野	1 市民協働の推進
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 官民連携
	5 デジタル技術の活用

第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策

1 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策

脆弱性の分析及び整理の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクへの対応方策として取りまとめました。

また、リスクシナリオに対する各施策の位置付けを分野別に把握するため、縦軸に施策、横軸に施策分野を示して、マトリクス表としてまとめました。(143～146 ページ参照)

2 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。

本市では、人命の保護を最優先として、意向調査（アンケート）の結果や社会情勢を踏まえ、影響の大きさ、緊急度、行政の役割などを考慮し、表のとおり重点化する施策により回避すべき起きてはならない最悪の事態を選定しました。

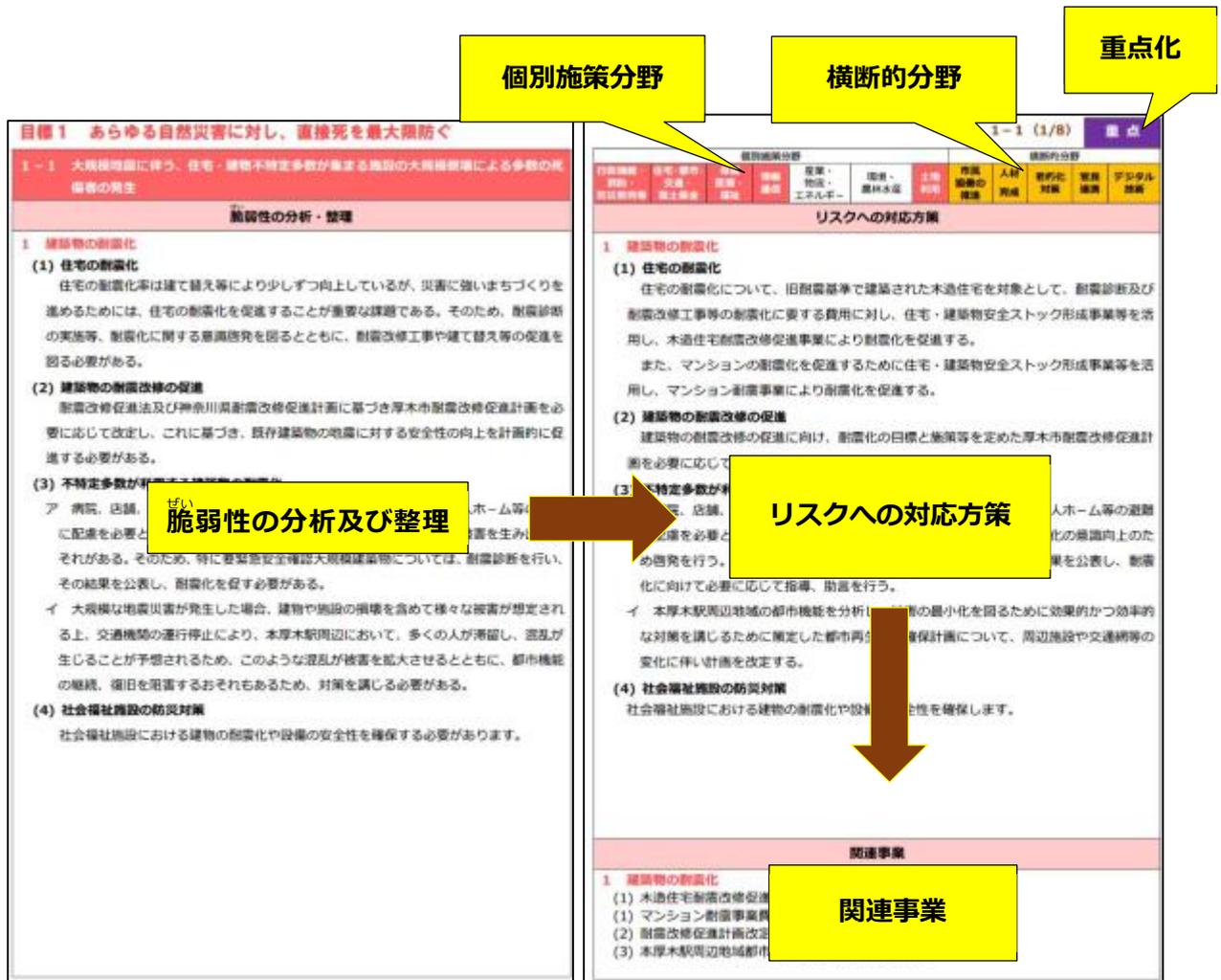
表 重点化する施策により回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標 (3)	起きてはならない最悪の事態 (9)	
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

事前に備えるべき目標 (3)	起きてはならない最悪の事態 (9)	
情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策の取りまとめ表の見方

市地域計画への記載方法では、左のページに脆弱性の分析と整理を示します。右のページにはリスクへの対応方策を示し、該当する個別施策分野、横断的分野及び重点化する施策を示します。また、下段には取組の方向性に関連する事業を記載します。



目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 建築物の耐震化

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化率は建て替え等により少しずつ向上しているが、災害に強いまちづくりを進めるためには、住宅の耐震化を促進することが重要な課題である。そのため、耐震診断の実施等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要がある。

(2) 建築物の耐震改修の促進

耐震改修促進法及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定し、これに基づき、既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進する必要がある。

(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化

ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、被災すると多くの人的被害を生み出すおそれがある。そのため、特に要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断を行い、その結果を公表し、耐震化を促す必要がある。

イ 大規模な地震災害が発生した場合、建物や施設の損壊を含めて様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止により、本厚木駅周辺において、多くの人々が滞留し、混乱が生じることが予想されるため、このような混乱が被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害するおそれもあるため、対策を講じる必要がある。

(4) 社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 建築物の耐震化											
(1) 住宅の耐震化											
住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修工事等の耐震化に要する費用に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、木造住宅耐震改修促進事業により耐震化を促進する。											
また、マンションの耐震化を促進するために住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、マンション耐震事業により耐震化を促進する。											
(2) 建築物の耐震改修の促進											
建築物の耐震改修の促進に向け、耐震化の目標と施策等を定めた厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定する。											
(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化											
ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、所有者等に対して耐震化の意識向上のため啓発を行う。要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断結果を公表し、耐震化に向けて必要に応じて指導、助言を行う。											
イ 本厚木駅周辺地域の都市機能を分析し、被害の最小化を図るために効果的かつ効率的な対策を講じるために策定した都市再生安全確保計画について、周辺施設や交通網等の変化に伴い計画を改定する。											
(4) 社会福祉施設の防災対策											
社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する。											
関連事業											
1 建築物の耐震化											
(1) 木造住宅耐震改修促進事業費補助事業											
(1) マンション耐震事業費補助事業											
(2) 耐震改修促進計画改定事業											
(3) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

2 防災体制の整備

(1) 避難場所の確保・整備

公園、緑地、農地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図る必要がある。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、身近な農地は、多面的な防災機能を有しているため、身近な避難場所等として保全し、災害時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要がある。

(2) 防災拠点となる都市公園の整備

本市の北部地区における市民の憩いと安らぎの場、レクリエーションの拠点及び災害時における避難場所や災害対策本部機能等の地域の防災拠点としての機能を担う地区公園を整備する必要がある。

(3) 公園施設の整備

災害時に一時的な避難場所となる公園の機能を充実させることにより、市民の生命・身体を保護するとともに、市全体の災害対応機能の向上を図る必要がある。

(4) 公園施設の長寿命化

災害時に、一時的な避難場所となる公園における老朽化した施設について、長寿命化を行うことにより、市民の生命・身体を保護するとともに、市全体の災害対応機能の向上を図る必要がある。

(5) 運動公園施設の長寿命化

市民が今後も安心・安全に運動公園施設を利用し続けていくことができるよう、計画的に改修を進めていく必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
2 防災体制の整備											
(1) 避難場所の確保・整備											
市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図る。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、身近な農地は、多面的な防災機能を有しているため、身近な避難場所等として保全し、災害時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携を推進する。											
(2) 防災拠点となる都市公園の整備											
平常時には、レクリエーション等を通じて市民のコミュニティや安らぎの場を提供し、災害時には、市民生活や都市機能の早期回復を図る避難場所等や災害対策本部機能、救援施設等防災拠点としての機能を担う公園の整備を図る。											
(3) 公園施設の整備											
住宅密集地の公園や高層集合住宅に近接した公園等に、トイレ・かまど・収納機能を有する防災用ベンチの整備を図る。											
(4) 公園施設の長寿命化											
市民が今後も施設を安心・安全に利用し続けていくことができるよう、公園施設の長寿命化計画の策定及び更新を行い、公園施設の長寿命化を推進し市全体の災害対応機能の向上を図る。											
(5) 運動公園施設の長寿命化											
市民が今後も施設を安心・安全に利用し続けていくことができるよう、個別長寿命化計画を策定する。											
関連事業											
2 防災体制の整備											
(2) (仮称) 北部地区公園整備事業											
(3) 公園緑地整備事業											
(4) 公園緑地整備事業											
(5) 運動公園長寿命化事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

2 防災体制の整備

(6) 学校の防災体制の整備

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(7) 小・中学校施設の最適化

市立小・中学校は施設の老朽化が進んでおり、今後、厚木市公共施設個別施設計画に基づく施設の更新時期を迎える校舎や体育館があることから、将来にわたって児童・生徒の学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる教育環境を整えるための施設整備が必要である。

(8) 市立保育所の整備

保護者が生き生きと働きながら、安心して子どもを生き育てられる環境の一層の充実を図るため、老朽化が進む市立保育所の建て替えを実施し、児童の安全性の向上と更なる質の高い保育の提供が必要である。

(9) 認定こども園の整備

認定こども園において、園児が在園時及び登園時に災害が発生する場合を想定し、防災体制を整備する必要がある。

(10) AIを活用した情報収集

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
2 防災体制の整備											
(6) 学校の防災体制の整備											
<p>児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確かな判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p>											
(7) 小・中学校施設の最適化											
<p>市立小・中学校の学校施設整備の在り方や整備手法等を検討し、学校ごとに整備計画を策定した上で整備を図る。</p>											
(8) 市立保育所の整備											
<p>老朽化が進む市立保育所について、配慮が必要な児童の受入れを進めるための高度なバリアフリー化を取り入れ、また、災害時等における緊急的な保育の拠点となる施設として整備を図る。</p>											
(9) 認定こども園の整備											
<p>認定こども園において、園児が在園時に災害が発生することを想定し、防災及び減災に資する施設修繕等を行い防災体制の強化を図る。</p>											
(10) AIを活用した情報収集											
<p>SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。</p>											
関連事業											
2 防災体制の整備											
(7) 小中学校学校施設最適化推進事業											
(8) 市立保育所整備事業											
(9) 認定こども園施設整備事業											
(10) 災害情報収集伝達システム運用事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことから、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることから、事前対策が必要である。

(3) 119番通報時等の多言語通訳

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>3 要配慮者等への支援</p> <p>(1) 避難支援体制の整備 高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援 自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。</p> <p>(3) 119番通報時等の多言語通訳 外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ的確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。</p> <p>(4) 災害時通訳ボランティアの育成 災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。</p>											
関連事業											
<p>3 要配慮者等への支援</p> <p>(4) 多文化共生交流事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

4 地域防災力の強化

(1) 市民の防災意識の向上

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、国や自治体による支援の公助だけでなく、自身の備えである自助や自治会などによる助け合いである共助が必要不可欠である。

(2) オールハザードマップ等の作成

ハザードマップは、災害の種類によって作成されており、一目で災害リスクを把握することが困難である。

(3) 地区別防災マップの作成

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に合った対策を講じる必要がある。

(4) 防災教育の充実

住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施する必要がある。

(5) 自主防災組織等の強化

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

1-1 (5/8)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 地域防災力の強化											
(1) 市民の防災意識の向上											
市民防災研修会や防災資機材等取扱研修会を開催し、防災資機材の取扱い技術の習得など市民の防災意識及び技術の向上を図る。また、自主防災隊が防災資機材を備蓄している倉庫の整備を図る。											
(2) オールハザードマップ等の作成											
平成30年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。											
(3) 地区別防災マップの作成											
地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、地域防災計画や地震被害想定調査結果等を基に、各地区の災害リスクを把握し、その対応策をまとめた地区別防災マップを市民と協働で作成し、活用する。											
(4) 防災教育の充実											
地域を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手の育成など、防災教育の一層の充実を図る。											
(5) 自主防災組織等の強化											
大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、コミュニティ力を強化するための支援を図る。											
関連事業											
4 地域防災力の強化											
(1) 地域防災力強化事業											
(2) オールハザードマップ等作成事業											
(3) 地区別防災マップ作成事業											
(5) セーフコミュニティ推進事業											
(5) 地域セーフコミュニティ活動推進事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

4 地域防災力の強化

(6) ポケットブックの作成

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、個人や地域が各種災害の特性、避難行動や対策等について、知識を身に付ける必要がある。

(7) 地域における避難場所の確保

要配慮者や車での避難を余儀なくされる方などの避難場所を確保する必要がある。

1-1 (6/8)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>4 地域防災力の強化</p> <p>(6) ポケットブックの作成 市民や自主防災組織の防災意識・能力向上を目的に、各種災害時の事前行動などを掲載した防災ポケットブックを全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(7) 地域における避難場所の確保 要配慮者が利用する施設や車中泊避難場所などを確保するため、民間事業者と協定を締結することなどにより、地域における避難場所の確保に努める。</p>											
関連事業											
<p>4 地域防災力の強化</p> <p>(6) 防災マニュアル作成事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

5 防災まちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進

ア 土砂災害や浸水のリスクの高いハザードエリア内に住宅が存するため、災害による被害の防止を図る必要がある。

イ 頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

ウ 市民、事業者等様々な関係者が自分ごととして防災意識の向上や災害への備えに取り組む必要がある。

(2) ブロック塀の安全対策の促進

地震発生時は、ブロック塀の倒壊により、人的被害はもちろん、避難や救助活動にも支障を来すおそれがあるため対策を進める必要がある。

(3) 宅地耐震化の推進

大規模な滑動崩落が発生すると公共施設等を含む地域コミュニティに被害がおよぶことから、面的な宅地耐震化に取り組む必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
5 防災まちづくり											
(1) 安全なまちづくりの推進											
ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（立地適正化計画）の防災指針に基づき、災害リスクの回避や低減を図る。また、都市構造再編集中支援事業等の活用によりハザードエリアからの移転を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。											
イ 頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。											
ウ 市内全域の建物や地形と災害ハザード情報を3次元で重ね合わせた「あつぎ3Dデジタルマップ」を活用し、災害リスク情報を可視化することにより、防災意識の向上を図る。											
(2) ブロック塀の安全対策の促進											
住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市内の住宅や事業所等から厚木市地域防災計画に掲げる広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所へ至る避難路等にある危険なブロック塀等の撤去や安全な工作物等への改善工事費に対し補助金を交付し、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害の未然防止を推進する。											
(3) 宅地耐震化の推進											
大規模盛土造成地について、国や県等の動向を踏まえながら、調査に基づく情報提供や滑動崩落のおそれがある場合の対策等、面的な宅地耐震化を推進する。											
関連事業											
5 防災まちづくり											
(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業											
(2) 危険ブロック塀等防災工事補助金											
(3) 宅地耐震化推進事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 消防力の強化

(1) 消防団の活性化

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(2) 消防団施設の整備

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(3) 消防車両の整備

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

(4) 高機能消防指令センターの整備

各種災害に迅速・的確に対応するため、消防救急活動の拠点である消防指令センターの整備を図る必要がある。

7 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
6 消防力の強化											
(1) 消防団の活性化											
地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。											
(2) 消防団施設の整備											
老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。											
(3) 消防車両の整備											
使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。											
(4) 高機能消防指令センターの整備											
消防救急活動の中核拠点となる複合施設内に、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム（共通波設備を含む。）の整備に向けた取組を推進する。											
7 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練											
市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。											
(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施											
医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。											
(3) 地域特性に応じた訓練の実施											
様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。											
関連事業											
6 消防力の強化											
(1) 消防団活性化事業											
(2) 消防団施設整備事業											
(3) 消防車両整備事業											
(4) 高機能消防指令センター整備事業											
7 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練等事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備（再掲）

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことから、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることから、事前対策が必要である。

(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

2 防災体制の整備

(1) 学校の防災体制の整備（再掲）

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(2) 空き家対策

厚木市空家等対策計画に基づき、人口減少や住宅の老朽化等により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の予防・解消・活用を図る必要がある。

(3) AIを活用した情報収集（再掲）

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 要配慮者等への支援											
(1) 避難支援体制の整備（再掲）											
高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。											
(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）											
自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。											
(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）											
外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。											
(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）											
災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。											
2 防災体制の整備											
(1) 学校の防災体制の整備（再掲）											
児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。											
(2) 空き家対策											
空き家の解体費の一部を補助するとともに、所有者不存在により管理不全となり近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家法又は所有者不明土地法の規定に基づき、財産管理制度を活用し、売却等の処分を推進する。											
(3) AIを活用した情報収集（再掲）											
SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。											
関連事業											
1 要配慮者等への支援											
(4) 多文化共生交流事業											
2 防災体制の整備											
(2) 空き家等対策推進事業											
(3) 災害情報収集伝達システム運用事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 防災まちづくり

(1) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定

大規模な地震災害が発生した場合、建物や施設の損壊を含めて様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止により、本厚木駅周辺において、多くの人が滞留し、混乱が生じることが予想されるため、このような混乱が被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害するおそれもあるため、対策を講じる必要がある。

(2) 中心市街地の整備

中町第2-2地区の整備に伴い、歩行者、自動車等が安全かつ円滑に移動できる交通動線を確保する必要がある。

(3) 安全なまちづくりの推進（再掲）

頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

4 道路整備

(1) 道路用地の取得

交通混雑の解消や安心・安全な道づくりを進め、市民の快適な日常生活や効率的な経済活動を支える生活空間の向上を図ることができるよう、工事着手に向けた環境を整える必要がある。また、狭あい道路等を拡幅整備するため、建築行為や開発事業に伴う道路後退用地及び未登記用地等を取得する必要がある。

5 危険物施設等の安全対策

(1) 危険物施設等の安全対策の周知

危険物施設等は、貯蔵や取り扱う物質の性質上、災害時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きくなるため、対象事業者等に対し安全管理対策を周知する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
3 防災まちづくり											
(1) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定											
本厚木駅周辺地域の都市機能を分析し、被害の最小化を図るために効果的かつ効率的な対策を講じるために策定した都市再生安全確保計画について、周辺施設や交通網等の変化に伴い計画を改定する。											
(2) 中心市街地の整備											
中町第2-2地区の整備に伴う新たな交通需要に対応するため、周辺アクセス道路の整備に向けた取組を推進する。											
(3) 安全なまちづくりの推進（再掲）											
頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。											
4 道路整備											
(1) 道路用地の取得											
都市計画道路の整備に必要な道路用地の取得及び支障物件の移転補償を行うとともに、生活道路の新設・拡幅などの道路改良事業に必要な道路用地の取得及び支障物件の移転補償を推進する。また、建築行為や開発事業に伴う道路後退用地及び未登記道路用地等を取得し、狭あい道路等を拡幅することにより、歩行者や車両の安全性を確保するとともに消防車等緊急車両の通行障害を解消し、安全で快適な生活環境の向上を図る。											
5 危険物施設等の安全対策											
(1) 危険物施設等の安全対策の周知											
危険物施設等において災害時に火災等が発生した場合、多大な被害が生じる可能性があるため、安全性の強化及び充実に向け、対象事業者等に対し安全管理対策の周知を図る。											
関連事業											
3 防災まちづくり											
(1) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業											
(2) 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業											
4 道路整備											
(1) 街路用地取得事業											
(1) 道路整備用地取得事業											
(1) 道路用地取得事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 防火意識の啓発

(1) 防火意識の啓発

市民等へ防火意識の高揚を図り、火災による被害を低減させる必要がある。

7 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>6 防火意識の啓発</p> <p>(1) 防火意識の啓発</p> <p>市民や事業所等における防火意識の普及や啓発を図るため、火災予防運動を始め各種イベント等において、火災予防啓発を実施するとともに、消防訓練や研修会等を開催し防火対策の強化推進を図る。また、市民等が利用する施設や危険物施設等の防火保安体制を確保するため、立入検査による実態把握と消防法令違反に対する是正指導に努めるとともに、住宅に必要な住宅用火災警報器の設置及び維持管理の重要性について啓発を図る。</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練（再掲）</p> <p>市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p> <p>(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）</p> <p>様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。</p>											
関連事業											
<p>6 防火意識の啓発</p> <p>(1) 防火意識啓発事業</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練等事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

8 消防力の強化

(1) 消防力整備計画の推進

災害発生状況や環境の変化を考慮し、将来を見据えた上で、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、消防力の更なる充実・強化を図る必要がある。

(2) 消防職員の育成

複雑・多様化、大規模化する災害に対応できる消防職員の育成が必要である。

(3) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

9 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

10 通電火災への対策

(1) 感震ブレーカーの整備

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した際に発生する通電火災を防ぐための事前対策が必要である。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
8 消防力の強化											
(1) 消防力整備計画の推進											
本市の地理的条件や交通事情など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、消防庁舎や消防車両、資器材の整備、応急手当の普及、救急高度化への対応、火災予防対策の徹底及び消防団の充実など、消防力の整備を総合的かつ計画的に進めるため、厚木市消防力整備計画を基に整備等を図る。											
(2) 消防職員の育成											
消防業務に必要な専門的な知識や技術を習得し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成を図る。											
(3) 消防車両の整備（再掲）											
使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。											
9 応援体制の強化											
(1) 広域応援体制の強化											
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。											
10 通電火災対策											
(1) 感震ブレーカーの整備											
大規模地震による停電が復旧した際に起こりやすい、電気機器への通電による火災のリスクを軽減するため、感震ブレーカーの有償配布を行う。											
関連事業											
8 消防力の強化											
(1) 消防力整備計画改定事業											
(3) 消防車両整備事業											
10 通電火災対策											
(1) 感震ブレーカー整備事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 河川改修

(1) 準用河川恩曾川の改修

親水性や動植物の生息環境に配慮した多自然川づくりの河川改修により、自然と調和した河川環境の創出及び治水安全度の向上を図る必要がある。

2 排水施設の整備

(1) 公共下水道の浸水対策

下水道認可区域内における雨水整備対象区域において、浸水被害が発生している箇所の雨水管整備を進め、浸水被害の解消を図る必要がある。

1-3 (1/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 河川改修</p> <p>(1) 準用河川恩曾川の改修 準用河川恩曾川を5年確率降雨強度に対応できる流下能力へ改修を図る。</p> <p>2 排水施設の整備</p> <p>(1) 公共下水道の浸水対策 相模川水系、中津川水系、善明川水系、荻野川水系、小鮎川水系、恩曾川水系、玉川水系、山際川水系、細田川水系、渋田川水系において、時間降雨51mm対応の雨水管整備を図る。</p>											
関連事業											
<p>1 河川改修</p> <p>(1) 準用河川恩曾川改修事業</p> <p>2 排水施設の整備</p> <p>(1) 公共下水道厚木排水区等浸水被害軽減事業（公共下水道事業会計）</p> <p>(1) 公共下水道浸水対策事業（公共下水道事業会計）</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 農業基盤の整備

(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等

農業水利施設が老朽化等により正常に稼働しない場合、風水害時等に水位調整ができず氾濫等のリスクが高まるため、農業水利施設を整備する必要がある。また、農道においては、災害発生時の避難経路としても利用できることから整備及び維持補修を実施する必要がある。

4 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備（再掲）

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことから、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることから、事前対策が必要である。

(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

1-3 (2/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>3 農業基盤の整備</p> <p>(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等 農道、かんがい排水路及び取水せきは、農業生産の基盤であるとともに、災害発生時において、農道は避難経路として活用でき、また、かんがい排水路及び取水せきは浸水被害を軽減することができることから、整備及び改修・工事を実施する。</p> <p>4 要配慮者等への支援</p> <p>(1) 避難支援体制の整備（再掲） 高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲） 自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。</p> <p>(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲） 外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。</p> <p>(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲） 災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。</p>											
関連事業											
<p>3 農業基盤の整備</p> <p>(1) 農業基盤整備事業</p> <p>4 要配慮者等への支援</p> <p>(4) 多文化共生交流事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

5 地域防災力の強化

(1) 市民の防災意識の向上（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、国や自治体による支援の公助だけでなく、自身の備えである自助や自治会などによる助け合いである共助が必要不可欠である。

(2) オールハザードマップ等の作成（再掲）

ハザードマップは、災害の種類によって作成されており、一目で災害リスクを把握することが困難である。

(3) 地区別防災マップの作成（再掲）

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に合った対策を講じる必要がある。

(4) 防災教育の充実（再掲）

住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施する必要がある。

(5) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

1-3 (3/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
5 地域防災力の強化											
(1) 市民の防災意識の向上（再掲）											
市民防災研修会や防災資機材等取扱研修会を開催し、防災資機材の取扱い技術の習得など市民の防災意識及び技術の向上を図る。また、自主防災隊が防災資機材を備蓄している倉庫の整備を図る。											
(2) オールハザードマップ等の作成（再掲）											
平成 30 年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。											
(3) 地区別防災マップの作成（再掲）											
地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、地域防災計画や地震被害想定調査結果等を基に、各地区の災害リスクを把握し、その対応策をまとめた地区別防災マップを市民と協働で作成し、活用する。											
(4) 防災教育の充実（再掲）											
地域を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手の育成など、防災教育の一層の充実を図る。											
(5) 自主防災組織等の強化（再掲）											
大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、コミュニティ力を強化するための支援を図る。											
関連事業											
5 地域防災力の強化											
(1) 地域防災力強化事業											
(2) オールハザードマップ等作成事業											
(3) 地区別防災マップ作成事業											
(5) セーフコミュニティ推進事業											
(5) 地域セーフコミュニティ活動推進事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

5 地域防災力の強化

(6) ポケットブックの作成（再掲）

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、個人や地域が各種災害の特性、避難行動や対策等について、知識を身に付ける必要がある。

(7) 地域における避難場所の確保（再掲）

要配慮者や車での避難を余儀なくされる方などの避難場所を確保する必要がある。

1-3 (3/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>5 地域防災力の強化</p> <p>(6) ポケットブックの作成（再掲） 市民や自主防災組織の防災意識・能力向上を目的に、各種災害時の事前行動などを掲載した防災ポケットブックを全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(7) 地域における避難場所の確保（再掲） 要配慮者が利用する施設や車中泊避難場所などを確保するため、民間事業者と協定を締結することなどにより、地域における避難場所の確保に努める。</p>											
関連事業											
<p>5 地域防災力の強化</p> <p>(6) 防災マニュアル作成事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 防災まちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進（再掲）

ア 土砂災害や浸水のリスクの高いハザードエリア内に住宅が存するため、災害による被害の防止を図る必要がある。

イ 頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

ウ 市民、事業者等様々な関係者が自分ごととして防災意識の向上や災害への備えに取り組む必要がある。

(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制

頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等における新たな開発・建築行為を制限する必要がある。

(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進

頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等に存する建築物等の移転を促進する必要がある。

(4) 民間事業者における浸水対策

洪水浸水想定区域内に立地する民間事業者について、浸水被害を軽減するための対策を講ずる必要がある。

(5) 住宅、集合住宅等の止水対策

降雨による浸水被害が想定される区域に所在する建物等について、浸水被害を軽減するための対策を講ずる必要がある。

1-3 (5/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
6 防災まちづくり											
(1) 安全なまちづくりの推進（再掲）											
ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（立地適正化計画）の防災指針に基づき、災害リスクの回避や低減を図る。また、都市構造再編集中支援事業等の活用によりハザードエリアからの移転を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。											
イ 頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。											
ウ 市内全域の建物や地形と災害ハザード情報を3次元で重ね合わせた「あつぎ3Dデジタルマップ」を活用し、災害リスク情報を可視化することにより、防災意識の向上を図る。											
(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制											
市街化調整区域内の災害危険区域等における開発・建築の許可基準を厳格化し、当該区域への新規立地の抑制を図る。											
(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進											
市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等について、安全な土地へ移転する際の具体的要件を定めた基準を策定し、移転の促進を図る。											
(4) 民間事業者における浸水対策											
洪水浸水想定区域内に立地する企業が実施する浸水防止対策に対して補助金を交付し、被害の軽減を図る。											
(5) 住宅、集合住宅等の止水対策											
降雨による浸水被害が見込まれる区域に所在する建物等所有者に対して補助金を交付し、被害軽減を図る。											
関連事業											
6 防災まちづくり											
(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業											
(4) 浸水防止対策事業補助金											
(5) 止水板設置補助金											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

7 消防力の強化

(1) 消防団の活性化（再掲）

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(2) 消防団施設の整備（再掲）

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(3) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

1-3 (6/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
7 消防力の強化											
(1) 消防団の活性化（再掲）											
地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。											
(2) 消防団施設の整備（再掲）											
老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。											
(3) 消防車両の整備（再掲）											
使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。											
関連事業											
7 消防力の強化											
(1) 消防団活性化事業											
(2) 消防団施設整備事業											
(3) 消防車両整備事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

8 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

9 復興まちづくり

(1) 迅速な復興まちづくりの実現

災害からの早期復旧により市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な復興まちづくりを実現するため、平常時から事前準備が必要である。

10 防災体制の整備

(1) AIを活用した情報収集（再掲）

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

1-3 (7/7)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
8 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練（再掲）											
市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。											
(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）											
医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。											
(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）											
様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。											
9 復興まちづくり											
(1) 迅速な復興まちづくりの実現											
災害からの復興について事前に検討を行い、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を推進する。											
10 防災体制の整備											
(1) AIを活用した情報収集（再掲）											
SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。											
関連事業											
8 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練等事業											
10 防災体制の整備											
(1) 災害情報収集伝達システム運用事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 土砂災害対策

(1) 急傾斜地の安全対策

急傾斜地の崩壊による被害を最小限にとどめ、市民の生命・財産を守る必要がある。

2 公園・緑地の整備

(1) 土砂災害特別警戒区域の整備

災害時に一時的な避難場所となる公園や緑地の機能を保持させることにより、市民の生命・身体を保護するとともに、市全体の災害対応機能の向上を図る必要がある。

3 防災まちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進（再掲）

ア 土砂災害や浸水のリスクの高いハザードエリア内に住宅が存するため、災害による被害の防止を図る必要がある。

イ 頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

ウ 市民、事業者等様々な関係者が自分ごととして防災意識の向上や災害への備えに取り組む必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 土砂災害対策</p> <p>(1) 急傾斜地の安全対策 住居に隣接する傾斜 30 度以上、高さ 2 m以上の急傾斜地の崩壊防止対策工事費に対して補助金を交付し、急傾斜地の崩壊防止を図る(県が実施する急傾斜地崩壊対策工事の対象を除く。)</p> <p>2 公園・緑地の整備</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域の整備 土砂災害警戒区域に必要な対策を講じるため、調査・工事等を推進する。</p> <p>3 防災まちづくり</p> <p>(1) 安全なまちづくりの推進 (再掲)</p> <p>ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画 (立地適正化計画) の防災指針に基づき、災害リスクの回避や低減を図る。また、都市構造再編集中支援事業等の活用によりハザードエリアからの移転を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。</p> <p>イ 頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>ウ 市内全域の建物や地形と災害ハザード情報を3次元で重ね合わせた「あつぎ3Dデジタルマップ」を活用し、災害リスク情報を可視化することにより、防災意識の向上を図る。</p>											
関連事業											
<p>1 土砂災害対策</p> <p>(1) 急傾斜地安全対策事業</p> <p>2 公園・緑地の整備</p> <p>(1) 公園緑地整備事業</p> <p>3 防災まちづくり</p> <p>(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 防災まちづくり

(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制（再掲）

頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等における新たな開発・建築行為を制限する必要がある。

(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進（再掲）

頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等に存する建築物等の移転を促進する必要がある。

4 防災体制の整備

(1) 学校の防災体制の整備（再掲）

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(2) AIを活用した情報収集（再掲）

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
3 防災まちづくり											
(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制（再掲）											
市街化調整区域内の災害危険区域等における開発・建築の許可基準を厳格化し、当該区域への新規立地の抑制を図る。											
(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進（再掲）											
市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等について、安全な土地へ移転する際の具体的な要件を定めた基準を策定し、移転の促進を図る。											
4 防災体制の整備											
(1) 学校の防災体制の整備（再掲）											
児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。											
(2) AIを活用した情報収集（再掲）											
SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。											
関連事業											
4 防災体制の整備											
(2) 災害情報収集伝達システム運用事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

5 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備（再掲）

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことから、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることから、事前対策が必要である。

(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
5 要配慮者等への支援											
(1) 避難支援体制の整備（再掲）											
高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。											
(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）											
自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。											
(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）											
外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ的確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。											
(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）											
災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。											
関連事業											
5 要配慮者等への支援											
(4) 多文化共生交流事業											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 地域防災力の強化

(1) 市民の防災意識の向上（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、国や自治体による支援の公助だけでなく、自身の備えである自助や自治会などによる助け合いである共助が必要不可欠である。

(2) オールハザードマップ等の作成（再掲）

ハザードマップは、災害の種類によって作成されており、一目で災害リスクを把握することが困難である。

(3) 地区別防災マップの作成（再掲）

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に合った対策を講じる必要がある。

(4) 防災教育の充実（再掲）

住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施する必要がある。

(5) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

(6) 地域における避難場所の確保（再掲）

要配慮者や車での避難を余儀なくされる方などの避難場所を確保する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
6 地域防災力の強化											
(1) 市民の防災意識の向上（再掲）											
市民防災研修会や防災資機材等取扱研修会を開催し、防災資機材の取扱い技術の習得など市民の防災意識及び技術の向上を図る。また、自主防災隊が防災資機材を備蓄している倉庫の整備を図る。											
(2) オールハザードマップ等の作成（再掲）											
平成30年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。											
(3) 地区別防災マップの作成（再掲）											
地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、地域防災計画や地震被害想定調査結果等を基に、各地区の災害リスクを把握し、その対応策をまとめた地区別防災マップを市民と協働で作成し、活用する。											
(4) 防災教育の充実（再掲）											
地域を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手の育成など、防災教育の一層の充実を図る。											
(5) 自主防災組織等の強化（再掲）											
大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、コミュニティ力を強化するための支援を図る。											
(6) 地域における避難場所の確保（再掲）											
要配慮者が利用する施設や車中泊避難場所などを確保するため、民間事業者と協定を締結することなどにより、地域における避難場所の確保に努める。											
関連事業											
6 地域防災力の強化											
(1) 地域防災力強化事業											
(2) オールハザードマップ等作成事業											
(3) 地区別防災マップ作成事業											
(5) セーフコミュニティ推進事業											
(5) 地域セーフコミュニティ活動推進事業											
(6) 要配慮者等宿泊施設利用補助金											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

7 消防力の強化

(1) 消防団の活性化（再掲）

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(2) 消防団施設の整備（再掲）

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(3) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

8 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
7 消防力の強化											
(1) 消防団の活性化（再掲）											
地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。											
(2) 消防団施設の整備（再掲）											
老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。											
(3) 消防車両の整備（再掲）											
使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。											
8 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練（再掲）											
市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。											
(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）											
医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。											
(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）											
様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。											
関連事業											
7 消防力の強化											
(1) 消防団活性化事業											
(2) 消防団施設整備事業											
(3) 消防車両整備事業											
8 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練等事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の分析・整理

1 防災訓練の実施

(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

2 救助・救急体制の充実

(1) 救急救命講習会の実施

超高齢社会の進展等を背景とする救急需要は増加傾向にあることから、限られた救急資源を有効に活用し、応急手当の普及啓発や救急車の適正利用を推進するとともに、医療機関と連携した高度な救急医療サービスの提供を行うなど、救急体制の充実を図る必要がある。

3 消防力の強化

(1) 消防力整備計画の推進（再掲）

災害発生状況や環境の変化を考慮し、将来を見据えた上で、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、消防力の更なる充実・強化を図る必要がある。

(2) 消防職員の育成（再掲）

複雑・多様化、大規模化する災害に対応できる消防職員の育成が必要である。

(3) 消防資器材の整備

複雑・多様化、また、大規模化する災害に対して迅速かつ的確に対応するために、必要不可欠な消防資器材を計画的に整備し、消防力の充実・強化を図る必要がある。

2-1 (1/2)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 防災訓練の実施											
(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）											
医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。											
2 救助・救急体制の充実											
(1) 救急救命講習会の実施											
救命率の向上を図るため、応急手当普通救命講習会の実施や救急業務の高度化を推進するとともに、適切なAED設置の促進を図り、救急車の適正利用や事故を未然に防止する予防救急の普及啓発を推進する。											
3 消防力の強化											
(1) 消防力整備計画の推進（再掲）											
本市の地理的条件や交通事情など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、消防庁舎や消防車両、資器材の整備、応急手当の普及、救急高度化への対応、火災予防対策の徹底及び消防団の充実など、消防力の整備を総合的かつ計画的に進めるため、厚木市消防力整備計画を基に整備等を図る。											
(2) 消防職員の育成（再掲）											
消防業務に必要な専門的な知識や技術を習得し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成を図る。											
(3) 消防資器材の整備											
火災や人命救助などの消防活動を効果的に遂行するための消防資器材、また、ウイルスやテロ災害などに対応するための特殊災害資器材を整備し、市民の安心・安全の確保を図る。											
関連事業											
2 救助・救急体制の充実											
(1) 救急推進事業											
3 消防力の強化											
(1) 消防力整備計画改定事業											
(3) 消防資器材整備事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の分析・整理

3 消防力の強化

(4) 消防団の活性化（再掲）

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(5) 消防団施設の整備（再掲）

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(6) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

(7) 消防水利の整備

火災発生時における消防活動を効率的かつ効果的に行うため、消防水利の充足を図る必要がある。

4 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
3 消防力の強化											
(4) 消防団の活性化（再掲）											
地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。											
(5) 消防団施設の整備（再掲）											
老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。											
(6) 消防車両の整備（再掲）											
使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。											
(7) 消防水利の整備											
国が示す消防水利の基準に基づき、40 t以上の防火水槽を公園等に整備する。											
4 応援体制の強化											
(1) 広域応援体制の強化（再掲）											
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。											
関連事業											
3 消防力の強化											
(4) 消防団活性化事業											
(5) 消防団施設整備事業											
(6) 消防車両整備事業											
(7) 消防水利整備事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の分析・整理

1 医療体制の充実

(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備

災害拠点病院に指定されている市立病院は、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要がある。また、河川の氾濫など浸水想定時に病院機能を維持するため、浸水対策を行う必要がある。

(2) 医薬品の循環型備蓄

災害時における医療体制の充実を図るため、医薬品を迅速に確保する必要がある。また、医療救護所用に購入している医薬品については、買い替えや廃棄等を行う必要があり、事務負担や費用面を考慮し効果的な備蓄を検討する必要がある。

(3) 災害時における地域医療の充実

大規模地震等発生時に停電した場合、地域の診療所において軽症者の治療を行うことができるよう、必要な資機材を備蓄する必要がある。

2 燃料の確保

(1) 燃料の確保

大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要がある。

3 防災訓練の実施

(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

2-2 (1/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 医療体制の充実											
(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備											
災害拠点病院に指定されている市立病院について、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実を図る。また、河川氾濫など浸水想定時における病院機能を維持するため、浸水対策を実施する。											
(2) 医薬品の循環型備蓄											
医薬品の消費期限到達による廃棄を減らし、再購入費用を削減するため、厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し、医薬品を薬局内の循環型備蓄として確保する。											
(3) 災害時における地域医療の充実											
災害時に地域の診療所が必要とする最低限の電力が確保できるよう、発電機等を整備し、地域の診療所等に貸与を行い、災害時における地域医療体制を確保する。											
2 燃料の確保											
(1) 燃料の確保											
大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、協定締結先との連携強化を図るとともに、多様な燃料の確保について調査を図る。											
3 防災訓練の実施											
(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）											
医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。											
関連事業											
1 医療体制の充実											
(1) 厚木市立病院浸水対策事業（病院事業会計）											
(3) 災害時医療対策事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の分析・整理

4 救助・救急体制の充実

(1) 救急救命講習会の実施（再掲）

超高齢社会の進展等を背景とする救急需要は増加傾向にあることから、限られた救急資源を有効に活用し、応急手当の普及啓発や救急車の適正利用を推進するとともに、医療機関と連携した高度な救急医療サービスの提供を行うなど、救急体制の充実を図る必要がある。

(2) 災害時医療救護体制の整備

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こり兼ねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要がある。

5 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

2-2 (2/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 救助・救急体制の充実											
(1) 救急救命講習会の実施（再掲）											
救命率の向上を図るため、応急手当普通救命講習会の実施や救急業務の高度化を推進するとともに、適切なAED設置の促進を図り、救急車の適正利用や事故を未然に防止する予防救急の普及啓発を推進する。											
(2) 災害時医療救護体制の整備											
県の保健医療救護計画に基づき、災害時における医療救護体制の確保を図る。											
5 応援体制の強化											
(1) 広域応援体制の強化（再掲）											
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。											
関連事業											
4 救助・救急体制の充実											
(1) 救急推進事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生

脆弱性の分析・整理

1 避難所運営体制の見直し

(1) 避難所運営マニュアルの見直し

避難所における各種対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した状況とでは、大きな変化もあり、時間の経過に応じた多種多様な検討を進める必要がある。

2 物資供給・集積拠点の整備

(1) 物資供給・集積拠点の整備

備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。また、物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

3 建築物の耐震化

(1) 校舎・体育館等の改修

厚木市公共施設個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図り、安心・安全で快適な教育環境を確保する必要がある。

2-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 避難所運営体制の見直し											
(1) 避難所運営マニュアルの見直し											
避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所運営に対する十分な配慮を図る。											
2 物資供給・集積拠点の整備											
(1) 物資供給・集積拠点の整備											
備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。											
3 建築物の耐震化											
(1) 校舎・体育館等の改修											
校舎・体育館の外壁、屋上、受変電設備、給水設備等の実施設計及び改修工事を推進する。											
関連事業											
2 物資供給・集積拠点の整備											
(1) 物資集積拠点整備事業											
3 建築物の耐震化											
(1) 校舎・体育館改修事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生

脆弱性の分析・整理

4 防災体制の整備

(1) 学校給食センターの整備

大規模災害時において、学校給食センターを炊き出し及び食料供給施設として活用するため、災害対応力を有した施設を整備する必要がある。

(2) 特別教室への冷暖房設備の設置

安心・安全で快適な教育環境の確保と、災害時の指定避難所としての防災機能の強化を図る必要がある。

(3) 体育館への冷暖房設備の設置

安心・安全で快適な教育環境の確保と、災害時の指定避難所としての防災機能の強化を図る必要がある。

(4) 避難所における井戸等の整備

大規模災害発生時に上下水道が断水する可能性があるため、避難所にける生活用水を確保する必要がある。

2-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 防災体制の整備											
(1) 学校給食センターの整備											
災害時等における食事等の提供に関する協定により、災害時の炊き出しその他食料供給ができる施設として、災害対応力を有した新たな学校給食センターを整備する。											
(2) 特別教室への冷暖房設備の設置											
計画的に特別教室への冷暖房設備の設置を図る。											
(3) 体育館への冷暖房設備の設置											
計画的に体育館等への冷暖房設備の設置を図る。											
(4) 避難所における井戸等の整備											
指定避難所等へ井戸を整備することにより、避難生活における生活用水を確保するとともに、井戸水を利用したマンホールトイレを整備し、避難者の避難生活環境向上を図る。											
関連事業											
4 防災体制の整備											
(1) 北部学校給食センター運営事業											
(2) 特別教室冷暖房設備設置事業											
(3) 体育館冷暖房設備設置事業											
(4) 防災井戸等整備事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の分析・整理

1 医療体制の充実

(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備（再掲）

災害拠点病院に指定されている市立病院は、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要がある。また、河川の氾濫など浸水想定時に病院機能を維持するため、浸水対策を行う必要がある。

(2) 医薬品の循環型備蓄（再掲）

災害時における医療体制の充実を図るため、医薬品を迅速に確保する必要がある。また、医療救護所用に購入している医薬品については、買い替えや廃棄等を行う必要があり、事務負担や費用面を考慮し効果的な備蓄を検討する必要がある。

(3) 災害時における地域医療の充実（再掲）

大規模地震等発生時に停電した場合、地域の診療所において軽症者の治療を行うことができるよう、必要な資機材を備蓄する必要がある。

2 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

3 広域自治体との連携

(1) 広域自治体との連携

近隣の自治体と共通する行政課題の多様化・専門化・広域化に対応するため、市域を越えた都市間の広域連携を図る必要がある。

2-4 (1/3)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 医療体制の充実											
(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備（再掲）											
災害拠点病院に指定されている市立病院について、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実を図る。また、河川氾濫など浸水想定時における病院機能を維持するため、浸水対策を実施する。											
(2) 医薬品の循環型備蓄（再掲）											
医薬品の消費期限到達による廃棄を減らし、再購入費用を削減するため、厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し、医薬品を薬局内の循環型備蓄として確保する。											
(3) 災害時における地域医療の充実（再掲）											
災害時に地域の診療所が必要とする最低限の電力が確保できるよう、発電機等を整備し、地域の診療所等に貸与を行い、災害時における地域医療体制を確保する。											
2 応援体制の強化											
(1) 広域応援体制の強化（再掲）											
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。											
3 広域自治体との連携											
(1) 広域自治体との連携											
自治体相互が連携し、より一層の市民サービスの向上につながる取組を推進する。また、近隣市町村と共通する行政課題等の解決に向けた調査研究を実施する。											
関連事業											
1 医療資機材等の整備											
(1) 厚木市立病院浸水対策事業（病院事業会計）											
(3) 災害時医療対策事業											
3 広域自治体との連携											
(1) 広域都市連携推進事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の分析・整理

4 物資の確保

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

大規模災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があり、また、救援物資が届くまでにも時間がかかるおそれがあることから、飲料水や食料などを備蓄しておく必要がある。

(2) 物資集積拠点の整備

物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

5 防災体制の整備

(1) 非常用電源設備の整備

災害時に防災拠点となる避難所等の機能を確保するための電力供給体制が十分ではなく、避難者の生活や復旧に向けた活動を支援する避難所機能を確保するため、災害時に電力を迅速に供給する体制を整備する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>4 物資の確保</p> <p>(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保</p> <p>災害等発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時における被災者の支援のため、避難所等に飲料水や食料、生活必需品等を備蓄するとともに、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し計画的に備蓄を図る。</p> <p>(2) 物資集積拠点の整備</p> <p>依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p> <p>5 防災体制の整備</p> <p>(1) 非常用電源設備の整備</p> <p>災害時に避難者の生活や復旧に向けた活動を支援するため、情報収集等を含めた避難所等としての機能確保に必要不可欠となる非常用電源設備の整備を図る。</p>											
関連事業											
<p>4 物資の確保</p> <p>(1) 災害対策事業</p> <p>5 防災体制の整備</p> <p>(1) 地域防災力強化事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の分析・整理

5 防災体制の整備

(2) 児童館（指定緊急避難場所）の整備

災害発生時に避難所となる児童館において、停電時にも継続した電力供給が可能な施設として整備する必要がある。

(3) 災害拠点施設の整備

災害発生時に拠点となる市庁舎において、停電時にも継続した電力供給を行うことができるよう災害対応力を有した市庁舎を整備する必要がある。

(4) 学校給食センターの整備（再掲）

大規模災害時において、学校給食センターを炊き出し及び食料供給施設として活用するため、災害対応力を有した施設を整備する必要がある。

6 業務継続体制の確保

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
5 防災体制の整備											
(2) 児童館（指定緊急避難場所）の整備											
様々な年代の避難者に対し、換気機能等の感染症対策も備えたエアコンの利用ができ、体調に合わせた過ごし方ができるよう、停電時にも継続した電力供給が可能な体制を整備するため、太陽光発電設備の整備を図る。											
(3) 災害拠点施設の整備											
災害発生時に拠点となる市庁舎においては、再生可能エネルギーを有効利用する設備を備えるほか、停電時にも継続した電力供給が可能な施設として整備を図る。											
(4) 学校給食センターの整備（再掲）											
災害時等における食事等の提供に関する協定により、災害時の炊き出しその他食料供給ができる施設として、災害対応力を有した新たな学校給食センターを整備する。											
6 業務継続体制の確保											
(1) 広域応援体制の強化（再掲）											
広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。											
関連事業											
5 防災体制の整備											
(2) 公共施設脱炭素化推進事業											
(3) 中町2-2地区周辺整備事業											
(4) 北部学校給食センター運営事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

脆弱性の分析・整理

1 帰宅困難者対策の推進

(1) 帰宅困難者対策の推進

大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生するおそれがあるため、交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、市民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要がある。

(2) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定（再掲）

大規模な地震災害が発生した場合、建物や施設の損壊を含めて様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止により、本厚木駅周辺において、多くの人々が滞留し、混乱が生じることが予想されるため、このような混乱が被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害するおそれもあるため、対策を講じる必要がある。

2 物資の確保

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）

大規模災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があり、また、救援物資が届くまでにも時間がかかるおそれがあることから、飲料水や食料などを備蓄しておく必要がある。

(2) 物資集積拠点の整備（再掲）

物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

2-5

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 帰宅困難者対策の推進											
(1) 帰宅困難者対策の推進											
<p>帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であるため、むやみに移動を開始しないという基本原則の徹底を図るとともに、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の啓発を行う。また、多数の帰宅困難者が発生する本厚木駅周辺において都市再生安全確保計画に基づき帰宅困難者に対する総合的な取組を推進する。</p>											
(2) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定（再掲）											
<p>本厚木駅周辺地域の都市機能を分析し、被害の最小化を図るために効果的かつ効率的な対策を講じるために策定した都市再生安全確保計画について、周辺施設や交通網等の変化に伴い計画を改定する。</p>											
2 物資の確保											
(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）											
<p>災害等発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時における被災者の支援のため、避難所等に飲料水や食料、生活必需品等を備蓄するとともに、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し計画的に備蓄を図る。</p>											
(2) 物資集積拠点の整備（再掲）											
<p>依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
1 帰宅困難者対策の推進											
(2) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業											
2 物資の確保											
(1) 災害対策事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

脆弱性の分析・整理

1 救助・救急体制の充実

(1) 災害時医療救護体制の整備（再掲）

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こり兼ねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要がある。

2 防疫体制の整備

(1) 防疫活動、保健活動体制の整備

迅速かつ的確な防疫活動等の保健活動の体制を整備する必要がある。

(2) 水害時の衛生対策と消毒方法の周知

豪雨時は、路面が冠水し下水道が逆流するおそれがある。下水道には汚水が混入している場合があるため、家屋等が浸水した場合の対処方法を周知する必要がある。

3 火葬体制の強化

(1) 広域火葬体制の強化

大規模災害により、市の斎場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要がある。

4 避難所運営体制の見直し

(1) 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し

感染症まん延期に災害が発生した場合に備えて、感染症対策を踏まえた避難所運営体制の在り方について検討する必要がある。

5 衛生用品等の備蓄の見直し

(1) 衛生用品等の備蓄の見直し

感染症の拡大を防ぐため、衛生用品等の備蓄を見直す必要がある。

2-6 重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 救助・救急体制の充実											
(1) 災害時医療救護体制の整備（再掲）											
県の保健医療救護計画に基づき、災害時における医療救護体制の確保を図る。											
2 防疫体制の整備											
(1) 防疫活動、保健活動体制の整備											
感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速かつ的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を推進する。											
(2) 水害時の衛生対策と消毒方法の周知											
床上浸水、床下浸水時の対処法や感染症予防策について周知を図る。											
3 火葬体制の強化											
(1) 広域火葬体制の強化											
広域火葬体制を強化するとともに、必要な資機材を円滑に確保するため、協定事業所との連携の強化を図る。											
4 避難所運営体制の見直し											
(1) 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し											
感染症まん延期に災害が発生した場合に備えて、感染症対策を図るため、新しい生活様式を取り入れた避難所運営を推進する。											
5 衛生用品等の備蓄の見直し											
(1) 衛生用品等の備蓄の見直し											
感染症拡大を予防するために必要な衛生用物品等を備蓄するとともに、状況やニーズに応じて備蓄する衛生物品等の見直しを図る。											
関連事業											

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性の分析・整理

1 地域防犯活動の推進

(1) 防犯対策

市民の身近で発生している街頭犯罪の未然防止及び犯罪に対する抑止力の強化を図るため、児童・生徒の登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの自主防犯活動を推進する必要がある。

(2) 空き家対策（再掲）

厚木市空家等対策計画に基づき、人口減少や住宅の老朽化等により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の予防・解消・活用を図る必要がある。

2 地域防災力の強化

(1) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

3-1

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 地域防犯活動の推進											
(1) 防犯対策											
<p>市民安全指導員（防犯パトロール隊）によるパトロールを実施するとともに、地域の目が一番の防犯対策となることから地域において青色回転灯搭載車（青パト）を運用して自主防犯活動を実施する団体に対して補助を行い、地域の自主防犯活動の強化を図る。</p>											
(2) 空き家対策（再掲）											
<p>空き家の解体費や購入費の一部を補助するとともに、所有者不存在により管理不全となり近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家法又は所有者不明法の規定に基づき、財産管理制度を活用し、売却等の処分を推進する。</p>											
2 地域防災力の強化											
(1) 自主防災組織等の強化（再掲）											
<p>大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、コミュニティ力を強化するための支援を図る。</p>											
関連事業											
1 地域防犯活動の推進											
(1) 防犯啓発事業											
(1) 街頭犯罪対策事業											
(1) 地域青パト推進事業補助金											
(2) 空き家等対策推進事業											
2 地域防災力の強化											
(1) セーフコミュニティ推進事業											
(1) 地域セーフコミュニティ活動推進事業											

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の分析・整理

1 庁舎の整備

(1) 市庁舎の整備

現在の市庁舎は、老朽化や狭あい化に加え、分散化や災害対応力の強化などの課題を抱えていることから、業務継続性を高め、更なる災害対応力を有した市庁舎を整備する必要がある。

(2) 消防庁舎の整備

各種災害に迅速・的確に対応するため、消防・防災拠点である消防庁舎機能を常に維持する必要がある。

2 業務継続体制の確保

(1) 業務継続体制の確保

災害発生時においても、業務の継続を可能にする体制の確保が必要である。

(2) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

3 防災訓練の実施

(1) 実践的な訓練の実施

多様な場面を想定した、職員の防災業務に対する訓練が必要である。

3-2 (1/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 庁舎の整備											
(1) 市庁舎の整備											
<p>災害発生時において市庁舎は、市民の生命及び財産を守るための中枢拠点となることから、厚木市複合施設等整備基本計画に基づき、建物は免震構造とし、72時間供給可能な非常用電源設備や飲料水等に利用することができる貯水槽の設置など災害発生時の業務継続能力を備えた整備を図る。</p>											
(2) 消防庁舎の整備											
<p>地域の防災拠点である相川分署及び南毛利分署の移転整備を令和3年度に完了し、当該地域の消防体制の強化を図る。また、消防・防災活動の中枢となる厚木消防署本署庁舎の移転整備に向けた取組を図る。さらに、他の消防庁舎についても、計画的に整備の検討を図る。</p>											
2 業務継続体制の確保											
(1) 業務継続体制の確保											
<p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要に応じて業務継続計画の改定などにより、業務継続性の確保を図る。</p>											
(2) 広域応援体制の強化（再掲）											
<p>広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p>											
3 防災訓練の実施											
(1) 実践的な訓練の実施											
<p>複合災害など、多様な場面を想定した訓練を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る。</p>											
関連事業											
1 庁舎の整備											
(1) 中町第2-2地区周辺整備事業											
(2) 消防庁舎整備事業											

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の分析・整理

4 防災体制の整備

(1) 学校の防災体制の整備（再掲）

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(2) 斎場機能の維持

斎場施設は山林に囲まれていることにより、土砂災害の発生を原因として斎場機能が維持困難となる事態が想定されることから、山林及び法面の^{のりめん}予防保全が必要である。

5 建築物の耐震化

(1) 校舎・体育館等の改修（再掲）

厚木市公共施設個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図り、安心・安全で快適な教育環境を確保する必要がある。

6 復旧体制の整備

(1) 復興対策マニュアルの整備

復興対策マニュアルの整備に取り組む必要がある。

3-2 (2/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 防災体制の整備											
(1) 学校の防災体制の整備（再掲）											
<p>児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく確かな判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p>											
(2) 斎場機能の維持											
<p>斎場敷地内の山林及び法面の崩落により斎場機能が維持困難となる事態を避けるため、日常的な監視を継続するとともに予防保全を図る。</p>											
5 建築物の耐震化											
(1) 校舎・体育館等の改修（再掲）											
<p>校舎・体育館の外壁、屋上、受変電設備、給水設備等の実施設計及び改修工事を推進する。</p>											
6 復旧体制の整備											
(1) 復興対策マニュアルの整備											
<p>事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、全庁的に一丸となり被災時の計画的な復興を推進するため、復興対策マニュアルの整備を図る。</p>											
関連事業											
5 建築物の耐震化											
(1) 校舎・体育館改修事業											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞

脆弱性の分析・整理

1 企業防災の強化

(1) 企業の防災体制の確立

企業の防災体制の確立に向けた支援を行う必要がある。

2 防災まちづくり

(1) 民間事業者における浸水対策（再掲）

洪水浸水想定区域内に立地する民間事業者について、浸水被害を軽減するための対策を講ずる必要がある。

4-1

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 企業防災の強化											
(1) 企業の防災体制の確立											
災害発生時に企業が迅速に救助や避難などの活動、さらには、経済活動の維持等を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の作成や企業間の連携強化などの企業の防災に関する取組を支援する。											
2 防災まちづくり											
(1) 民間事業者における浸水対策（再掲）											
洪水浸水想定区域内に立地する企業が実施する浸水防止対策に対して補助金を交付し、被害の軽減を図る。											
関連事業											
2 防災まちづくり											
(1) 浸水防止対策事業補助金											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

脆弱性の分析・整理

1 企業防火・防災の強化

(1) 重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策

重要な産業施設や大規模施設については、災害による施設の損壊、火災、爆発等により住居地域に被害が及ばないように防火・防災対策を推進する必要がある。

(2) 企業の防災体制の確立（再掲）

企業の防災体制の確立に向けた支援を行う必要がある。

2 危険物施設等の安全対策

(1) 危険物施設等の安全対策の周知（再掲）

危険物施設等は、貯蔵や取り扱う物質の性質上、災害時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きくなるため、対象事業者等に対し安全管理対策を周知する必要がある。

4-2

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 企業防火・防災の強化											
(1) 重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策											
重要な産業施設や大規模施設に対して、防火・防災対策を推進し、周辺住居地域への被害拡大の防止を図る。											
(2) 企業の防災体制の確立（再掲）											
災害発生時に企業が迅速に救助や避難などの活動、さらには、経済活動の維持等を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の作成や企業間の連携強化などの企業の防災に関する取組を支援する。											
2 危険物施設等の安全対策											
(1) 危険物施設等の安全対策の周知（再掲）											
危険物施設等において災害時に火災等が発生した場合、多大な被害が生じる可能性があるため、安全性の強化及び充実に向け、対象事業者等に対し安全管理対策の周知を図る。											
関連事業											
1 企業防火・防災の強化											
(1) 防火意識啓発事業											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

1 物資の確保

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）

大規模災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があり、また、救援物資が届くまでにも時間がかかるおそれがあることから、飲料水や食料などを備蓄しておく必要がある。

(2) 物資集積拠点の整備（再掲）

物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

4-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 物資の確保											
(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）											
<p>災害等発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時における被災者の支援のため、避難所等に飲料水や食料、生活必需品等を備蓄するとともに、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し計画的に備蓄を図る。</p>											
(2) 物資集積拠点の整備（再掲）											
<p>依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
1 物資の確保											
(1) 災害対策事業											
(2) 物資集積拠点整備事業											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-4 農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下

脆弱性の分析・整理

1 農業基盤の整備

(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等（再掲）

農業水利施設が老朽化等により正常に稼働しない場合、風水害時等に水位調整ができず氾濫等のリスクが高まるため、農業水利施設を整備する必要がある。また、農道においては、災害発生時の避難経路としても利用できることから整備及び維持補修を実施する必要がある。

2 森林の整備・保全

(1) 森林の整備・保全

森林の木材を活用する機会が減少する中、林業に携わる労働者も減少、高齢化し、手入れの行き届かない森林が増え、森林の荒廃が進んでいる状況にあることから、森林が持つ水源のかん養や台風に伴う豪雨による山くずれ、土石流、地すべりなどの山地災害の防止など、森林の持つ公益性の高い機能を有効利用するため、荒廃の進んでいる森林を計画的に整備する必要がある。

4-4

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 農業基盤の整備											
(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等（再掲）											
農道、かんがい排水路及び取水せきは、農業生産の基盤であるとともに、災害発生時において、農道は避難経路として活用でき、また、かんがい排水路及び取水せきは浸水被害を軽減することができることから、整備及び改修・工事を実施する。											
2 森林の整備・保全											
(1) 森林の整備・保全											
森林所有者に適正な管理を促すため、枝打や除間伐を行う厚木市森林組合に対し、補助金を交付するとともに、高性能林業機械の導入及び間伐材搬出を支援する。											
また、地元でとれた木材は地元で利用するという地産地消の仕組みを確立させ、林業の活性化及び計画的な森林整備の促進を図る。											
関連事業											
1 農業基盤の整備											
(1) 農業基盤整備事業											
2 森林の整備・保全											
(1) 林業振興事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・整理

1 道路の整備

(1) あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施

安全で快適な道路交通環境づくりを進める必要がある。

(2) 無電柱化の推進

無電柱化整備は、防災性、安全・円滑な交通確保及び景観形成の三つの観点から整備を進める必要がある。

2 ライフライン機能の確保

(1) 特設公衆電話の設置・利用

災害発生時に被災者等の通信の確保をする必要がある。

3 情報発信・伝達体制の整備

(1) 災害情報収集伝達の強化

災害時における情報収集・伝達の強化を図り、迅速かつ的確な災害対応を行う必要がある。

5-1 (1/3)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 道路の整備											
(1) あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施											
本市の道づくりの方針を示し、市道の整備や改良、維持管理など、道路に関する総合的な計画としたあつぎの道づくり計画に基づいた事業を推進する。											
(2) 無電柱化の推進											
市無電柱化推進計画に位置付けられている、都市計画道路3・6・1中町北停車場線（市道A-9）、市道A-358、都市計画道路3・4・7厚木バイパス線（市道1-24 妻田三田幹線）の整備を計画的に進め緊急輸送道路等の確保、安心して通行できる歩行空間の確保を図る。											
2 ライフライン機能の確保											
(1) 特設公衆電話の設置・利用											
家族等の安否確認を行うことができるよう特設公衆電話を設置する。また、 ^{ふくそう} 輻輳対策として、NTT東日本や携帯電話事業者等が提供する災害用伝言板の活用について周知啓発を図る。											
3 情報発信・伝達体制の整備											
(1) 災害情報収集伝達の強化											
各種災害に対応するため、情報収集や通信手段の確保の強化を図り、被害の軽減に寄与する。											
関連事業											
1 道路の整備											
(2) 無電柱化整備事業											
3 情報発信・伝達体制の整備											
(1) 災害情報収集伝達強化事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・整理

4 情報発信・伝達体制の強化

(1) 情報発信・伝達体制の強化

「逃げ遅れゼロ」の実現のため、多様な情報発信手段を整備する必要がある。

(2) デジタルサイネージの設置

市政情報等の発信力を強化するとともに、中心市街地の魅力や利便性の向上を図る必要がある。

(3) 公衆無線LANの整備

災害時において、携帯電話等の通信障害や輻輳が発生することが想定されることから、通信疎通の確保のため、通信手段の充実を図る必要がある。

5-1 (2/3)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 情報発信・伝達体制の強化											
(1) 情報発信・伝達体制の強化											
最新の防災情報を迅速かつ的確に提供するため、防災行政無線のほか、防災ラジオ、あつぎメールマガジン、テレホンサービス、TVK（テレビ神奈川）のデータ放送、市ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、情報発信手段の強化を図る。											
(2) デジタルサイネージの設置											
本厚木駅北口や南口、駅連絡所内、愛甲石田駅にデジタルサイネージを整備し、情報発信に努めてきた。更なる発信力のため、バスセンターや本厚木駅東口を含めた中町第2-2地区周辺に新たなデジタルサイネージの設置を図る。											
(3) 公衆無線LANの整備											
災害時における避難者等への情報収集支援などの観点から、公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」を市内公共施設に必要な応じて整備するとともに、サービスの適正な管理運用を図る。											
関連事業											
4 情報発信・伝達体制の整備											
(1) 新型防災ラジオ整備事業											
(1) 防災行政無線維持管理事業											
(1) 映像メディア活用事業											
(2) デジタルサイネージ設置事業											
(3) 公衆無線LAN整備事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・整理

5 要配慮者等への支援

(1) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることから、事前対策が必要である。

6 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
5 要配慮者等への支援											
(1) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）											
自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。											
6 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練（再掲）											
市や自主防災隊などが連携し総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。											
関連事業											
6 防災訓練の実施											
(1) 総合防災訓練等事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-2 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性の分析・整理

1 体制の整備

(1) 非常時のガス供給体制の整備

災害時には、ガスなどのライフライン施設に被害が発生するおそれがあることから、ライフラインの安全性を向上する必要がある。

(2) 電力の確保

災害時にも電力確保を維持する必要がある。

2 企業防災の強化

(1) 企業の防災体制の確立（再掲）

企業の防災体制の確立に向けた支援を行う必要がある。

3 自立・分散型エネルギーの導入促進

(1) 自立・分散型エネルギーの導入促進

災害に強いエネルギーの確保に対応する必要がある。

4 道路の整備

(1) 無電柱化の推進（再掲）

無電柱化整備は、防災性、安全・円滑な交通確保及び景観形成の三つの観点から整備を進める必要がある。

5 防災体制の整備

(1) 非常用電源設備の整備（再掲）

災害時に防災拠点となる避難所等の機能を確保するための電力供給体制が十分ではなく、避難者の生活や復旧に向けた活動を支援する避難所機能を確保するため、災害時に電力を迅速に供給する体制を整備する必要がある。

5-2

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 体制の整備											
(1) 非常時のガス供給体制の整備											
ガスの応急復旧については事業者と連携し、非常時の応急供給体制の整備も継続して推進する。											
(2) 電力の確保											
電力の安定供給確保のため、自家発電設備の計画的な維持管理を図る。											
2 企業防災の強化											
(1) 企業の防災体制の確立（再掲）											
災害発生時に企業が迅速に救助や避難などの活動、さらには、経済活動の維持等を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の作成や企業間の連携強化などの企業の防災に関する取組を支援する。											
3 自立・分散型エネルギーの導入促進											
(1) 自立・分散型エネルギーの導入促進											
災害に強いエネルギーの確保のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や多様なエネルギー源の活用を促進する。											
また、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進する。											
4 道路の整備											
(1) 無電柱化の推進（再掲）											
市無電柱化推進計画に位置付けられている、都市計画道路 3・6・1 中町北停車場線（市道 A-9）、市道 A-358、都市計画道路 3・4・7 厚木バイパス線（市道 1-24 妻田三田幹線）の整備を計画的に進め緊急輸送道路等の確保、安心して通行できる歩行空間の確保を図る。											
5 防災体制の整備											
(1) 非常用電源設備の整備（再掲）											
災害時に避難者の生活や復旧に向けた活動を支援するため、情報収集等を含めた避難所等としての機能確保に必要不可欠となる非常用電源設備の整備を図る。											
関連事業											
4 道路の整備											
(1) 無電柱化整備事業											
5 防災体制の整備											
(1) 地域防災力強化事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-3 上水道施設等の長期間にわたる供給停止

脆弱性の分析・整理

1 応急給水体制の整備

(1) 給水対策と応援協力体制の整備

災害時には、上下水道などのライフライン施設に被害が発生するおそれがあることから、ライフラインの安全性を向上する必要がある。

(2) 生活水の確保

生活用水は、風呂やトイレなどに使用する水として重要であり、不足すれば衛生面での問題や精神面での不安も高まる。飲料水だけでなく、生活水の確保にも努める必要がある。

5-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 応急給水体制の整備											
(1) 給水対策と応援協力体制の整備											
<p>上水道の断水に備え、飲料水の備蓄や耐震性貯水槽の整備を図る。また、長時間の断水を想定し、応急給水活動や広報活動等について、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を図る。</p>											
(2) 生活用水の確保											
<p>家庭の井戸を厚木市災害時給水所に指定し、災害時における地域の住民の生活用水として確保を図る。</p>											
関連事業											
1 応急給水体制の整備											
(2) 災害対策事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の分析・整理

1 下水道の整備

(1) 下水道総合地震対策

大規模な地震時に生活空間において汚水の滞留や未処理下水の流出による衛生対策として、下水の流下機能を確保するため管きよの耐震化を図る必要がある。

2 合併処理浄化槽の普及促進

(1) 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の公共下水道整備区域外に現存する単独処理浄化槽等について、老朽化したものが多く、被災により破損するリスクが高いことから、災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽への転換の促進を図る必要がある。

5-4

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 下水道の整備</p> <p>(1) 下水道総合地震対策 大規模な地震時に下水の流下機能を確保するため、マンホールと管きよの耐震化を図る。</p> <p>2 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>(1) 合併処理浄化槽の普及促進 市街化調整区域の公共下水道整備区域外に現存する単独処理浄化槽等について、合併処理浄化槽への転換をする場合の工事費の一部を国等の補助金を活用し、災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽への転換の促進を図る。</p>											
関連事業											
<p>2 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>(1) 合併処理浄化槽普及促進事業</p>											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

1 土砂災害対策

(1) 急傾斜地の安全対策（再掲）

急傾斜地の崩壊による被害を最小限にとどめ、市民の生命・財産を守る必要がある。

2 道路整備

(1) 道路・橋りょう等の整備

道路等のネットワークは市民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や多重性を確保する必要がある。

(2) 生活道路の整備

市民が安全で安心して快適な日常生活を営むことができるよう、狭い生活道路の整備を計画的に進めるとともに、地域間の主要交通及び幹線路線等の主要市道のネットワークを補完する路線の拡幅整備をする必要がある。

(3) 橋りょうの長寿命化

管理橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を前提とした計画的な維持管理を実践し、維持管理コストの縮減と予算平準化を図るとともに、橋りょうの定期的な点検を実施し、健全性の把握と適正な維持管理を図る必要がある。

(4) 橋りょうの架け替え

老朽化した橋りょうの架け替えを行い、安全に通行できる道路機能の確保を図る。また、河川改修計画に合わせ、橋りょうの架け替えを整備する必要がある。

(5) 幹線市道の新設改良

地域の主要道路として、地域間の連続性、通行の円滑性及び安全性等の観点から、計画的に拡幅改良を実施し、地域交通環境の有効な改善を図る必要がある。

(6) 交差点の改良

交通の円滑化及び交通混雑の緩和はもとより、災害発生時においても緊急車両、災害復旧に関わる車両等の交通が円滑に行わるよう、平常時から安全性と快適性を考慮した交差点形状の向上を図る必要がある。

(7) 街路の整備

交通渋滞の解消や安心・安全な道づくりを進め、市民の快適な日常生活や効率的な経済活動を支える生活空間の向上を図る必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 土砂災害対策											
(1) 急傾斜地の安全対策（再掲）											
住居に隣接する傾斜 30 度以上、高さ 2 m以上の急傾斜地の崩壊防止対策工事費に対して補助金を交付し、急傾斜地の崩壊防止を図る(県が実施する急傾斜地崩壊対策工事の対象を除く)。											
2 道路整備											
(1) 道路・橋りょう等の整備											
橋りょう等の道路施設について、耐震化や多重性の確保を図る。											
(2) 生活道路の整備											
地元自治会からの生活道路整備要望等を基に、生活道路としての市道（都市計画道路、1・2級市道及びこれらに準ずる幹線市道を除く。）の拡幅改良や舗装等を実施する。											
(3) 橋りょうの長寿命化											
施設の老朽化や損傷の進行による道路機能の低下の防止や第三者被害を防止するため、道路メンテナンス事業補助金を活用し、道路施設の安全と機能維持を継続していく。											
(4) 橋りょうの架け替え											
老朽化等により架け替えが必要と判断された橋りょうについて、橋りょう架替事業を実施する。											
(5) 幹線市道の新設改良											
1・2級市道及びこれらに準ずる幹線道路（一般生活道路を除く。）の新設・改良を実施する。											
(6) 交差点の改良											
交通支障となっている交差点等を把握し、必要に応じて交差点の改良を実施する。											
(7) 街路の整備											
都市計画道路厚木環状3号線及び本厚木下津古久線等の整備を図る。											
関連事業											
1 土砂災害対策											
(1) 急傾斜地安全対策事業											
2 道路整備											
(2) 生活道路整備事業											
(3) 橋りょう長寿命化事業											
(4) 橋りょう架替事業											
(5) 幹線市道新設改良事業											
(6) 交差点等改良事業											
(7) 街路整備事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

2 道路整備

(8) 沿道建築物の耐震化

大地震による建築物の倒壊によって緊急輸送道路が分断され、市民の避難や緊急車両等の通行の障害とならないよう、沿道建築物の耐震化を図る必要がある。

(9) 舗装の長寿命化

道路ネットワークを支える舗装損傷の進行による道路機能の低下の防止や、第三者被害を防止するとともに、長寿命化を図り、道路としての機能維持を継続する必要がある。

(10) 道路附属施設の長寿命化

トンネル、横断歩道橋、大型ボックスカルバート、大型標識、街路灯などの道路附属施設について、老朽化や損傷等の進行による第三者被害を防止するとともに、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全と機能維持を継続する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
2 道路整備											
(8) 沿道建築物の耐震化											
<p>緊急輸送道路に接し、かつ、一定の高さを超える旧耐震基準で建築された沿道建築物を対象として、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事等の耐震化に要する費用に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を活用し、沿道建築物耐震促進事業により耐震化を促進する。</p>											
(9) 舗装の長寿命化											
<p>幹線道路等を対象とした舗装長寿命化修繕計画により、予防保全を前提とした計画的な維持管理を行い、維持管理コストの縮減と予算平準化を図るとともに、定期的な点検を実施し、健全性の把握と適正な維持管理を図る。</p> <p>また、舗装工事等の実施に当たっては、舗装長寿命化修繕計画に施工箇所及び施工延長、実施時期等を明記するなどし、計画的な維持管理に努める。</p>											
(10) 道路付属施設の長寿命化											
<p>施設の老朽化や損傷の進行による道路機能の低下の防止や第三者被害を防止するため、道路メンテナンス事業補助金を活用し、道路施設の安全と機能維持を継続していく。</p>											
関連事業											
2 道路整備											
(8) 沿道建築物耐震促進事業費補助事業											
(9) 道路維持補修事業											
(10) 道路付属施設長寿命化事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

2 道路整備

(11) 無電柱化の推進（再掲）

無電柱化整備は、防災性、安全・円滑な交通確保かつ景観形成の三つの観点から整備を進める必要がある。

(12) 路面下空洞調査

路面下に発生している空洞の有無及び範囲を的確に把握することにより、路面陥没を未然に防止する必要がある。

3 広域自治体との連携

(1) 広域自治体との連携（再掲）

近隣の自治体と共通する行政課題の多様化・専門化・広域化に対応するため、市域を越えた都市間の広域連携を図る必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
2 道路整備											
(11) 無電柱化の推進（再掲）											
市無電柱化推進計画に位置付けられている、都市計画道路 3・6・1 中町北停車場線（市道 A-9）、市道 A-358、都市計画道路 3・4・7 厚木バイパス線（市道 1-24 妻田三田幹線）の整備を計画的に進め緊急輸送道路等の確保、安心して通行できる歩行空間の確保を図る。											
(12) 路面下空洞調査											
緊急輸送道路及び広域避難場所や指定避難所周辺の 1・2 級市道と主要な避難路に当たる路線などを対象とした 83 路線、延長約 79 キロメートルについて、地中レーダー探査機を用いた調査を実施し、安心安全な道路の確保を図る。											
3 広域自治体との連携											
(1) 広域自治体との連携（再掲）											
自治体相互が連携し、より一層の市民サービスの向上につながる取組を推進する。また、近隣市町村と共通する行政課題等の解決に向けた調査研究を実施する。											
関連事業											
2 道路整備											
(11)無電柱化整備事業											
(12)道路維持補修事業											
3 広域自治体との連携											
(1) 広域都市連携推進事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

4 復旧体制の整備

(1) 道路啓開・交通制限体制の整備

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通制限体制を整備する必要がある。

(2) 応急危険度判定の体制整備

応急危険度判定士の養成とその支援を行うコーディネーターの訓練、資機材の確保などを進め、災害発生時の要請、判定活動の円滑な実施を推進する必要がある。

5 建築物の耐震化

(1) 住宅の耐震化（再掲）

住宅の耐震化率は建て替え等により少しずつ向上しているが、災害に強いまちづくりを進めるためには、住宅の耐震化を促進することが重要な課題である。そのため、耐震診断の実施等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要がある。

(2) 建築物の耐震改修の促進（再掲）

耐震改修促進法及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定し、これに基づき、既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進する必要がある。

(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化（再掲）

病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、被災すると多くの人的被害を生み出すおそれがある。そのため、特に要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断を行い、その結果を公表し、耐震化を促す必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 復旧体制の整備											
(1) 道路啓開・交通制限体制の整備											
道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、関係機関と連携し、道路啓開の実施体制等の整備を図る。											
(2) 応急危険度判定の体制整備											
応急危険度判定士との連絡体制の構築、資機材の確保などを進めるとともに、災害発生時を想定した訓練等の検討を図る。											
5 建築物の耐震化											
(1) 住宅の耐震化（再掲）											
住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修工事等の耐震化に要する費用に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、木造住宅耐震改修促進事業により耐震化を促進する。											
また、マンションの耐震化を促進するために住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、マンション耐震事業により耐震化を促進する。											
(2) 建築物の耐震改修の促進（再掲）											
建築物の耐震改修の促進に向け、耐震化の目標と施策等を定めた厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定する。											
(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化（再掲）											
病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、所有者等に対して耐震化の意識向上のため啓発を行う。要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断結果を公表し、耐震化に向けて必要に応じて指導、助言を行う。											
関連事業											
5 建築物の耐震化											
(1) 木造住宅耐震改修促進事業費補助事業											
(2) マンション耐震事業費補助事業											
(3) 耐震改修促進計画改定事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

6 防災まちづくり

(1) ブロック塀の安全対策の促進（再掲）

地震発生時は、ブロック塀の倒壊により、人的被害はもちろん、避難や救助活動にも支障を来すおそれがあるため対策を進める必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>6 防災まちづくり</p> <p>(1) ブロック塀の安全対策の促進（再掲）</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市内の住宅や事業所等から厚木市地域防災計画に掲げる広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所へ至る避難路等にある危険なブロック塀等の撤去や安全な工作物等への改善工事費に対し補助金を交付し、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害の未然防止を推進する。</p>											
関連事業											
<p>6 防災まちづくり</p> <p>(1) 危険ブロック塀等防災工事補助金</p>											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性の分析・整理

1 復興まちづくり

(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）

災害からの早期復旧により市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な復興まちづくりを実現するため、平常時から事前準備が必要である。

2 復旧体制の整備

(1) 道路啓開・交通制限体制の整備（再掲）

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通制限体制を整備する必要がある。

(2) 復興対策マニュアルの整備（再掲）

復興対策マニュアルの整備に取り組む必要がある。

(3) 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定調整員の養成及び判定士の確保、資機材の確保などを進め、その実施体制連絡体制及び応急危険度判定制度との連携体制などの整備を更に充実する必要がある。

3 地籍調査の促進

(1) 国土調査の実施

土地に関するトラブルを防ぎ、個人の権利や財産を守るとともに、課税の適正化や公共事業・災害復旧の円滑化を図る必要がある。

6-1

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 復興まちづくり											
(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）											
災害からの復興について事前に検討を行い、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を推進する。											
2 復旧体制の整備											
(1) 道路啓開・交通制限体制の整備（再掲）											
道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、関係機関と連携し、道路啓開の実施体制等の整備を図る。											
(2) 復興対策マニュアルの整備（再掲）											
事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、全庁的に一丸となり被災時の計画的な復興を推進するため、復興対策マニュアルの整備を図る。											
(3) 被災宅地危険度判定の体制整備											
被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定調整員の養成及び判定士の確保、資機材の確保などを進めるとともに、実施体制連絡体制及び応急危険度判定制度との連携体制等の整備を図る。											
3 地籍調査の促進											
(1) 国土調査の実施											
国土調査法に基づき、一筆ごとの地籍を明確化することにより、土地に関するトラブルを防ぎ、大規模災害時の復興や異常気象による災害復旧の円滑化を図るとともに、個人の権利や財産を守る取組を推進する。											
関連事業											
3 地籍調査の促進											
(1) 国土調査事業											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性の分析・整理

1 災害救援ボランティアの受入れ

(1) 災害救援ボランティアの受入れ

東日本大震災において、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけ、迅速な受入体制、被災地の細かなニーズの把握等に時間を要したことから、災害時に備えボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要がある。

6-2

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を社会福祉協議会と協力して実施する。</p>											
関連事業											
<p>1 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 市民活動推進事業</p>											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・整理

1 災害廃棄物処理に係る連携体制の強化

(1) 災害廃棄物処理に係る連携強化

大規模災害の発生時に、大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、早期の復旧・復興を図る必要がある。

6-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 災害廃棄物処理に係る連携体制の強化											
(1) 災害廃棄物処理に係る連携強化											
<p>国、県及び民間事業者団体等とともに、災害廃棄物の処理に係る協力体制の構築について検討を進める。また、国の災害廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画に基づき、厚木市地域防災計画との整合を図りながら、必要に応じて厚木市災害廃棄物処理計画の見直しを図る。</p>											
関連事業											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・整理

1 復興まちづくり

(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）

災害からの早期復旧により市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な復興まちづくりを実現するため、平常時から事前準備が必要である。

2 復旧体制の整備

(1) 復興対策マニュアルの整備（再掲）

復興対策マニュアルの整備に取り組む必要がある。

3 被災者の生活支援

(1) 被災者生活再建支援システムの整備

大規模災害時に、市民生活の迅速な復旧・復興を支援する必要がある。

4 地籍調査の促進

(1) 国土調査の実施（再掲）

土地に関するトラブルを防ぎ、個人の権利や財産を守るとともに、課税の適正化や公共事業・災害復旧の円滑化を図る。

6-4

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 復興まちづくり											
(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）											
災害からの復興について事前に検討を行い、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を推進する。											
2 復旧体制の整備											
(1) 復興対策マニュアルの整備（再掲）											
事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、全庁的に一丸となり被災時の計画的な復興を推進するため、復興対策マニュアルの整備を図る。											
3 被災者の生活支援											
(1) 被災者生活再建支援システムの整備											
被災者が罹災証明書発行等の支援を迅速に受けることができる体制を整備するため、被災者生活再建支援システムの効率的な運用を図る。											
4 地籍調査の促進											
(1) 国土調査の実施（再掲）											
国土調査法に基づき、一筆ごとの地籍を明確化することにより、土地に関するトラブルを防ぎ、大規模災害時の復興や異常気象による災害復旧の円滑化を図るとともに、個人の権利や財産を守る取組を推進する。											
関連事業											
3 被災者の生活支援											
(1) 被災者支援システム整備事業											
4 地籍調査の促進											
(1) 国土調査事業											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性の分析・整理

1 地域防災力の強化

(1) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

2 防災体制の整備

(1) 文化財所有者・管理者の防災対策

文化財所有者や管理者に対し、防災対策への取組について推進する必要がある。また、無住や無人の施設には迅速に災害を通報する機器の設置を推進する必要がある。

3 被災者の生活支援

(1) 被災者相談の実施体制の整備

地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者に関することや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、市民からの多種多様な相談・要望等に迅速に対応する必要がある。

6-5

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 地域防災力の強化											
(1) 自主防災組織等の強化（再掲）											
大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、コミュニティ力を強化するための支援を図る。											
2 防災体制の整備											
(1) 文化財所有者・管理者の防災対策											
災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める。また、文化財防火デーなど節目に合わせて、防災に関する啓発を行う。											
3 被災者の生活支援											
(1) 被災者相談の実施体制の整備											
市民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を推進する。											
関連事業											
1 地域防災力の強化											
(1) セーフコミュニティ推進事業											
(1) 地域セーフコミュニティ活動推進事業											
2 防災体制の整備											
(1) 指定文化財保存修理等補助金											

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制の下、一丸となり推進していく必要があります。

また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協働を進めることが非常に重要であるため、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

2 進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくものとします。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や分野別計画等の関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進めていきます。さらに、本市だけでは対応できない事項については、国、県、関連機関等への働き掛けなどを通じ、事業の推進を図っていきます。

3 計画の見直し

市地域計画の見直しについては、本市の総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画及び県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を再度分析・整理し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、リスクシナリオ別の脆弱性^{ぜい}の分析及び整理・リスクへの対応方策については、市地域計画の見直しにかかわらず、随時設定等を行います。

なお、市地域計画は、他の分野別計画において国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に関する他の計画については、それぞれ計画の見直し及び修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図ります。

資料 マトリクス表

【1/4】

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野											
		個別施策分野						横断的分野					
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	高齢化 対策	官民 連携	ディ ジタル
1-1, 5-5	住宅の耐震化		○								○		
1-1, 5-5	建築物の耐震改修の促進		○								○		
1-1, 5-5	不特定多数が利用する建築物の耐震化		○								○		
1-1	社会福祉施設の防災対策		○								○		
1-1	避難場所の確保・整備	○	○										
1-1	防災拠点となる都市公園の整備	○	○										
1-1	公園施設の整備		○										
1-1	公園施設の長寿命化	○	○								○		
1-1	運動公園施設の長寿命化	○	○								○		
1-1, 1-2, 1-4, 3-2	学校の防災体制の整備	○	○										
1-1	小・中学校施設の最適化	○	○										
1-1	市立保育所の整備	○	○								○		
1-1	認定こども園の整備	○	○								○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	A I を活用した情報収集	○											○
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	避難支援体制の整備			○					○				
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 5-1	要配慮者等に対する避難誘導支援	○			○				○				
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	119番通報時等の多言語通訳	○			○								
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	災害時通訳ボランティアの育成	○							○	○			
1-1, 1-3, 1-4	市民の防災意識の向上	○							○	○			
1-1, 1-3, 1-4	オールハザードマップ等の作成	○											
1-1, 1-3, 1-4	地区別防災マップの作成	○							○				
1-1, 1-3, 1-4	防災教育の充実	○							○				
1-1, 1-3, 1-4, 3-1, 6-5	自主防災組織等の強化	○	○						○				
1-1, 1-3	ポケットブックの作成	○											
1-1, 1-3, 1-4	地域における避難場所の確保	○										○	
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	安全なまちづくりの推進	○	○					○					○
1-1, 5-5	ブロック塀の安全対策の促進		○								○		
1-1	宅地耐震化の推進		○					○					
1-1, 1-3, 1-4, 2-1	消防団の活性化	○							○				
1-1, 1-3, 1-4, 2-1	消防団施設の整備	○									○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1	消防車両の整備	○											
1-1	高機能消防指令センターの整備	○											
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 5-1	総合防災訓練	○							○	○			

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野												
		個別施策分野							横断的分野					
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	ディ ジタル	
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1, 2-2	医療関係機関等との連携による防災訓練の実施	○		○					○	○				
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	地域特性に応じた訓練の実施	○							○					
1-2, 3-1	空き家対策		○								○			
1-2, 2-5	本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定	○	○											
1-2	中心市街地の整備		○											
1-2	道路用地の取得		○											
1-2, 4-2	危険物施設等の安全対策の周知	○				○								
1-2	防火意識の啓発	○	○			○			○	○				
1-2, 2-1	消防力整備計画の推進	○												
1-2, 2-1	消防職員の育成	○								○				
1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 3-2	広域応援体制の強化	○							○					
1-2	感震ブレーカーの整備	○												
1-3	準用河川恩曾川の改修						○							
1-3	公共下水道の浸水対策		○											
1-3, 4-4	農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等						○				○			
1-3, 1-4	市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制		○					○						
1-3, 1-4	市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進		○					○						
1-3, 4-1	民間事業者における浸水対策					○						○		
1-3	住宅、集合住宅等の止水対策		○											
1-3, 6-1, 6-4	迅速な復興まちづくりの実現		○											
1-4, 5-5	急傾斜地の安全対策		○											
1-4	土砂災害特別警戒区域の整備		○											
2-1, 2-2	救急救命講習会の実施	○		○					○	○				
2-1	消防資器材の整備	○												
2-1	消防水利の整備	○												
2-2, 2-4	市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備			○										
2-2, 2-4	医薬品の循環型備蓄			○										
2-2, 2-4	災害時における地域医療の充実			○								○		
2-2	燃料の確保					○								
2-2, 2-6	災害時医療救護体制の整備			○					○					
2-3	避難所運営マニュアルの見直し			○										
2-3	物資供給・集積拠点の整備			○										
2-3, 3-2	校舎・体育館等の改修	○									○			
2-3	特別教室への冷暖房設備の設置	○												
2-3	体育館への冷暖房設備の設置	○												

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野												
		個別施策分野							横断的分野					
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	ディ ジタル	
2-3, 2-4	学校給食センターの整備	○												
2-3	避難所における井戸等の整備	○												
2-4, 5-5	広域自治体との連携	○												
2-4, 2-5, 4-3	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○							○					
2-4, 2-5, 4-3	物資集積拠点の整備	○												
2-4, 5-2	非常用電源設備の整備	○			○									
2-4	児童館（指定緊急避難場所）の整備	○												
2-4	災害拠点施設の整備	○												
2-5	帰宅困難者対策の推進	○						○						
2-6	防疫活動、保健活動体制の整備			○										
2-6	水害時の衛生対策と消毒方法の周知			○										
2-6	広域火葬体制の強化			○										
2-6	感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し			○										
2-6	衛生用品等の備蓄の見直し			○										
3-1	防犯対策	○												
3-2	市庁舎の整備	○								○				
3-2	消防庁舎の整備	○								○				
3-2	業務継続体制の確保	○				○								
3-2	実践的な訓練の実施	○							○					
3-2	斎場機能の維持	○												
3-2, 6-1, 6-4	復興対策マニュアルの整備	○												
4-1, 4-2, 5-2	企業の防災体制の確立					○								
4-2	重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策	○				○			○					
4-4	森林の整備・保全									○				
5-1	あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施		○											
5-1, 5-2, 5-5	無電柱化の推進		○											
5-1	特設公衆電話の設置・利用				○									
5-1	災害情報収集伝達の強化	○			○									
5-1	情報発信・伝達体制の強化	○			○									
5-1	デジタルサイネージの設置		○		○									
5-1	公衆無線LANの整備				○								○	
5-2	非常時のガス供給体制の整備					○			○					
5-2	電力の確保					○								
5-2	自立・分散型エネルギーの導入促進					○			○					
5-3	給水対策と応援協力体制の整備		○											
5-3	生活用水の確保		○											
5-4	下水道総合地震対策		○							○				

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野											
		個別施策分野						横断的分野					
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	ディ ジタル
5-4	合併処理浄化槽の普及促進		○								○		
5-5	道路・橋りょう等の整備		○										
5-5	生活道路の整備		○										
5-5	橋りょうの長寿命化		○								○		
5-5	橋りょうの架け替え		○								○		
5-5	幹線市道の新設改良		○										
5-5	交差点の改良		○										
5-5	街路の整備		○										
5-5	沿道建築物の耐震化		○					○			○		
5-5	舗装の長寿命化		○								○		
5-5	道路付属施設の長寿命化		○								○		
5-5	路面下空洞調査		○								○		
5-5, 6-1	道路啓開・交通制限体制の整備	○	○										
5-5	応急危険度判定の体制整備	○	○							○			
6-1	被災宅地危険度判定の体制整備	○	○							○			
6-1, 6-4	国土調査の実施		○					○					
6-2	災害救援ボランティアの受入れ	○			○				○				
6-3	災害廃棄物処理に係る連携強化							○					
6-4	被災者生活再建支援システムの整備				○								
6-5	文化財所有者・管理者の防災対策	○											
6-5	被災者相談の実施体制の整備			○					○				

資料 用語解説

No	用語	説明
あ行		
1	液状化	地下水位が高く緩い砂地盤では、地震が発生すると、その衝撃をきっかけに地盤の体積が収縮しようとすることで地下水の水圧が上昇し、それにより砂の粒同士の結合が離れることで、地盤が液体状になる。この現象のことを「液状化」という。
2	応急危険度判定	大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や、外壁・窓ガラス等の部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度について判定・表示等を行うもの。
3	オールハザードマップ	市内の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・震度分布図・液状化危険度を掲載したハザードマップ。
か行		
4	かんがい排水路	農業用水量の安定的確保と用水管理の円滑化を図り、生産性の向上と農業経営の安定に資するため、大規模幹線排水路。
5	感震ブレーカー	一定以上の揺れを感知した時にブレーカーを遮断し、地震時に発生する通電火災を防止する分電盤用アダプター。
6	幹線道路	主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。
7	狭あい道路	道路の幅員が4メートル未満の公道。
8	緊急輸送道路	地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策を優先して進める。
9	広域避難場所	火災が延焼拡大したとき、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所。
さ行		
10	災害拠点病院	病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院。
11	サプライチェーン	製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。
12	市街化調整区域	都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域のこと。
13	自主防災組織	住民自身が自発的につくる防災のための組織。

No	用語	説明
14	指定避難所	災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民または被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所。
15	取水せき	貯水池や浄水場、用水路などに水を引き入れるため、川をせき止める形で設置された堰。
16	深層崩壊	山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象。
た行		
17	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち次のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地としている。 1) 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土した土地の面積が 3,000 平方メートル以上であるもの 2) 腹付け型大規模盛土造成地 盛土する前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上であるもの
18	地区別防災マップ	災害種別ごとの各データを活用し、市内 15 地区ごとの災害リスクを「地区別防災カルテ」としてまとめたもの。
19	地籍調査	国土調査法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目※、境界、面積を正確に調査し測量するもの。 ※地目とは、土地の主たる用途のこと。
20	デジタルサイネージ	市の情報をより効果的に発信するため、駅などに、設置するディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置。
21	道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦れき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。
22	都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地。
は行		
23	被災宅地危険度判定	大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を防止し住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定士」が現地踏査により宅地の被災状況を調査し危険度を判定して、結果を現地に表示すること。
24	文化財防火デー	昭和 24 年 1 月 26 日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂が炎上し、壁面が焼損したことから、文化庁及び消防庁では毎年、1 月 26 日を文化財防火デーとしている。
25	防災行政無線	緊急・災害情報を素早く皆さんに伝えるため、市内全域に設置している伝達システム。

No	用語	説明
ま行		
26	密集市街地	当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地。
27	無電柱化	良好な景観の形成、通行空間の安全性・快適性の確保、倒壊による道路寸断の防止を目的として、電線類を地下に埋め込み、電柱をなくす取組のこと。
や行		
28	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
ら行		
29	ライフライン	電気・水道・ガス・通信・輸送などの都市生活を支えるシステムの総称。
アルファベット		
30	AI (人工知能)	「Artificial Intelligence」の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。
31	BCP (事業継続計画)	「Business Continuity Plan」の略称。「事業継続計画」もしくは「業務継続計画」を意味する。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
32	NGO	「Non-governmental Organization」の略称。貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う”民間”の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずこれらの問題に取り組む団体。
33	NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
34	SNS	Social Networking Service の略。文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと。

厚木市国土強靱化地域計画

令和7年3月

発行・編集 厚木市 企画部 危機管理課

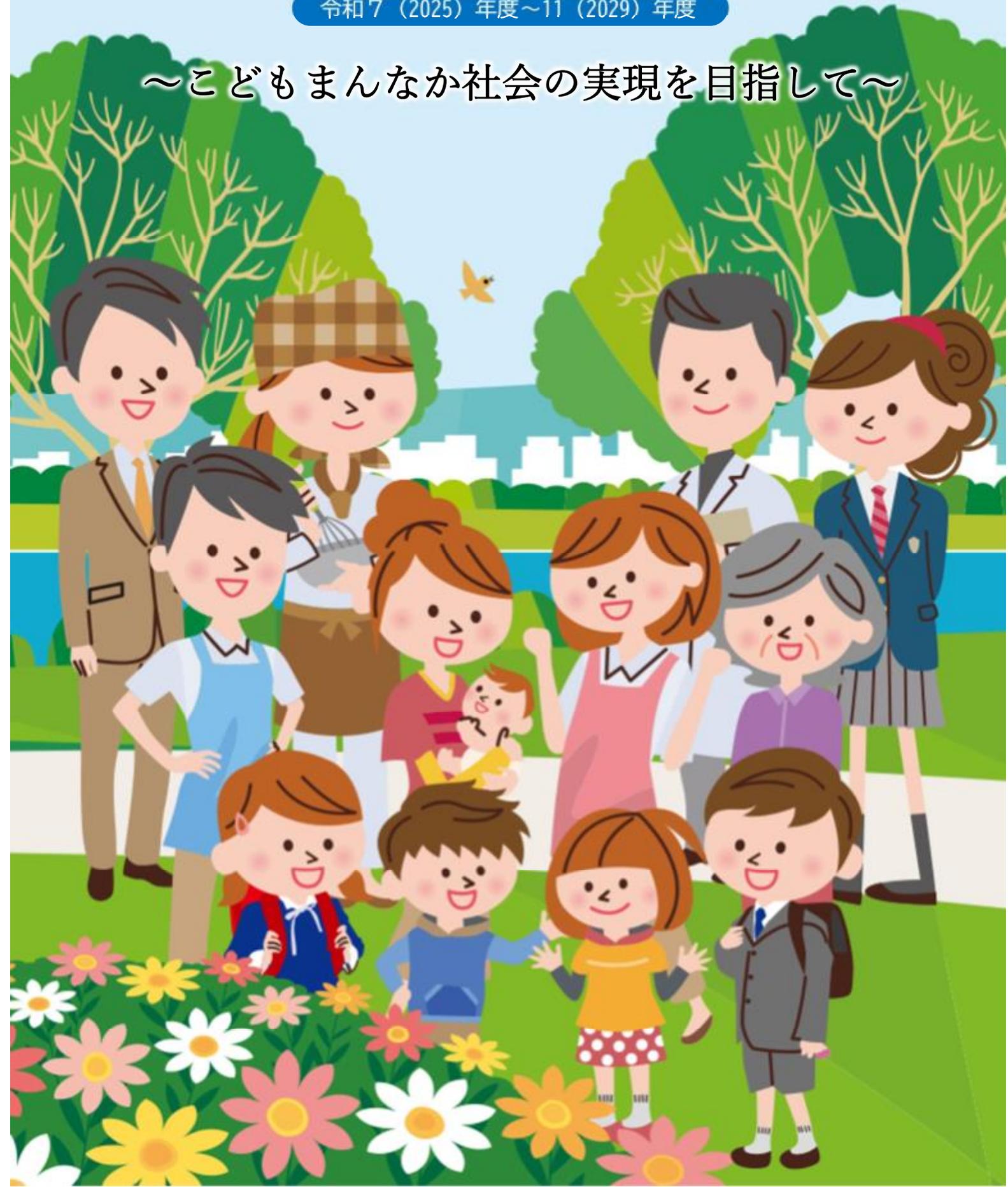
厚木市

= 概要版 =

こども・若者みらい計画

令和7（2025）年度～11（2029）年度

～こどもまんなか社会の実現を目指して～



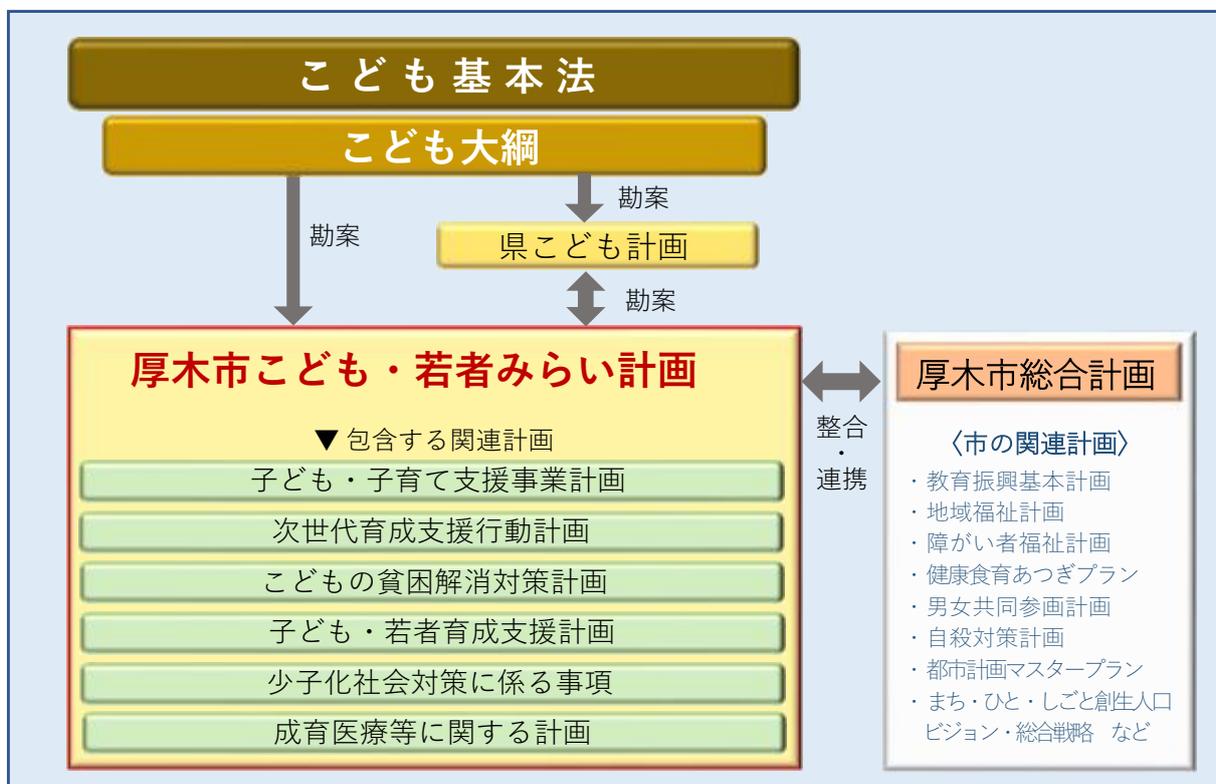
第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現に向けた施策を推進するため、厚木市こども・若者みらい計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画として、こども大綱と神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、本市子ども育成条例の基本計画として、また、上位計画である本市総合計画を始めとする教育・福祉・保健等の関連計画と整合を図り策定しました。なお、こども・若者関連計画等を包含しています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。その間、社会情勢や市民ニーズなどの変化を捉え、必要に応じて見直しを図ります。

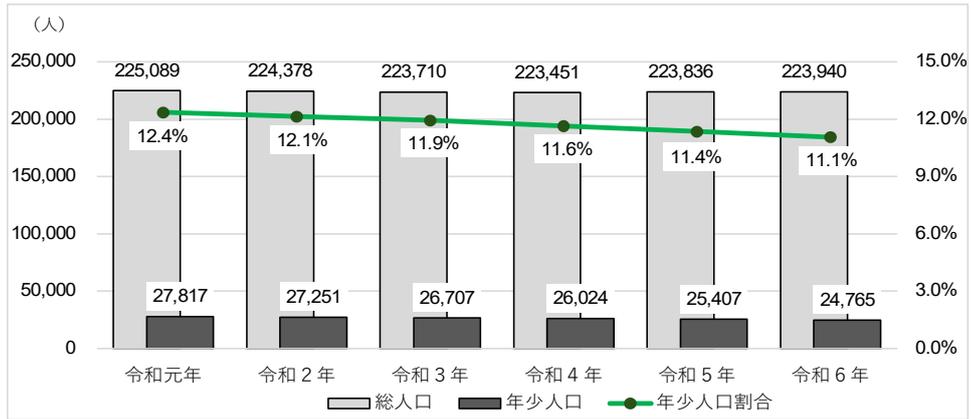


第2章 こども・若者・子育ての状況

人口や出生率、児童数などに係る各種統計を始め、独自に実施したニーズ調査やこども・若者の意向調査を通じて、こども・若者・子育ての状況について分析し、見えてきた課題と視点を整理しました。

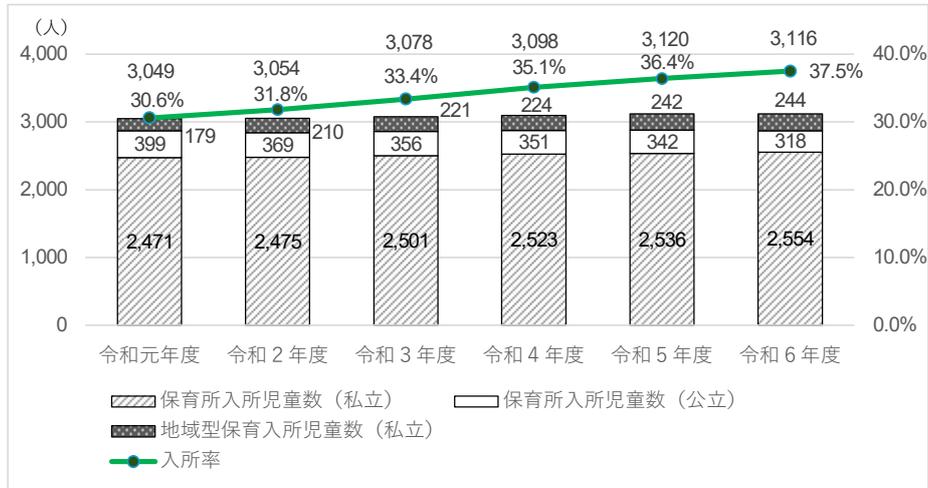
1 主な統計・調査結果

(1) 総人口と年少人口



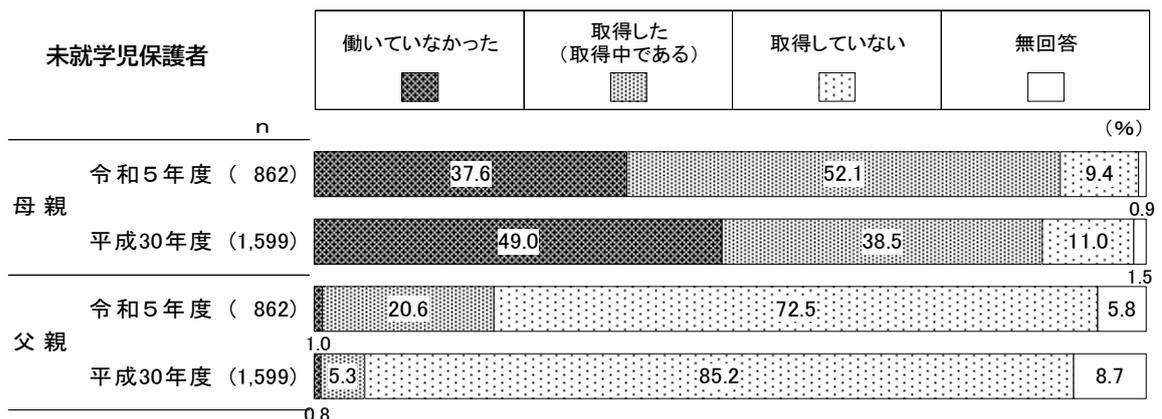
住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 保育所等の入所児童数・待機児童数



厚木市保育課資料（各年5月1日現在）

(3) 育児休業の取得状況



厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査（令和5(2023)年12月）

第2章 こども・若者・子育ての状況

2 こども・若者をめぐる課題と視点

(1) 保育施設等の確保

人口減少でこどもの数は減少していますが、女性の就業率の上昇を背景に保育需要が増加しています。しばらくは保育施設等の確保が必要です。

(2) 子育てを支える環境の整備

子育てと就労が両立できるよう、職場等における環境づくりが必要です。

(3) 多様な子育てニーズへの対応

保育や教育など様々な分野で、多様化・複雑化する子育てニーズを的確に把握し対応することが必要です。

(4) 子育て支援事業の充実

多くの保護者から、経済的な支援と気軽に相談できる場所の整備が求められています。

(5) 特別な支援を必要とするこどもや家庭への対応

障がいや発達への心配、外国籍など、特別な支援を必要とするこどもと家庭に対し、きめ細かな支援が必要です。

(6) 規則正しい生活習慣の習得

規則正しい生活ができていないと思われるこどもの数が明らかになったため、保健や教育などの各分野が連携し、こどもと家庭を支援する必要があります。

(7) ひきこもり傾向にあるこども・若者への対応

それぞれのこども・若者が置かれた状況や課題に対応するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくりが必要です。

(8) こどもの気持ちを尊重

「社会の役に立ちたい」という前向きさや、「誰にも相談できない」というこどもたちの気持ちを尊重した対応が必要です。

第2章 こども・若者・子育ての状況

(9) 多様な居場所づくり

食事の提供や学習支援などを始め、心の拠り所にもなる居場所づくりについて、関連施策を含めて充実させていくことが必要です。

(10) こども・若者が意見を表明できる環境づくり

こども・若者の意見を聴くためには、ICT（情報通信技術）を活用した意見表明しやすい環境づくりが有効です。特に若者には意見表明への働きかけが必要です。

(11) 結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会へ

若者が結婚、出産、子育てを望む場合、希望をかなえられる社会づくりが必要です。

(12) 安定した雇用と収入を確保するための支援

若者が希望する職業に就き、十分な収入を確保できるよう、安定した雇用と経済的基盤が得られる支援を強化することが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

(基本理念)

こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは、こども・若者が自分らしく幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者の幸せは未来への希望そのものです。こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けられる社会をつくるのが、持続可能な社会の基盤となります。

一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすということは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障され、身体的・精神的・社会的に満たされた状態で生活を続けることです。

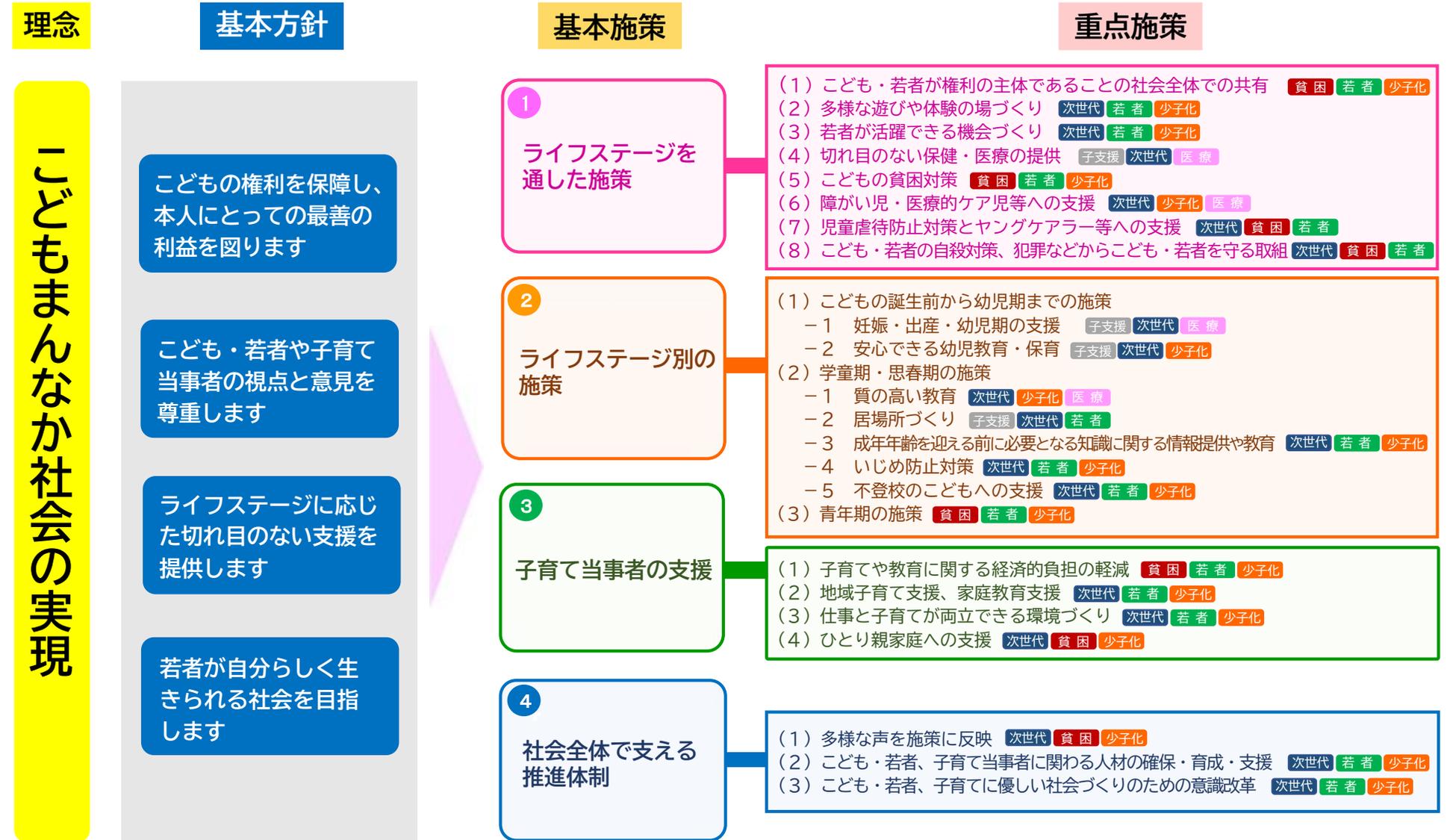
こどもまんなか社会でこどもの権利を保障することは、その他の人の権利も保障することにつながります。当事者であるこども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

(施策の体系)

本計画では、基本理念「こどもまんなか社会の実現」に向けて、4つの基本方針を掲げるとともに、「こども大綱」に基づく4つの基本施策を設定し、それぞれに重点施策、個別施策を設け、体系的に整理しています。

第3章 計画の基本的な考え方

(施策の体系図)



SDGsの目標

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※包含する計画（各計画は連動していますが、特に関係が深い計画を記載）

- 子支援 … 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代 … 次世代育成支援行動計画
- 貧困 … こどもの貧困解消対策計画
- 若者 … 子ども・若者育成支援計画
- 少子化 … 少子化社会対策の係る事項
- 医療 … 成育医療等に関する計画

第4章 施策の展開

基本施策① ライフステージを通じた施策

重点施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

- ① こども・若者の権利を始めとする人権啓発

重点施策(2) 多様な遊びや体験の場づくり

- ① 遊びや体験活動の推進
- ② 読書活動の推進
- ③ こどもまんなかまちづくり

重点施策(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

- ① こども・若者が活躍できる機会づくりの推進
- ② こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解

重点施策(4) 切れ目のない保健・医療の提供

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- ② 食育の普及啓発

重点施策(5) こどもの貧困対策

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定のための支援
- ③ 子育て当事者の就労の支援
- ④ 相談体制の整備

重点施策(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援

- ① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- ② 障がいのあるこどもの学びの充実

重点施策(7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援

- ① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進
- ② ヤングケアラー等への支援

重点施策(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援
- ③ 安全教育の推進
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援の推進

第4章 施策の展開

基本施策② ライフステージ別の施策

重点施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策

- (1) - 1 妊娠・出産・幼児期の支援
 - ① 出産に関する支援等の更なる強化
 - ② 産前産後の支援の充実と体制強化
 - ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供
 - ④ 乳幼児健診等の推進
 - ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障
- (1) - 2 安心できる幼児教育・保育
 - ① 地域の身近な場を通じた支援の充実
 - ② 幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続
 - ③ 保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

重点施策(2) 学童期・思春期の施策

- (2) - 1 質の高い教育
 - ① こどもと向き合う時間の確保
 - ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
 - ③ こどもの体力の向上のための取組の推進
 - ④ 学校保健の推進
 - ⑤ 学校給食の充実
- (2) - 2 居場所づくり
 - ① こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
 - ② 放課後児童対策
- (2) - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ① 主権者教育の推進
 - ② 消費者教育の推進
- (2) - 4 いじめ防止対策
 - ① いじめ防止対策の強化
- (2) - 5 不登校のこどもへの支援
 - ① 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

重点施策(3) 青年期の施策

- ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ② 結婚を希望する方への支援
- ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

第4章 施策の展開

基本施策③ 子育て当事者の支援

重点施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減
- ② 医療費等の負担軽減

重点施策(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ① 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進
- ② 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- ③ 家庭教育支援

重点施策(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

- ① 仕事と子育てが両立できる環境づくり

重点施策(4) ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭が抱える課題への支援

基本施策④ 社会全体で支える推進体制

重点施策(1) 多様な声を施策に反映

- ① 多様な声を施策に反映させる工夫

重点施策(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

- ① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

重点施策(3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

- ① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援を計画的に推進するため、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況、将来の利用希望、ニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、「量の見込み」を推計し、受け皿の「確保方策」を具体的に設定した「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

●幼児期の教育・保育の量の見込み数と確保量

(量の見込み = どれほどの需要か / 確保方策 = どれほど供給するか)

年齢	認定区分、施設区分	令和11(2029)年度	
3～5歳	1号認定 幼稚園・認定こども園	①量の見込み	1,234人
		②確保方策	1,858人
		②-①	624人
	2号認定 保育所・認定こども園等	①量の見込み	2,379人
		②確保方策	2,667人
		②-①	288人
1～2歳	3号認定 保育所・地域型保育事業等	①量の見込み	1,220人
		②確保方策	1,236人
		②-①	16人
0歳	3号認定 保育所・地域型保育事業	①量の見込み	212人
		②確保方策	388人
		②-①	176人

《認定区分》

- 1号認定…満3歳以上の学校教育(幼稚園等)のみのこども(保育の必要なし)
- 2号認定…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要あり)
- 3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども(保育の必要あり)

●放課後児童クラブの量の見込み数と確保量

年齢(学年)	令和11(2029)年度	
6歳～11歳 (小1～6)	①量の見込み	1,689人
	②確保方策	2,249人
	②-①	560人

第6章 計画の推進

1 数値目標

本計画の目標年次である令和11（2029）年度の目標を次のとおり設定します。

● 子ども・子育て支援事業ニーズ調査 「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 77.8%	目標値 令和11(2029)年 80.0%
〃 ● 「社会に役立つことをしたい」と思うこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 87.2%	目標値 令和11(2029)年 90.0%
〃 ● 自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合	現状値 令和5(2023)年 82.3%	目標値 令和11(2029)年 90.0%
〃 ● 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	現状値 令和4(2022)年 51.5% *1	目標値 令和11(2029)年 70.0%
〃 ● 「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合	現状値 令和5(2023)年 20.3% *2	目標値 令和11(2029)年 70.0%
〃 ● 地域における子育て環境や支援への満足度の割合	現状値 令和5(2023)年 51.6%	目標値 令和11(2029)年 70.0%

*1 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」、*2 同庁「子ども政策の推進に関する意識調査」からそれぞれ現状値を引用

2 計画の推進体制

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会
- (2) 厚木市子ども計画推進委員会

3 計画の進管理



4 関係機関との連携

基本理念の実現に向け、市民団体や子育て支援関係団体を始め、福祉関係団体や児童相談所、保健所、警察、教育、医療機関、企業などの関係機関と連携して取り組みます。

厚木市子ども・若者みらい計画《概要版》（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

発行 厚木市

編集 厚木市健康子どもみらい部子ども育成課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

あつぎし
厚木市
わかもの けいかく
こども・若者みらい計画

がいようばん
やさしい概要版

しょう・ちゅうがくせい
小・中学生にかかわるところをピックアップ



このほかにも、^{しょうがくせい}小学生になる^{まえ}前のこども、^{こうこうせいじょう}高校生以上の人、^{ひと}子育てをしている人へのサポートがあります。

もっと知りたい人は、「厚木市こども・若者みらい計画」を見てください。

厚木市ホームページ

厚木市こども・若者みらい計画

検索

れいわ
令和7 (2025) 年3月

 厚木市

あつぎし わかもの けいかく 「厚木市子ども・若者みらい計画」は、 しゅやく みなさんが主役です

みなさんは、「子ども^{きほんほう}基本法」や「子ども^{たいこう}大綱」って、知っていますか？

「子ども基本法」は、すべての子どもが、のびのびと^{そだ}育ち、^{こころ}心も^{からだ}体も
^{しあわ}幸せに^{せいかつ}生活できる「子ども^{しゃかい}まんなか社会」をつくっていくための^{ほうりつ}法律
です。

そして、「子どもまんなか社会」をつくるために^{だいじ}大事にすることを
^か書いた「子ども大綱」がつくられました。

「子どもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。
それは、

- ・すべての子どもが^{いのち}命を守られ^{せいちょう}成長できること
 - ・みなさんにとって^{もっと}最もよいことを^{おこな}行っていくこと
 - ・みなさんの^き意見を聞きながら、^{いっしょ}一緒に^{すす}進めていくこと
 - ・みなさんが^{おとな}大人として^{じぶん}自分らしく^{おく}生活を送ることができるようになる
まで、ずっと、しっかり^{ささ}支えていくこと
- などです。

厚木市でも、「子どもまんなか社会」を^{めざ}目指し、子ども、そして大人も
幸せに生活できる社会をつくろうとしています。

そのための計画が、「厚木市子ども・若者みらい計画」です。

この計画の主役はみなさんです。ぜひ、厚木市の「子どもまんなか社会」
を一緒につくっていきましょう。

「^{あつぎし}厚木市^{わかもの}こども・若者^{けいかく}みらい計画」では こんなまちを^{めざ}目指します

こどもまんなか^{しゃかい}社会^{じつげん}の実現

(やさしい^{せつめい}説明)

こどもまんなか社会とは、こども・若者が^{じぶん}自分らしく^{しあわ}幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者^{ひとりひとり}一人一人が自分らしく幸せに暮らすということは、こども・若者が^{だいじ}大事にされ、^{せいちょう}のびのびと^{あんしん}成長しながら、^{せいかつ}安心して^{おく}生活を送ることです。

こども・若者の^{きも}気持ちや^{かんが}考えをよく^き聞いて、こども・若者のためにできることを、^{おとな}大人たちが^{きょうりよく}協力して^{おこな}行います。

こども・若者も大人も、みんながずっと幸せに暮らせるまちを目指します。

こども・若者とは？

この計画の、「こども・若者」とは、^{あか}赤ちゃんから、一人の大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまでの^{ひと}人のことです。

こどもの声

小・中学生の「こどもまんなか社会」のイメージについて、一番多かった意見は、「こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会」でした。

こどもの気持ちや考えを大事にしながら、すべての子どもたちが、自分らしく生きられるようにサポートします。



体験の場

さまざまな体験をすることは、自分の人生を生きていく力を身に付けることにつながります。自然、環境、文化などさまざまな体験ができる機会や場をつくります。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・国内友好都市訪問による自然体験学習
- ・七沢自然ふれあいセンターやあつぎこどもの森公園での活動
- ・厚木の歴史や文化に触れる体験 など

活躍できる機会

外国語や広い世界に触れることは、未来にはたくさんの出来事が待っていると感じさせてくれます。子どもたちが夢や希望を持って、それぞれの可能性をひろげていけるようにサポートします。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・海外友好都市との交流や英語教育
- ・外国につながるのがあるこどもの日本語指導 など



しょう ちゅうがくせい かんけい とりくみ 小・中学生 に関係のある取組

すこ せいちょう 健やかな成長

健やかな成長のために、「朝昼晩3食食べる」、「早寝早起き」など基本的な生活習慣を身に付けることが大切です。

また、急な病気やケガに対応できる医療の体制も整えます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ 食事の大切さを伝える教育
- ・ 睡眠の大切さを伝える教育
- ・ 市立病院における小児救急医療への対応 など



そうだん 相談体制

子どもたちの悩みや心配ごとを、安心して相談できる相談先として、学校はもちろん、厚木市役所の青少年教育相談センターや子ども家庭センター、市民相談窓口、子ども関係の窓口などいろいろな人が、子どもたちの気持ちに寄り添います。

また、いじめは、心と体を傷つけることで、やってはいけないことです。

いじめがおきないように、まわりの大人が協力して取り組みます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・ 子ども家庭センターによる、子どもと家庭のサポート
- ・ いろいろな専門家による相談と改善のためのサポート など

小・中学生に関する取組

小学校・中学校

学校では、こども一人一人の可能性を伸ばすために、先生とはなしができる時間を確保したり、地域の大人と先生が協力して、こどもたちの学びや遊びを手伝ったり、いろいろな取組を実施します。

また、不登校はだれにでもおこるかもしれないものです。学校に行けないときも、きちんと学習ができるようにサポートします。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・スポーツを楽しみながら取り組む体力向上
- ・健康診断による成長の様子の見守り
- ・栄養を考えた、おいしい給食の提供
- ・学校図書館の充実
- ・障がいのあるなしにかかわらず、ともに学ぶためのサポート
- ・教室に入りづらいときに、自分のペースで学ぶための環境づくり など



小・中学生 に関する取組

居場所

食事を食べさせてもらえる場所、勉強を教えてもらえる場所など、目的があつて行く居場所、気軽に行つて好きなことをする居場所、静かに過ごせる居場所など、子どもたちがほしいと思う、いろいろな居場所をつくっていきます。

子どもたちの居場所になっている児童館、公民館、図書館といった施設や公園など屋外の環境も充実させていきます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・市内に38館ある児童館の活用
- ・図書館や（仮称）未来館の充実
- ・子ども食堂のサポート
- ・安心できる放課後児童クラブ など



子どもを守る

犯罪被害、事故、災害などから子どもたちを守る体制を整えます。インターネットの使い方や交通安全教育など、いろいろな方法で子どもたちを守ります。

また、選挙の目的や制度、自分で大きな買い物をするときの約束や料金のことなど、大人になるまでに大切な学びを進めます。

➤ このようなことに取り組みます。

- ・通学路の安全確保
- ・非行防止のための活動 など

「厚木市子ども・若者みらい計画」の進め方

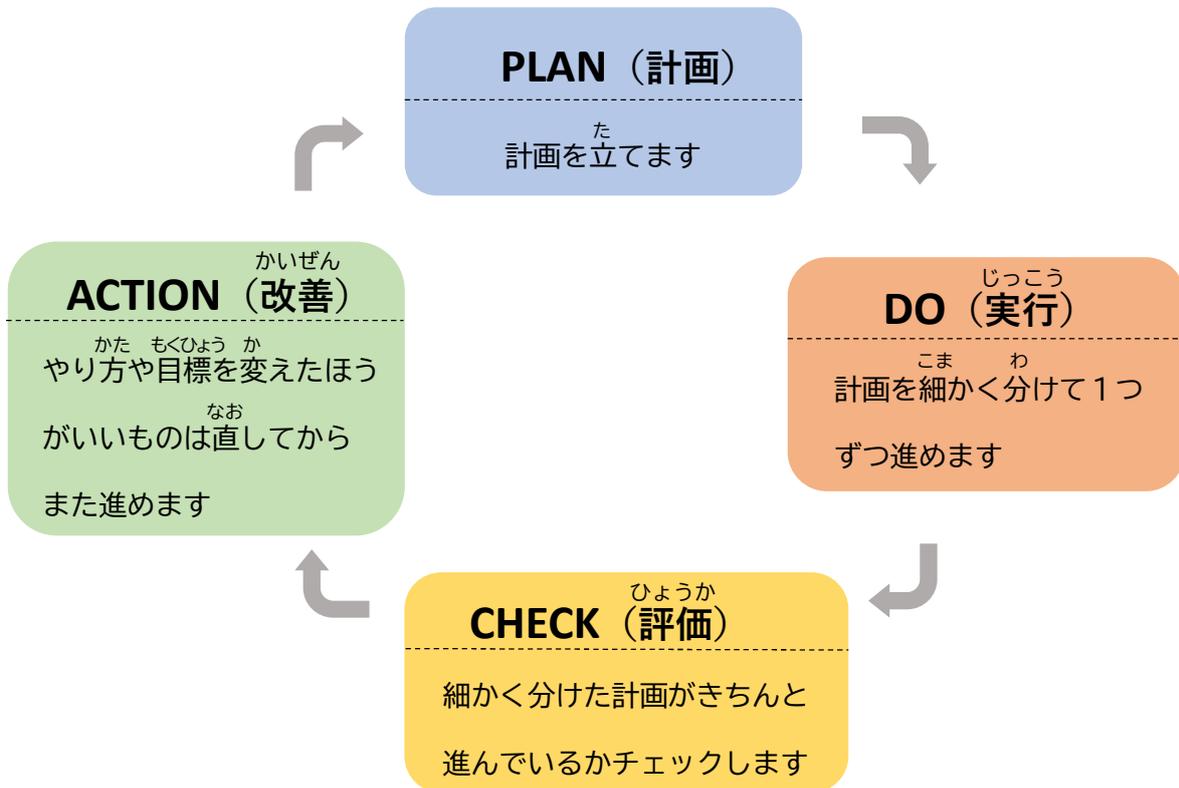
1. 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までです。

2. 体制

厚木市に住んでいる人や、厚木市にある会社の人など関係する人たちと協力して、毎年、計画が順調に進んでいるかチェックしながら計画を進めます。

3. 計画の進み具合のチェック



厚木市子ども・若者みらい計画 《やさしい概要版》

令和7(2025)年3月

発行 厚木市

編集 厚木市健康子どもみらい部子ども育成課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

厚木市 こども・若者みらい計画

令和7(2025)年度～11(2029)年度

～こどもまんなか社会の実現を目指して～



「こどもまんなか社会」の 実現を目指して



本市では、豊かな自然の中でこどもが元気で心豊かに成長することを始め、保護者もこどもと共に成長できる充実した子育て環境の実現を目指し、平成 24（2012）年 12 月に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。また、条例の目的を具体的に推進するため「あつぎ子ども未来プラン」を策定し、第 1 期計画から第 3 期計画までの 15 年間にわたり、時代の変化に対応しながら、子育て環境の充実を図るための多様な取組を進めてきました。

令和 4（2022）年 6 月に新たに「こども基本法」が制定され、次代を担う全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者に関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進める方針（こどもまんなか社会の実現）が示され、翌年 12 月には、同法に基づく施策の基本的な内容等を定めた「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」では、市町村は、こども・若者に関連する計画等を一体のものとして新たなこども計画を策定し、多様な施策を総合的に推進することとされており、本市では、計画期間が満了する「あつぎ子ども未来プラン」の施策を継承しつつ、「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げた新たな計画として、「厚木市こども・若者みらい計画」を策定しました。

本計画に沿って、こどもや若者に関する取組を行い、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。また、こどもの健やかな成長と子育ての喜びを地域社会全体で共有できる環境づくりを推進し、「子育て・教育で選ばれるまち」として、全力で取り組んでまいりますので、皆様の引き続きの御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、子ども育成推進委員会の皆様からの御提言を始め、多くの市民の皆様からも貴重な御意見をいただいたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

厚木市長 山口貴裕

目次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
第2章	こども・若者・子育ての状況	4
1	人口と世帯	4
2	出生・就業・婚姻の状況	6
3	保育環境・教育環境	7
4	子育て支援のニーズ・こどもの生活実態等の把握	9
5	こども・若者の意向調査結果	20
6	こども・若者をめぐる課題と視点	23
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	基本理念	27
2	基本方針	28
3	施策の体系	30
第4章	施策の展開	35
基本施策1	ライフステージを通じた施策	35
基本施策2	ライフステージ別の施策	43
基本施策3	子育て当事者の支援	50
基本施策4	社会全体で支える推進体制	53

第5章 子ども・子育て支援事業計画 55

- 1 教育・保育提供区域の設定55
- 2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策56
- 3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等60

第6章 計画の推進 71

- 1 数値目標71
- 2 計画の推進体制72
- 3 計画の進行管理72
- 4 関係機関との連携73

資料編 74



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨



急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応するため、本市では、こどもの健やかな成長と保護者が子育てに喜びを感じられるまちづくりを目指し、平成24(2012)年12月に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。

また、条例の目的を実現するための計画「あつぎ子ども未来プラン」を策定し、多様な施策を展開しながら地域全体でこどもと子育て家庭を支える取組を進めてきました。

こうした中、国において令和4(2022)年6月に「こども基本法」が制定され、次代を担う全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者に関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進める方針(こどもまんなか社会の実現)が示されました。令和5(2023)年12月には、同法に基づく施策の基本的な内容等を定めた「こども大綱」が策定されています。

こどもまんなか

こども家庭庁が掲げるスローガン。全ての人が、こどもと子育て家庭を社会の真ん中において応援していこうという、社会全体の意識改革を後押しするための取組です。

「こども基本法」では、市町村において、「こども大綱」や都道府県のこども計画を勘案しながら、こども・若者に関連する計画等を一体のものとして新たなこども計画を策定し、多様な施策を総合的に推進することとされています。

本市では、令和2(2020)年3月に策定した「あつぎ子ども未来プラン(第3期)」の計画期間が令和6(2024)年度をもって満了することから、同プランで推進してきた施策を継承しつつ、「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げた新たな計画として「厚木市こども・若者みらい計画」を策定しました。

なお、本計画における「こども・若者」とは、「こども基本法」の理念に従い、「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」(生まれる前から20代、30代を中心とする若い世代)を示しています。

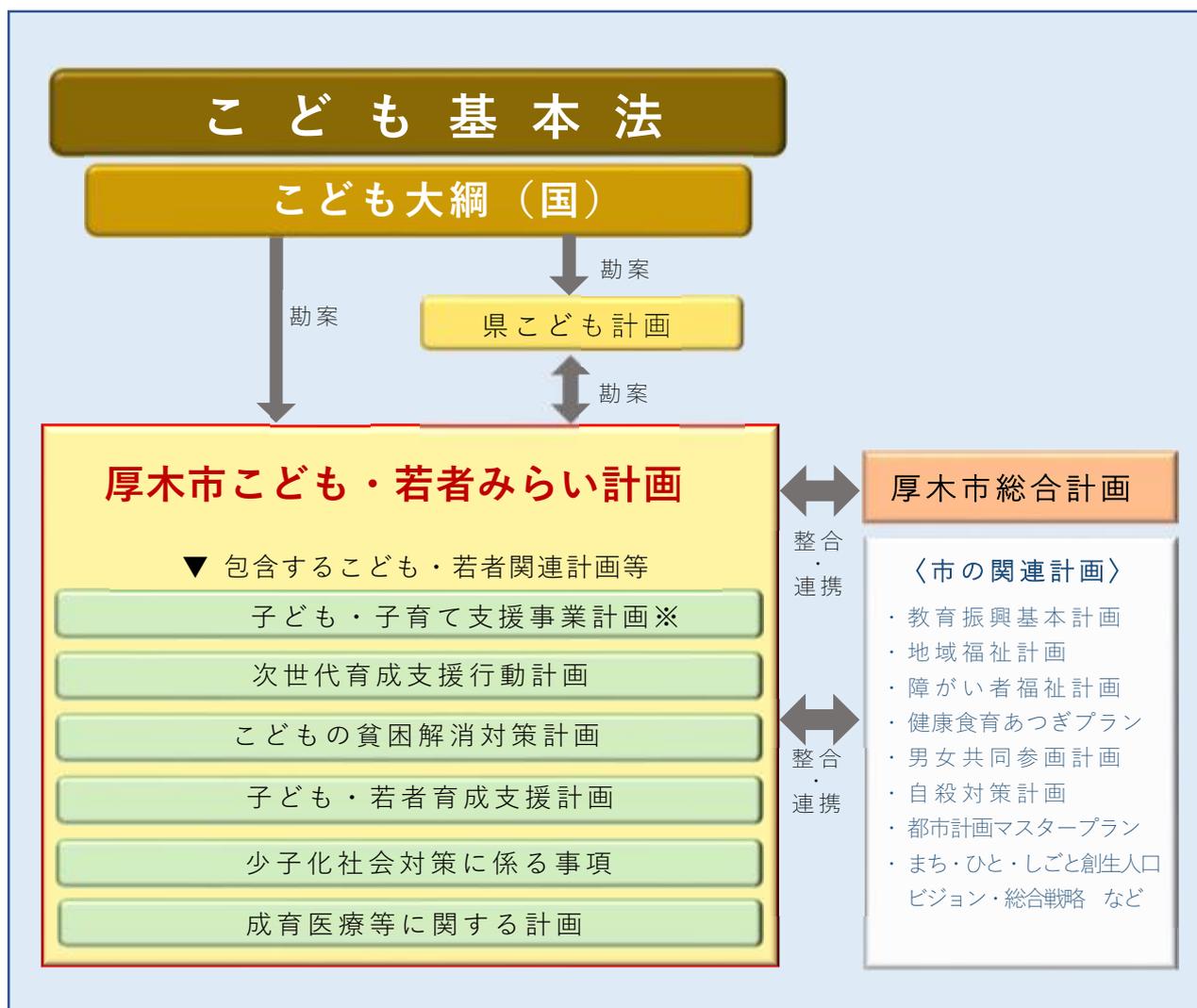
未来プランを
継承しながら
より強力な計画に
生まれ変わるんだよ



2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として、「こども大綱」と神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、本市の子ども育成条例第6条に定める基本計画として、上位計画である厚木市総合計画及び教育・福祉・保健等の関連計画との整合を図り策定しました。

なお、こども・若者関連計画等を包含しています。



※「子ども・子育て支援事業計画」については、市町村が5年を1期として定めるものとされ、第5章に掲載しています。

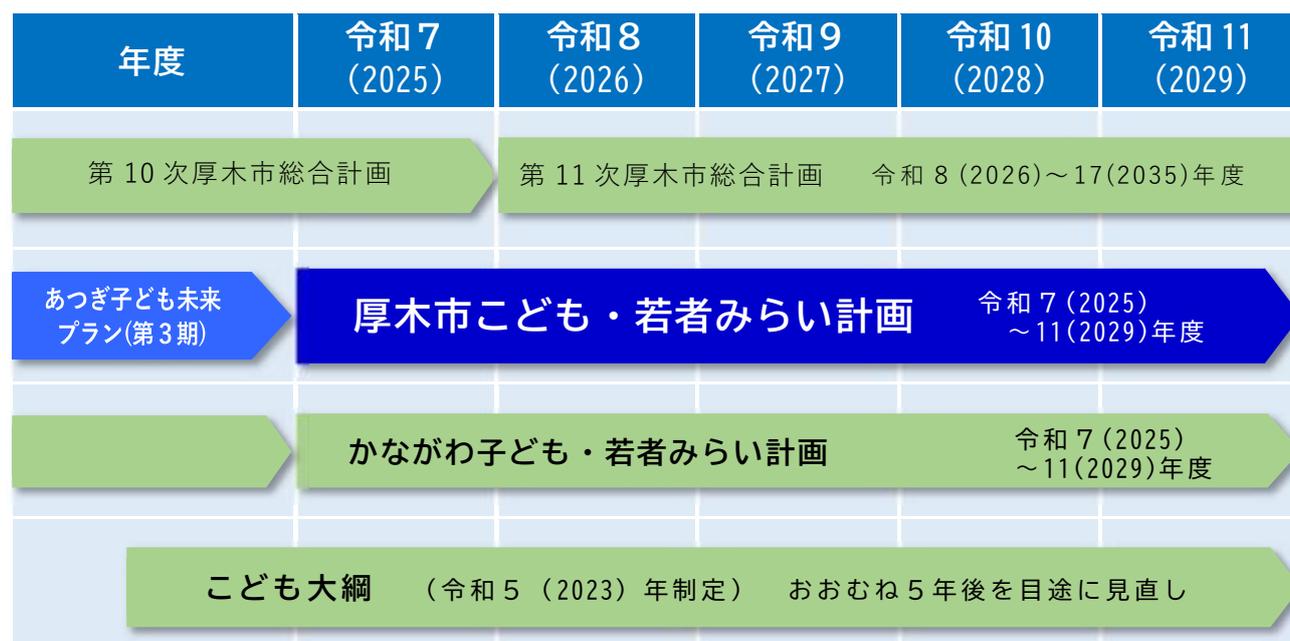
包含する子ども・若者関連計画等の根拠法

計画等名	根拠法
子ども・子育て支援事業計画(第5章)	子ども・子育て支援法第61条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
こどもの貧困解消対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
少子化社会対策に係る事項	少子化社会対策基本法第4条
成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条

3 計画期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間において、社会情勢等の変化や国・県の動向、本市の子ども・若者を取り巻く状況や市民ニーズ等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

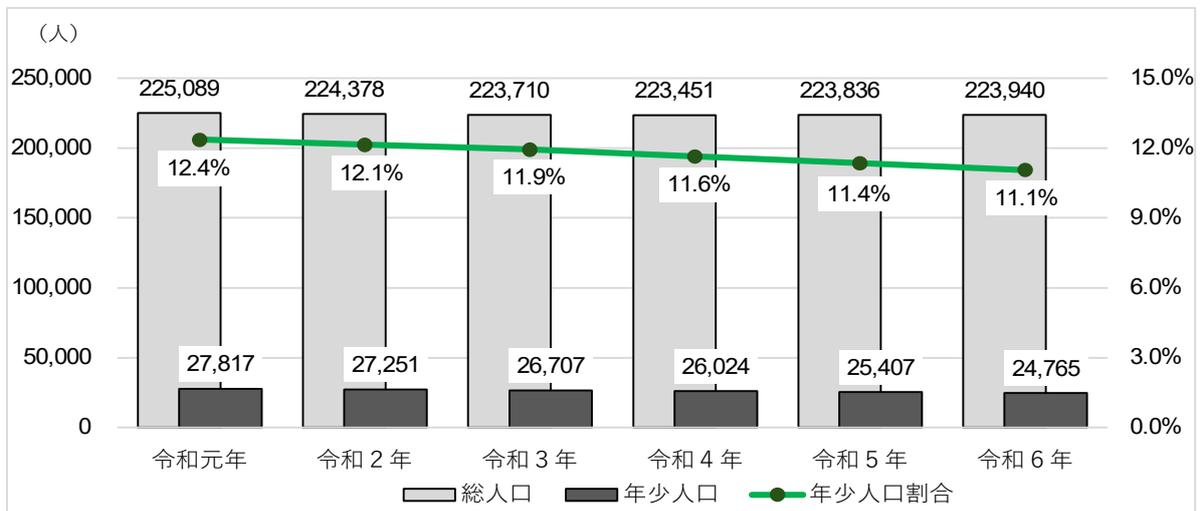


第2章 こども・若者・子育ての状況

1 人口と世帯

(1) 総人口と年少人口

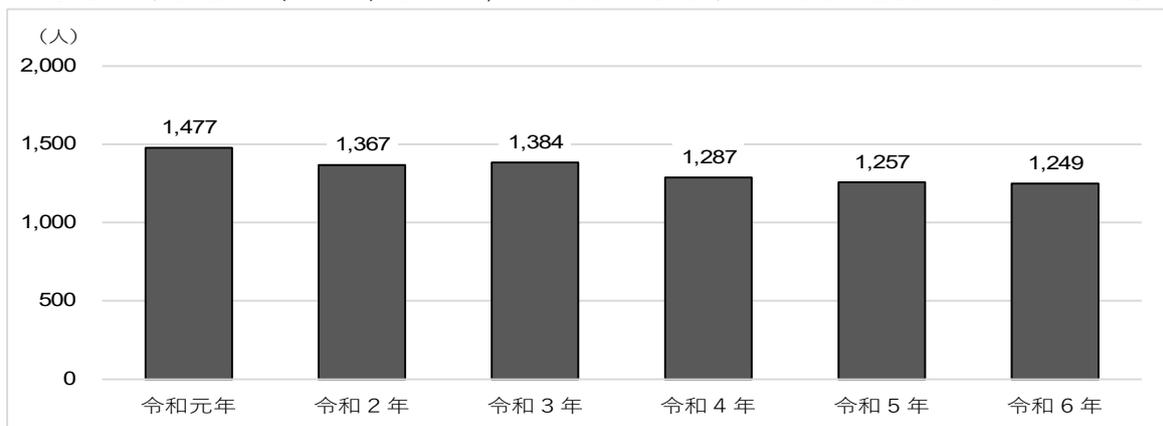
本市の総人口 223,940 人（令和 6（2024）年 1 月 1 日現在）のうち、年少人口（15 歳未満）は 24,765 人であり、11.1%の構成比となっています。年少人口は減少傾向にあり、総人口に占める割合も低下しています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(2) 0 歳人口

本市の 0 歳人口（各年 1 月 1 日現在）は、令和元（2019）年の 1,477 人に対して、令和 6（2024）年は 1,249 人であり、228 人の減少となっています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(3) ひとり親世帯

本市の母子世帯数、母子世帯人員は、平成 22(2010)年までは増加傾向にありましたが、平成 27(2015)年以降は減少傾向に転じ、令和 2 (2020)年には 1,195 世帯、3,077 人となっています。父子世帯数、父子世帯人員は、平成 27 (2015) 年以降減少傾向にあり、令和 2 (2020)年には 159 世帯、393 人となっています。

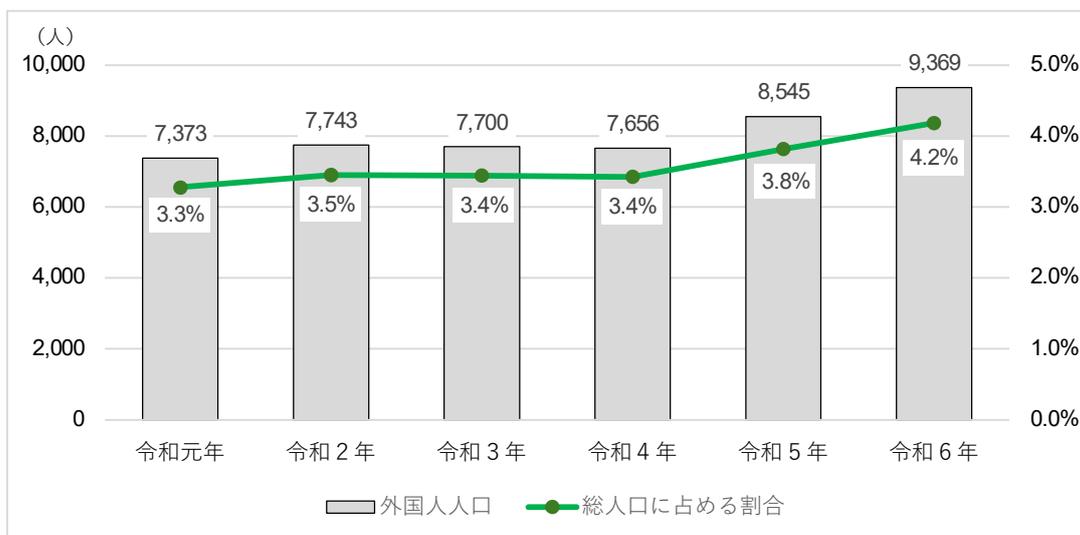


国勢調査

※ 母子世帯／父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親／男親と、その 20 歳未満の未婚のこどものみからなる一般世帯（他の構成員がないもの）をいいます。

(4) 外国人人口

本市の外国人人口は、令和元(2019)年の 7,373 人に対して、令和 6 (2024)年は 9,369 人と 1,996 人増加しており、総人口に占める割合は 4.2%となっています。

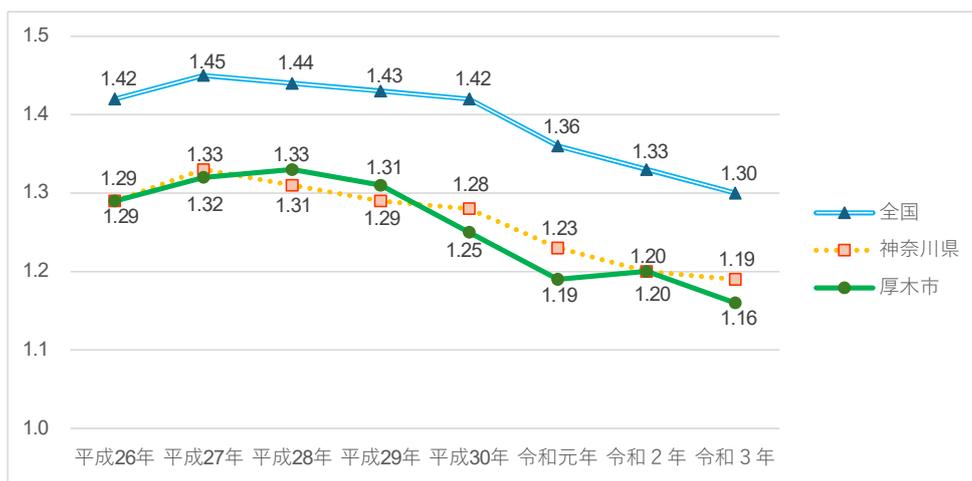


住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

2 出生・就業・婚姻の状況

(1) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は近年やや低下傾向にあり、令和3(2021)年には1.16となっています。全国の水準より低く、神奈川県の水準とほぼ同等で推移しています。



神奈川県衛生統計年報／人口動態統計

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する比率のことです。
 ※国と県、本市では算出方法が若干異なるため、参考比較になります。

(2) 女性の年齢別就業率(25～44歳)

本市の25～44歳の女性の年齢別就業率を見ると、全ての年代で上昇傾向にあり、25～44歳全体では平成27(2015)年の68.3%に対して、令和2(2020)年は72.8%となっています。

年齢	厚木市		神奈川県		全国	
	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
25～29歳	74.7%	78.0%	78.1%	83.2%	77.1%	82.5%
30～34歳	64.9%	70.7%	67.8%	74.2%	70.3%	75.9%
35～39歳	64.6%	69.5%	64.4%	71.0%	70.1%	75.4%
40～44歳	70.0%	73.2%	67.9%	73.8%	73.5%	78.4%
25～44歳	68.3%	72.8%	68.9%	75.2%	72.6%	77.9%

国勢調査

(3) 婚姻数、婚姻率

本市の婚姻数は、年によって変動はありますが、近年やや減少傾向にあり、令和3(2021)年には813件となっています。婚姻率(人口千人対)も低下傾向にあり、令和3(2021)年には3.6となっています。



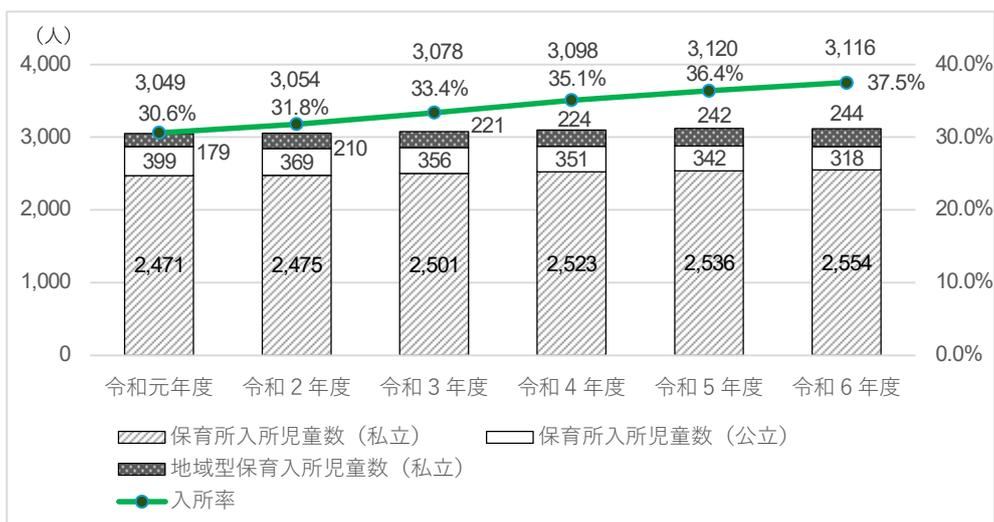
神奈川県衛生統計年報

3 保育環境・教育環境

(1) 保育所・地域型保育事業所の入所児童数・保育所等利用待機児童数

本市の保育所及び地域型保育事業所の入所児童数は、おおむね増加傾向にあり、令和6(2024)年度には合計3,116人となっています。0～5歳人口に対する入所率も上昇傾向にあり、令和6(2024)年度には37.5%となっています。

一方、本市の保育所等利用待機児童数は施設整備等により減少し、令和3(2021)年度以降は0人となっています。



厚木市保育課資料 (各年5月1日現在)

(2) 幼稚園・認定こども園の在園児数

本市の幼稚園・認定こども園の在園児数は、やや減少傾向にあり、令和6(2024)年度には2,519人となっています。



厚木市こども育成課資料（各年5月1日現在）

※入園率：市内3～5歳児の人口を市民の在園児数で割ったもの。市外への通園を含む。

(3) 放課後児童クラブの入所児童数

本市の市立放課後児童クラブの入所児童数は、年度によって変動はあるもののおおむね増加傾向にあり、令和6(2024)年度には1,319人となっています。6～11歳人口に対する入所率も同様に上昇傾向にあり、令和6(2024)年度には12.7%となっています。



厚木市こども育成課資料（各年5月1日現在）

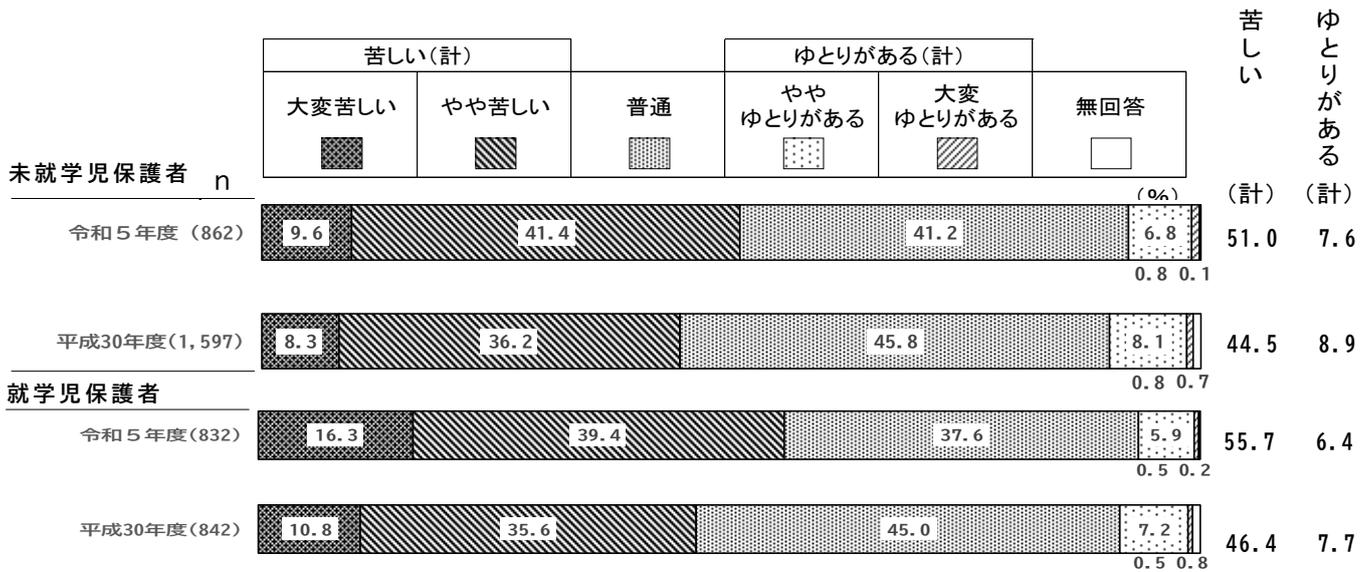
4 子育て支援のニーズ・こどもの生活実態等の把握

(1) 厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

ア 未就学児・就学児調査

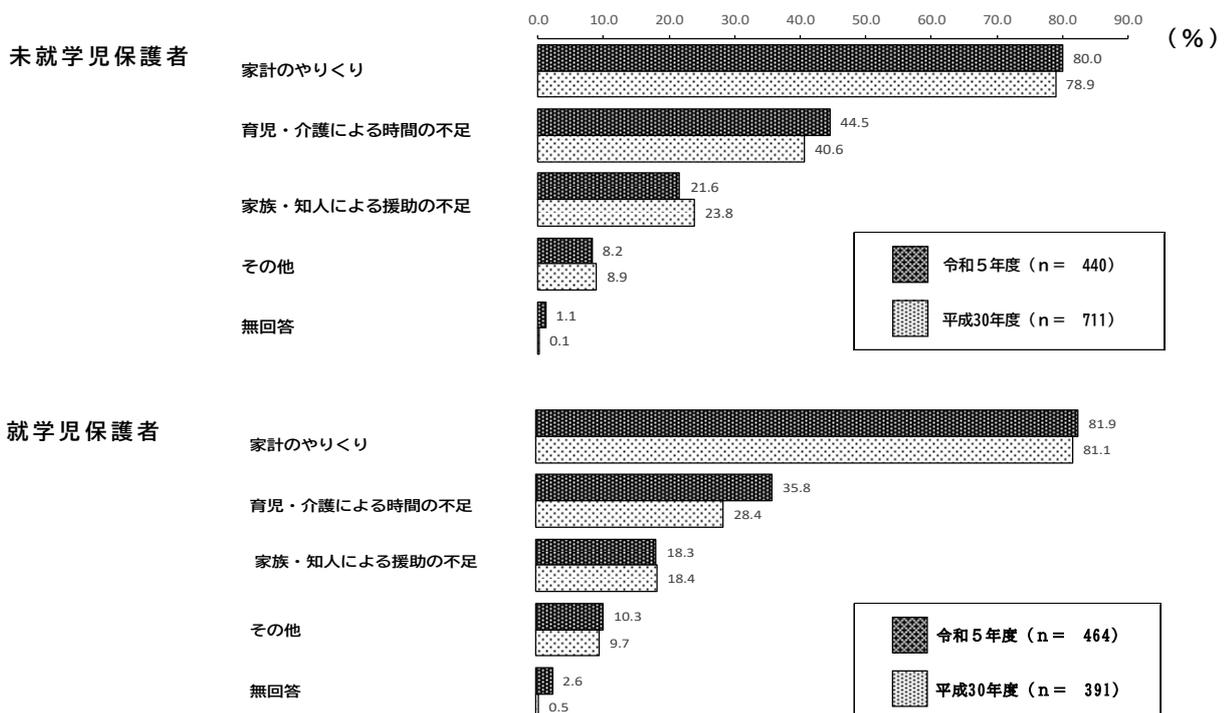
(ア)現在の暮らしの状況（人・お金・時間など）

未就学児保護者、就学児保護者ともに、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると、半数以上が「苦しい」と回答しています。



(イ)暮らしの状況が苦しい理由

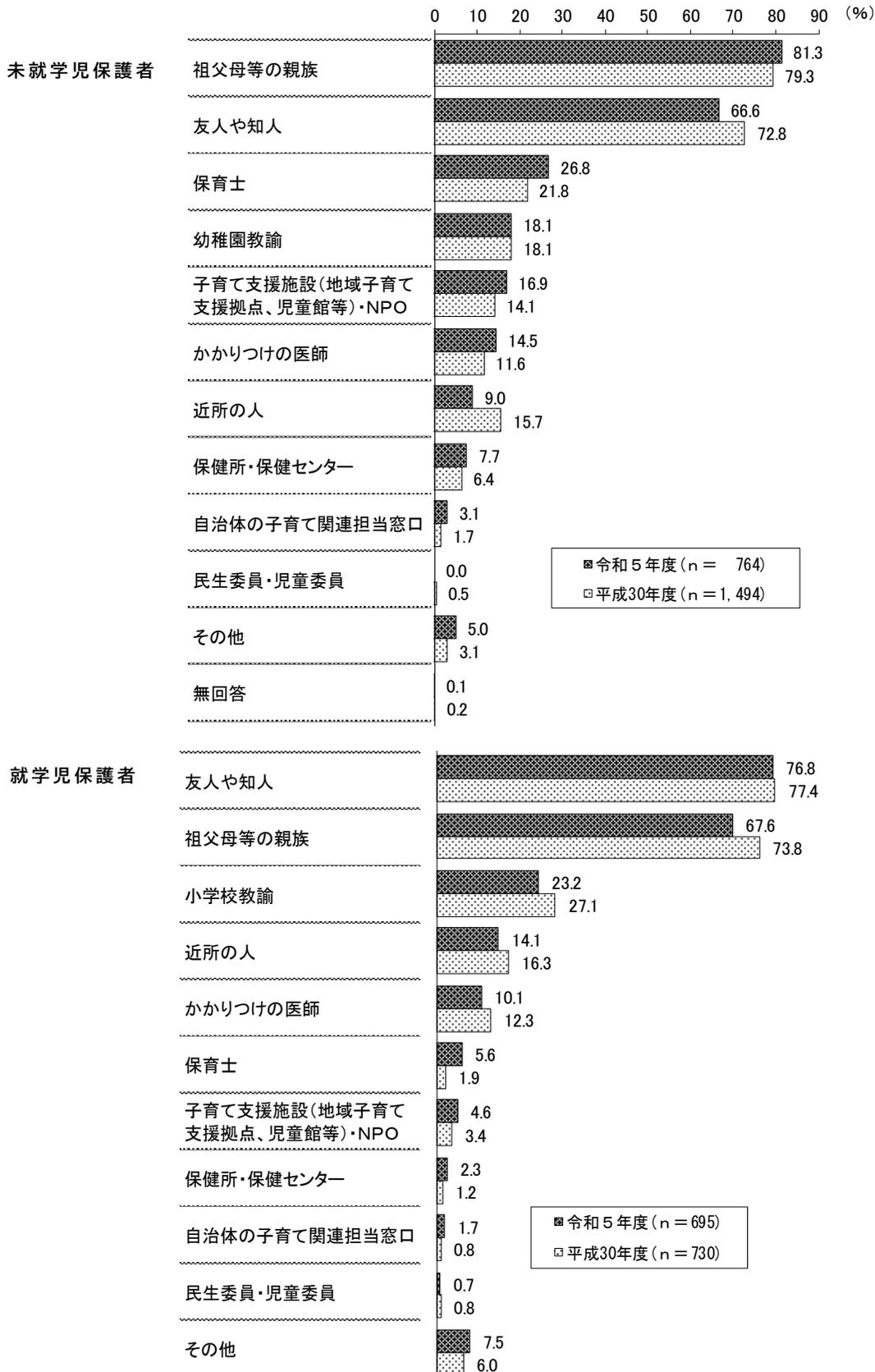
(ア)の回答で「大変苦しい」「やや苦しい」と答えた方に理由を聞いたところ、「家計のやりくり」が最も多く、次いで「育児・介護による時間の不足」、「家族・知人による援助の不足」となっています。



(ウ)子育てに関する相談先

子育てに関して気軽に相談できる相手・場所が「いる／ある」は8割を超えています。平成30(2018)年度調査と比較すると減少しています。

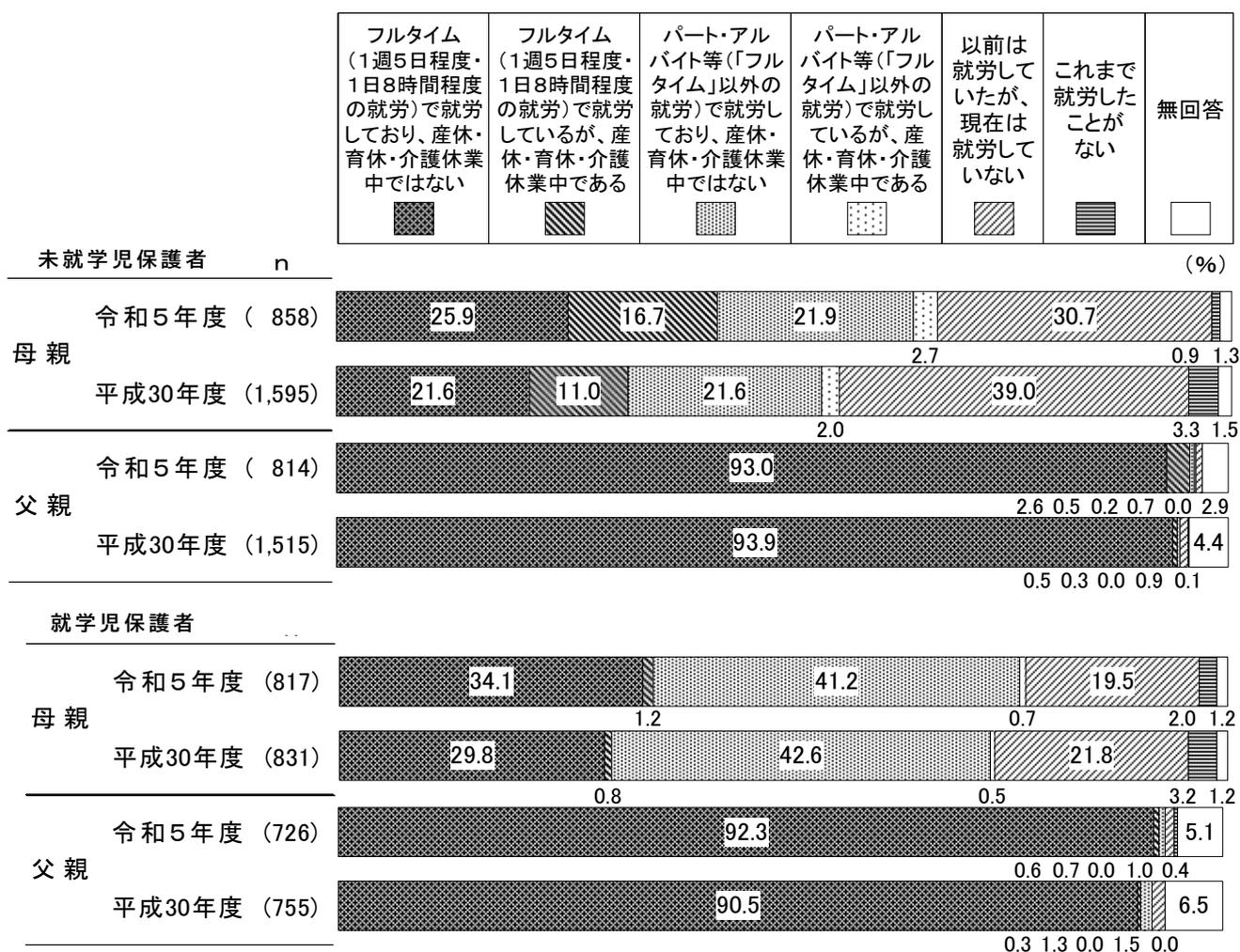
また、相談先では、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が多くなっています。



(エ) 母親・父親の就労状況

未就学児の母親の就労状況を見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が30.7%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.9%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は4.3ポイント、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は5.7ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は8.3ポイント減少しています。

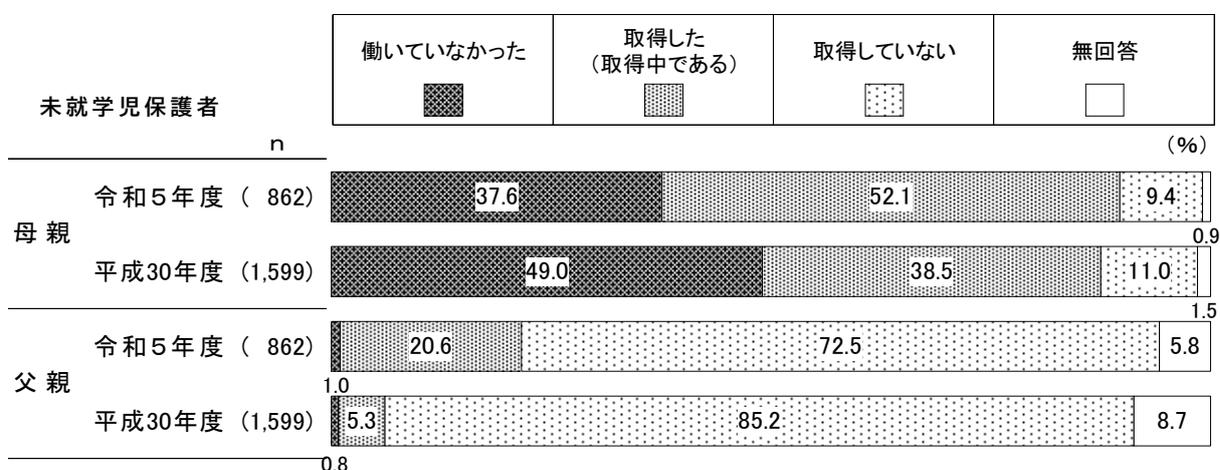
就学児の母親の就労状況を見ると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.2%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.5%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は4.3ポイント増加しています。



(オ) 育児休業の取得状況

未就学児調査において、母親については、「取得した（取得中である）」が 52.1%、「取得していない」が 9.4%となっています。「働いていなかった」は 37.6%でした。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は 13.6 ポイント増加し、「働いていなかった」は 11.4 ポイント減少しています。

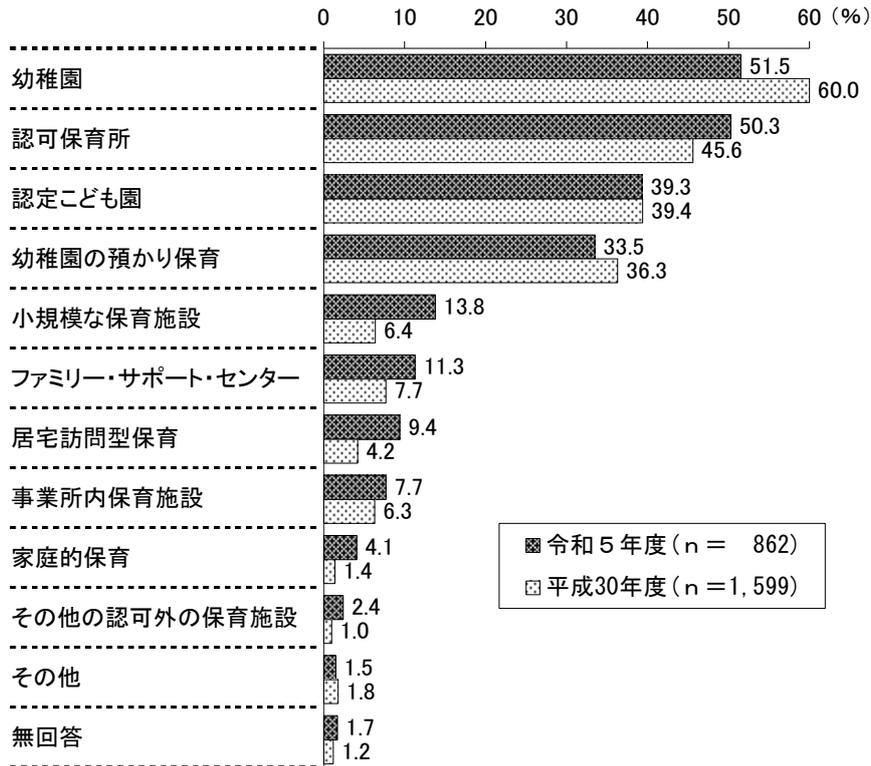
父親については、「取得した（取得中である）」が 20.6%、「取得していない」が 72.5%となっています。「働いていなかった」は 1.0%でした。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は 15.3 ポイント増加し、「取得していない」は 12.7 ポイント減少しています。



(カ) 平日の教育・保育事業の今後の利用意向

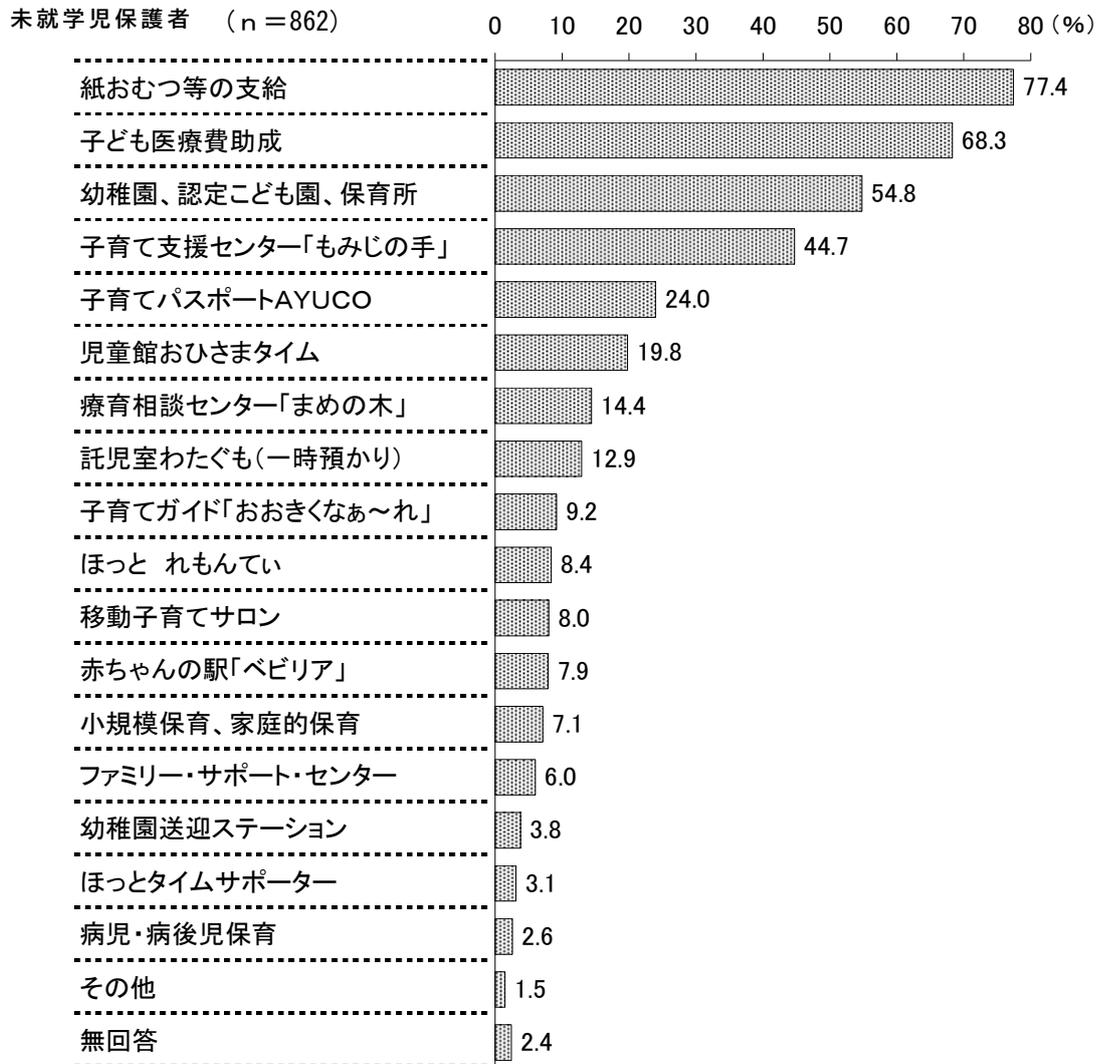
現在の利用の有無にかかわらず、「幼稚園」が51.5%で最も多く、次いで「認可保育所」が50.3%、「認定こども園」が39.3%、「幼稚園の預かり保育」が33.5%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「小規模な保育施設」は7.4ポイント、「居宅訪問型保育」は5.2ポイント増加し、「幼稚園」は8.5ポイント減少しています。

未就学児保護者



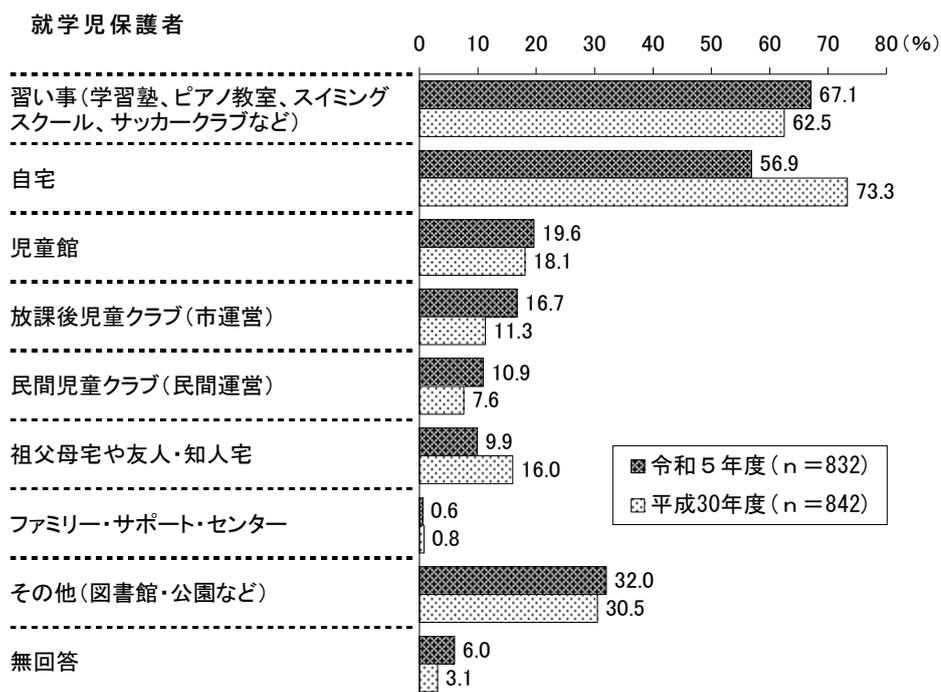
(キ)市の子育て支援事業で役に立った満足度の高い事業

「紙おむつ等の支給」が77.4%で最も多く、次いで「子ども医療費助成」が68.3%、「幼稚園、認定こども園、保育所」が54.8%、「子育て支援センターもみじの手」が44.7%となっています。



(ク)就学児保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方

「習い事（学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、サッカークラブなど）」が 67.1%で最も多く、次いで「自宅」が 56.9%、「児童館」が 19.6%、「放課後児童クラブ（市運営）」が 16.7%となっています。平成 30(2018)年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（市運営）」は 5.4 ポイント、「習い事」は 4.6 ポイント増加し、「自宅」は 16.4 ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」は 6.1 ポイント減少しています。



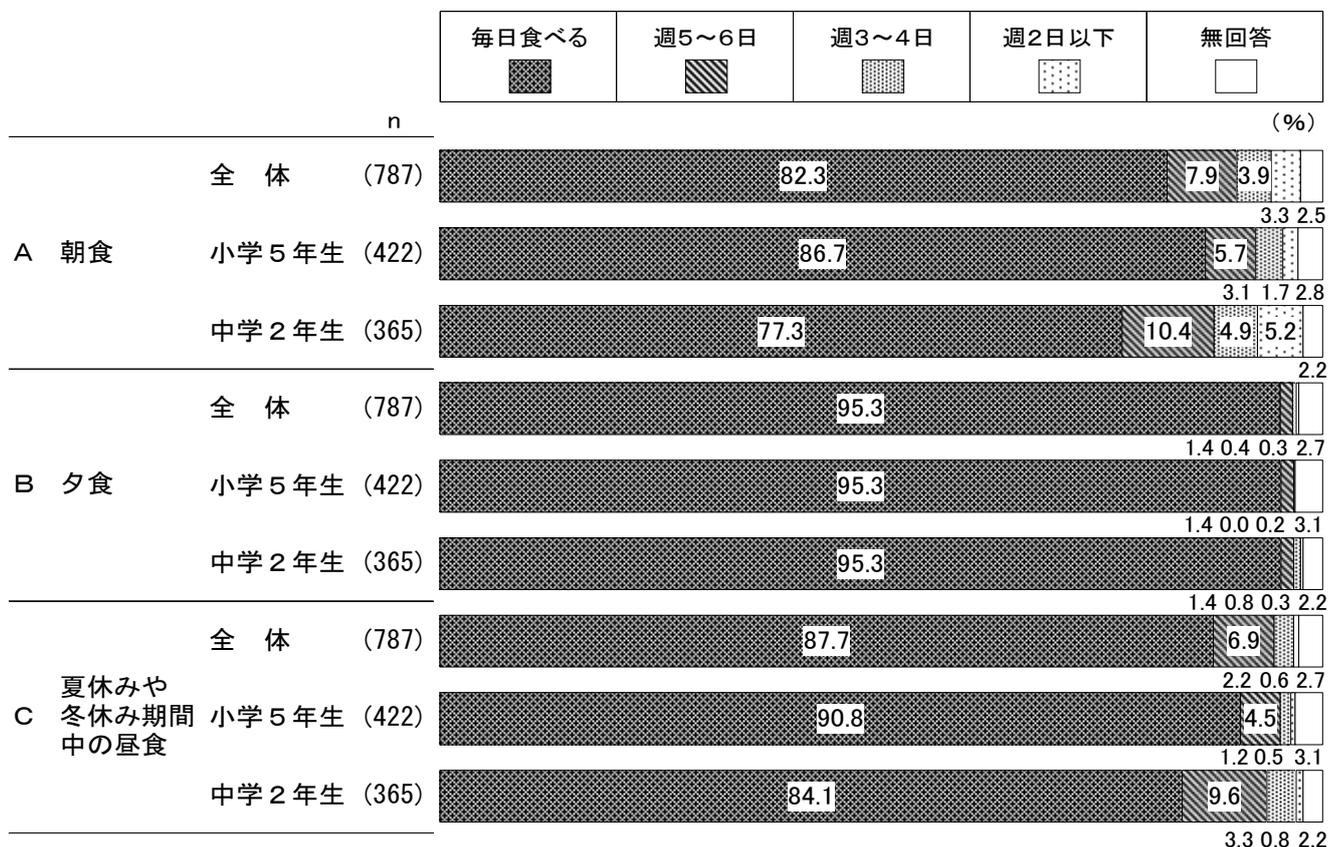
なお、令和 5 (2023)年度調査の結果では、現状の放課後の過ごし方は、「自宅」が 66.7%で最も多く、次いで「習い事」が 59.0%、放課後児童クラブ（市運営）が 17.5%、児童館が 15.1%となっています。

現状と比較した希望については、「習い事」が 8.1 ポイント、「児童館」が 4.5 ポイント多くなっており、「自宅」が 9.8 ポイント、「放課後児童クラブ（市運営）」が 0.8 ポイント少なくなっています。

イ 小学5年生・中学2年生調査

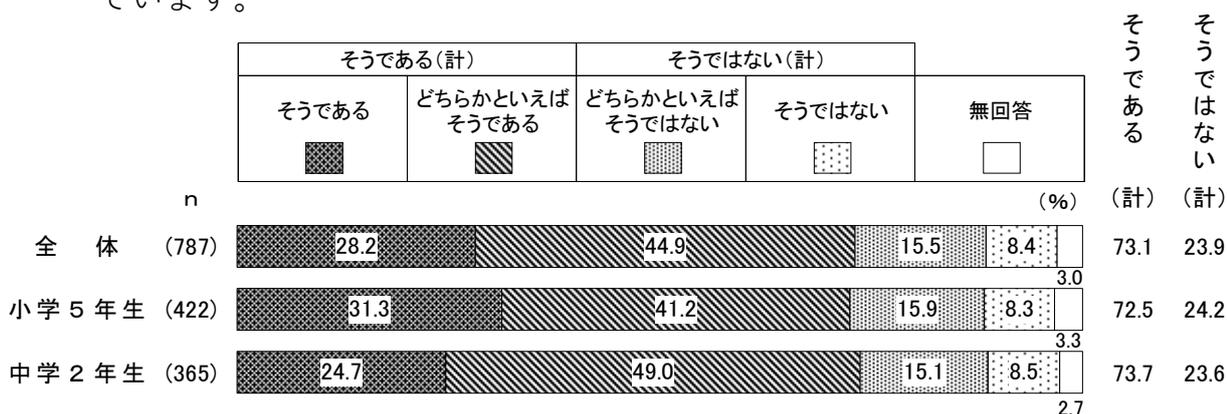
(ア) 食事の頻度

全体では、いずれの食事についても「毎日食べる」が最も多く、朝食では82.3%、夕食では95.3%、夏休みや冬休み期間中の昼食では87.7%となっています。毎日食べないという回答は、朝食では15.1%、夕食では2.1%、夏休みや冬休み期間中の昼食では9.7%となっています。



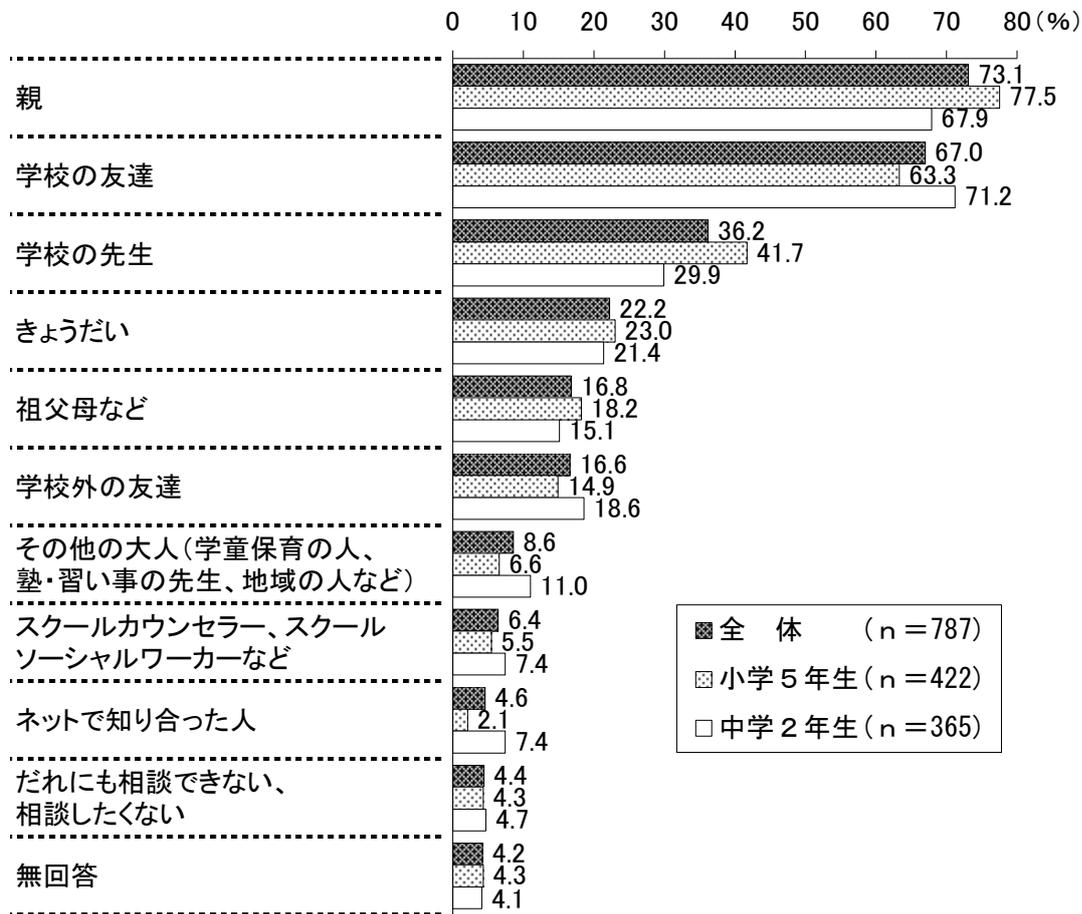
(イ) ふだんの就寝時間

ふだん（月曜日～金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ているかについては、全体では「そうである」（28.2%）と「どちらかといえばそうである」（44.9%）を合わせた「そうである（計）」は73.1%、「どちらかといえばそうではない」（15.5%）と「そうではない」（8.4%）を合わせた「そうではない（計）」は23.9%となっています。



(ウ)困っていることや悩みごとがあるときの相談相手

全体では、「親」が73.1%で最も多く、次いで「学校の友達」が67.0%、「学校の先生」が36.2%、「きょうだい」が22.2%となっています。小学5年生では「親」が77.5%、中学2年生では「学校の友達」が71.2%と最も多くなっています。

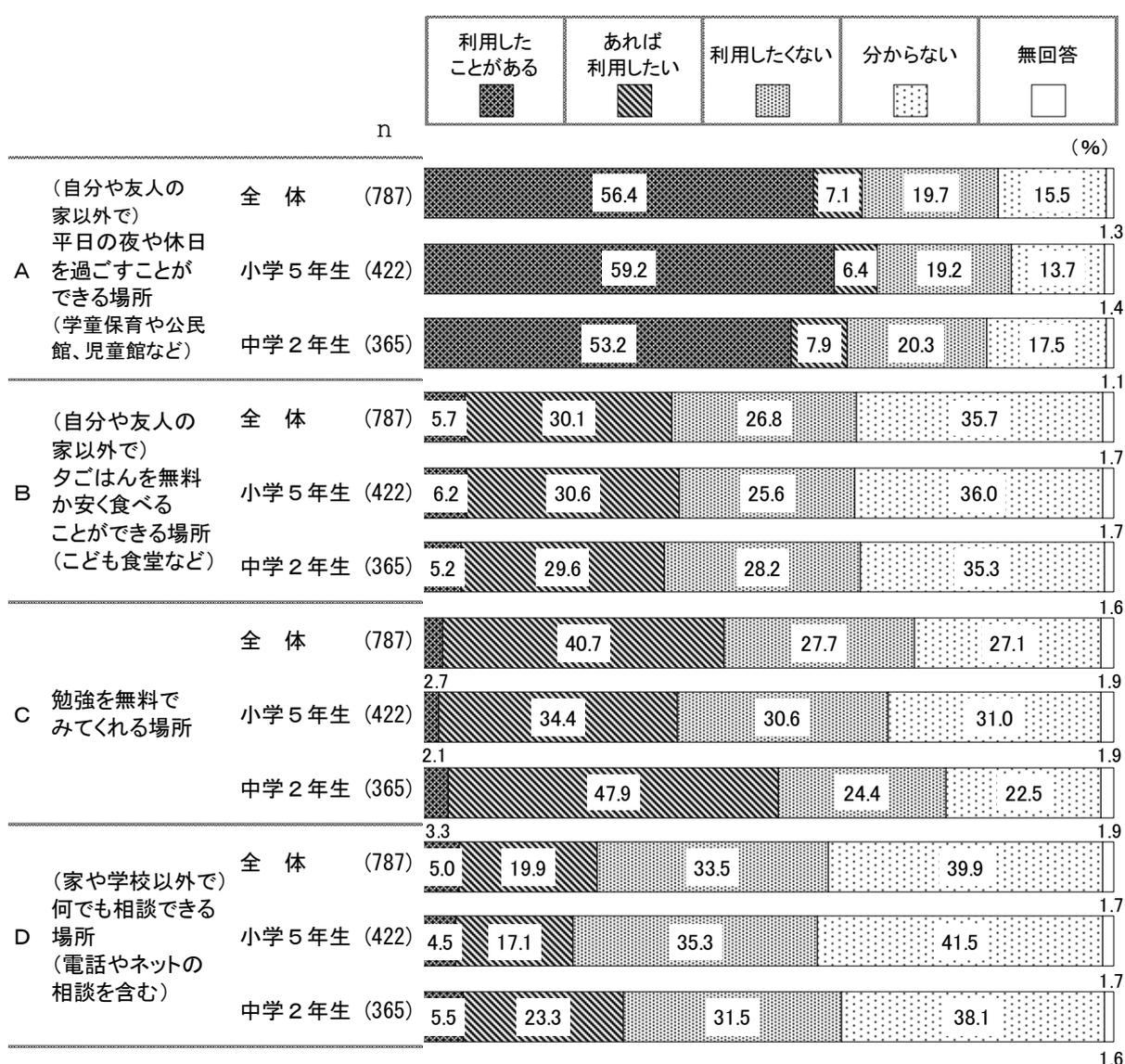


(エ)施設等の利用状況・利用意向

「利用したことがある」という回答は、全体では「(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所 (学童保育や公民館、児童館など)」が 56.4%と最も多く、次いで「(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」が 5.7%となっています。

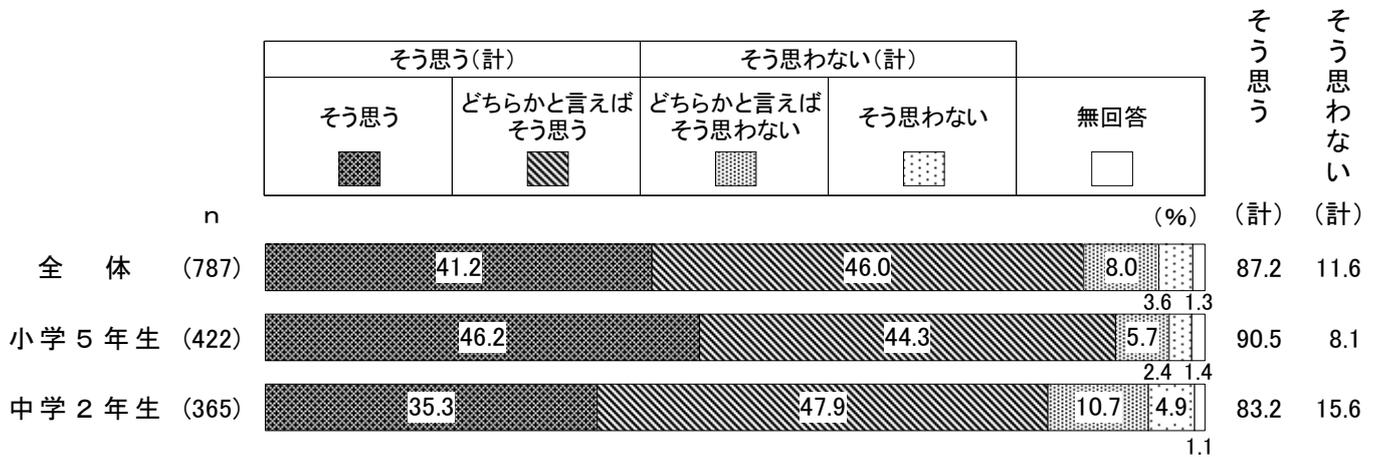
「あれば利用したい」という回答は、全体では「勉強を無料でみてくれる場所」が 40.7%と最も多く、次いで「(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」が 30.1%となっています。

「利用したくない」という回答は、全体では「(家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む)」が 33.5%と最も多く、次いで「勉強を無料でみてくれる場所」が 27.7%となっています。



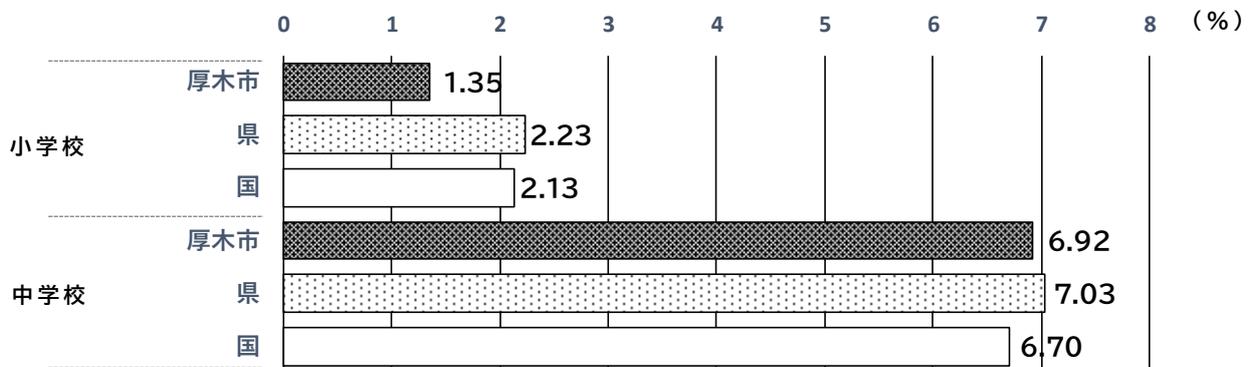
(オ)社会のために役立つことをしたいと思うか

全体では「そう思う」(41.2%)と「どちらかと言えばそう思う」(46.0%)を合わせた「そう思う(計)」は87.2%、「どちらかと言えばそう思わない」(8.0%)と「そう思わない」(3.6%)を合わせた「そう思わない(計)」は11.6%となっています。



【参考】小学校不登校児童と中学校不登校生徒の割合

小学校の不登校児童の割合は、児童総数の1.35%となっており、県・国よりも低い割合となっています。中学校の不登校生徒の割合は、生徒総数の6.92%となっており、県よりも低く、国よりも高い割合となっています。



※ 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の抜粋

※不登校の定義（文部科学省）

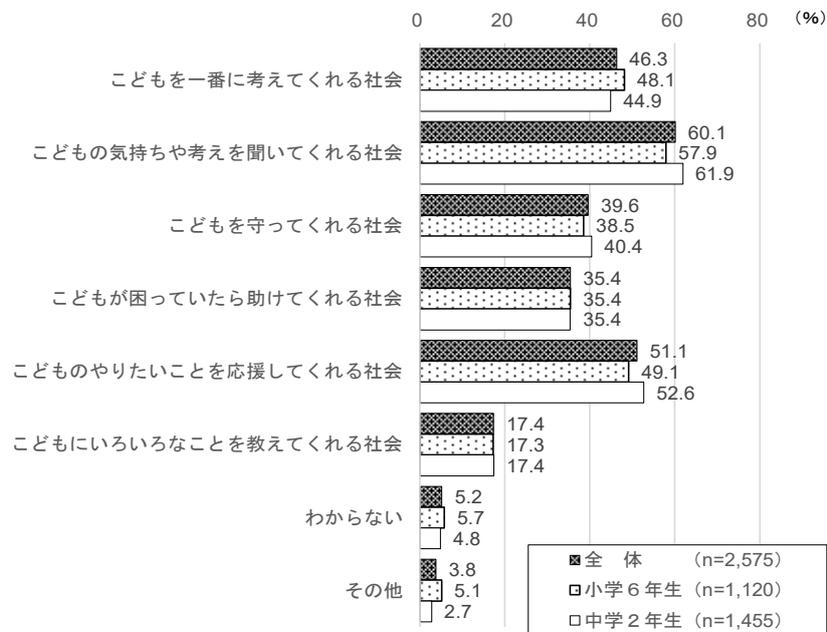
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）

本調査は、「令和5(2023)年度の間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする者」を計上したものです。

5 こども・若者の意向調査結果

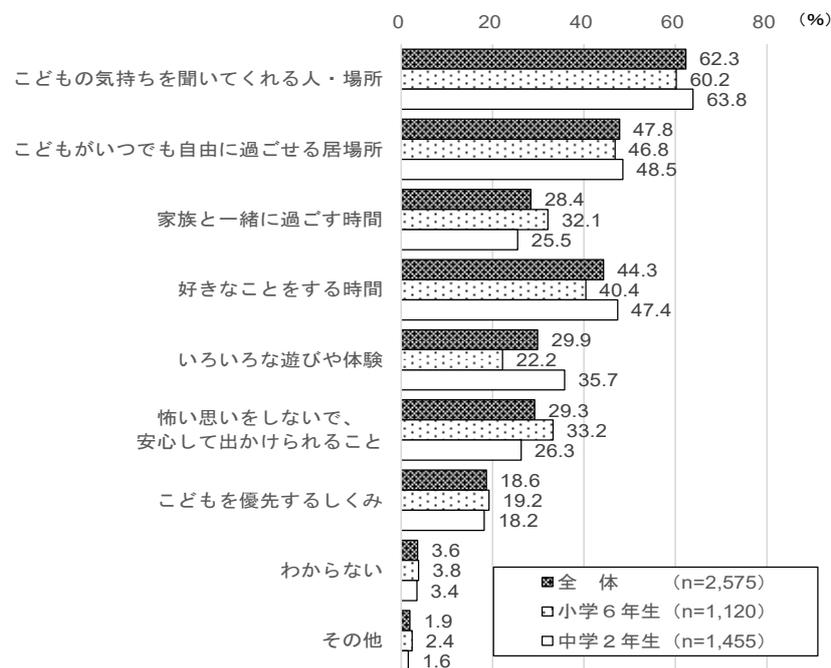
(1) 「こどもまんなか社会」のイメージ

こども全体では、「こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会」が60.1%と最も多く、次いで「こどものやりたいことを応援してくれる社会」が51.1%、「こどもを一番に考えてくれる社会」が46.3%となっています。



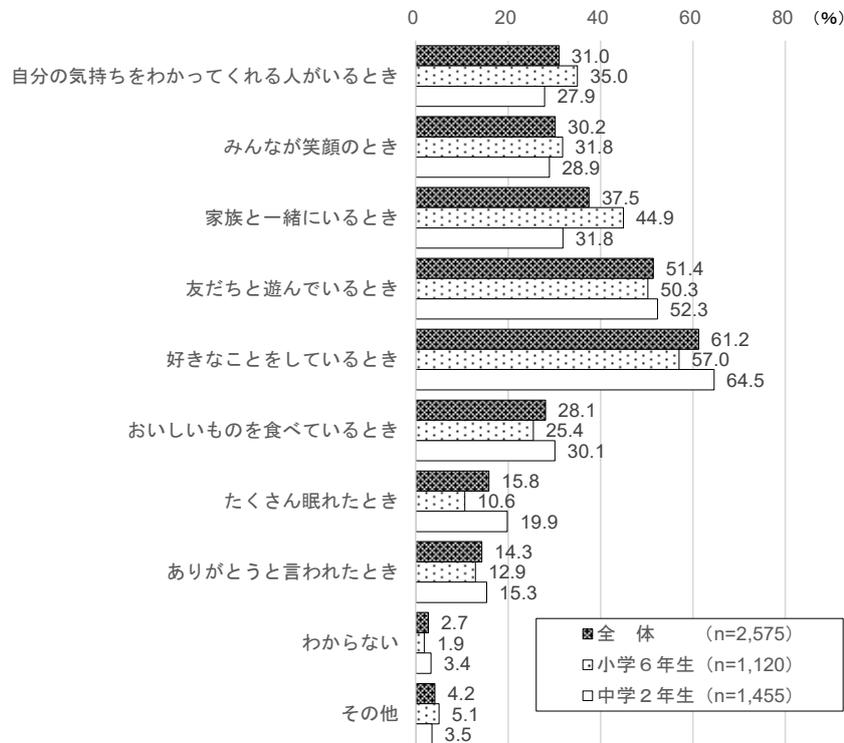
(2) 「こどもまんなか社会」をつくるために必要なこと

こども全体では、「こどもの気持ちを聞いてくれる人・場所」が62.3%と最も多く、次いで「こどもがいつでも自由に過ごせる居場所」が47.8%、「好きなことをする時間」が44.3%となっています。



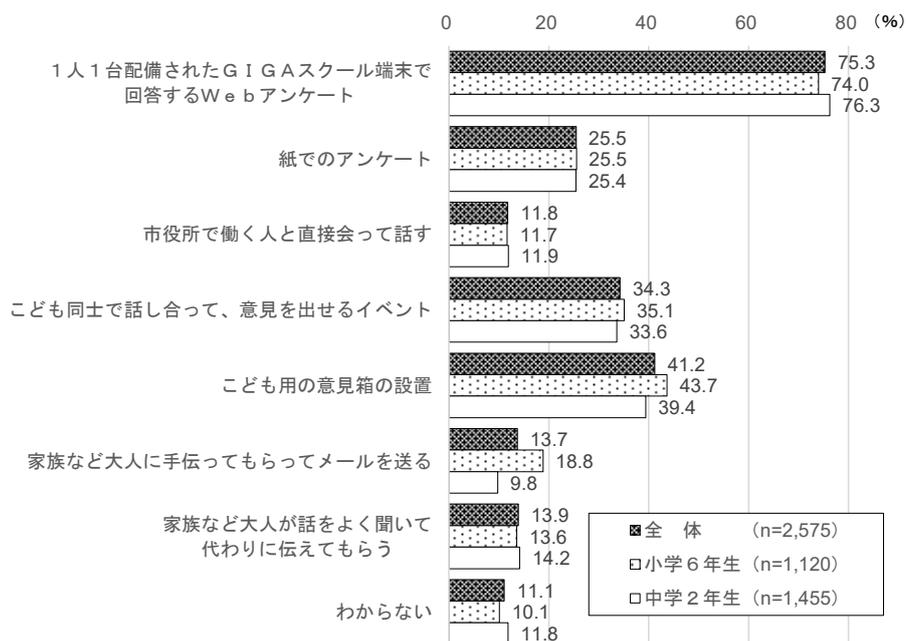
(3) 「幸せ」だと感じるとき

こども全体では、「好きなことをしているとき」が 61.2%と最も多く、次いで「友だちと遊んでいるとき」が 51.4%、「家族と一緒にいるとき」が 37.5%となっています。



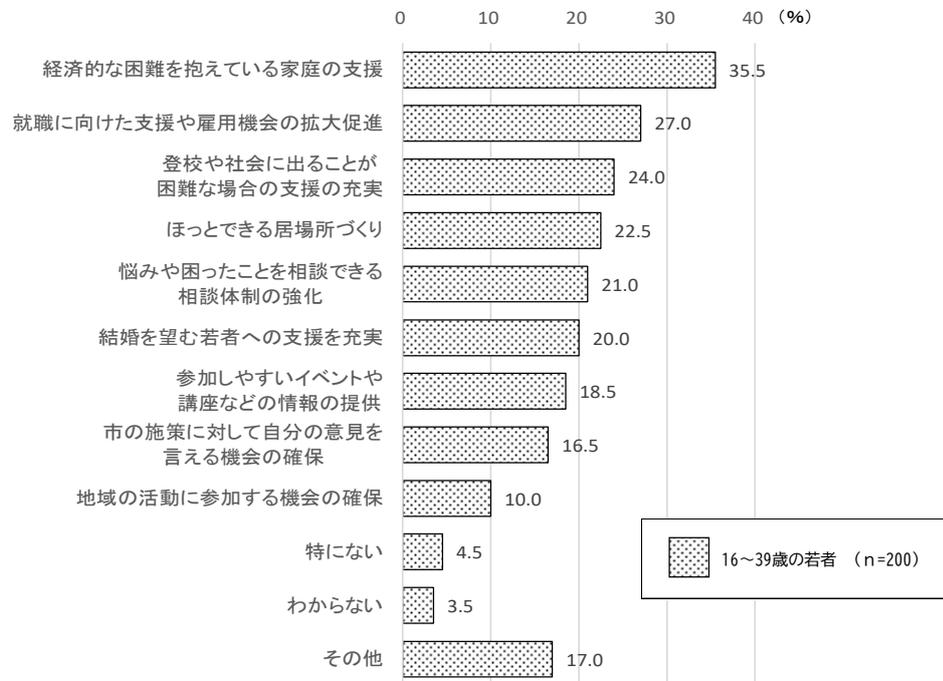
(4) 意見表明しやすい方法 (こども)

こども全体では、「1人1台配備されたGIGAスクール端末で回答するWebアンケート」が 75.3%と最も多く、次いで「こども用の意見箱の設置」が 41.2%、「こども同士で話し合っ、意見を出せるイベント」が 34.3%となっています。



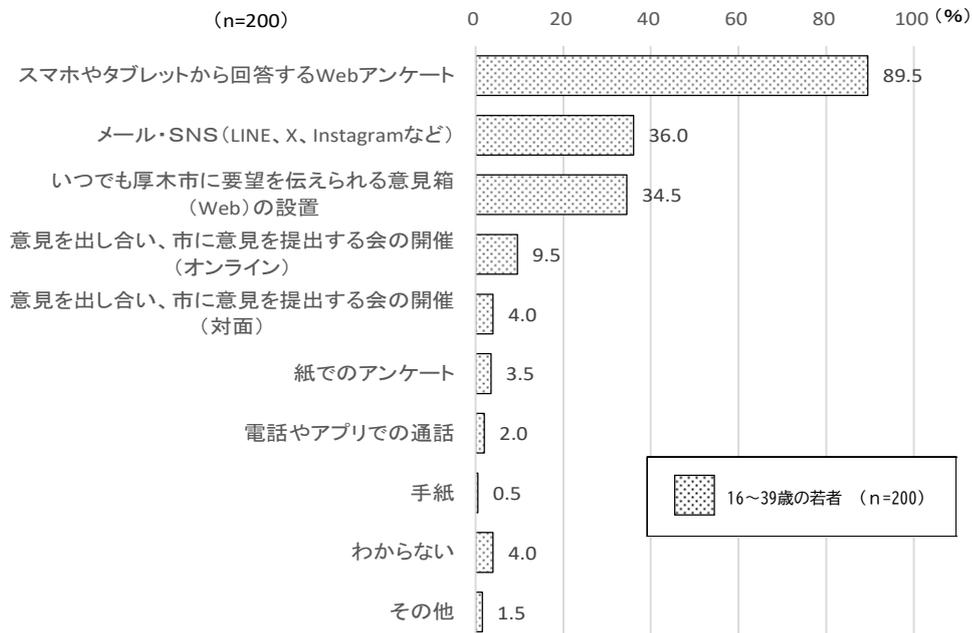
(5) 力を入れてほしいこども・若者施策

若者の意向調査の結果、「経済的な困難を抱えている家庭の支援」が35.5%と最も多く、次いで「就職に向けた支援や雇用機会の拡大促進」が27.0%、「登校や社会に出ることが困難な場合の支援の充実」が24.0%となっています。



(6) 意見表明しやすい方法 (若者)

「スマホやタブレットから回答するWebアンケート」が89.5%と最も多く、次いで「メール・SNS (LINE、X、Instagramなど)」が36.0%、「いつでも厚木市に要望を伝えられる意見箱 (Web) の設置」が34.5%となっています。



6 こども・若者をめぐる課題と視点

(1) 保育施設等の確保

人口減少に伴いこどもの数は減少していますが、未就学児保護者の平日の保育施設の利用意向では、認可保育所や小規模な保育施設が増加しており、現状、保育所等の入所児童数・入所率はおおむね増加傾向です。また、認定こども園の保育需要は、年によって変動はありますが、微増傾向にあります。女性の就業率は上昇しており、母親の就労、特にフルタイムが増加していることから、引き続き、保育施設の確保が必要です。

なお、市立放課後児童クラブ入所児童数・入所率も増加傾向にあるため、受入人数の拡大が必要です。

(2) 子育てを支える環境の整備

育児休業の取得状況は、父親・母親ともに増加しています。引き続き、子育てと就労の両立、ワーク・ライフ・バランスなど適切な就労環境づくりを促進する必要があります。

(3) 多様な子育てニーズへの対応

就学児の保護者が希望するこどもの放課後の過ごし方では、児童クラブと習い事が増加しており、放課後を学習や体験など効果的に過ごせる場所を希望する傾向が見受けられます。

国の主導のもとに進められている「こども誰でも通園制度」を始め、子育てニーズは多様化・複雑化しているため、保育や教育を始めとする様々な分野でニーズを把握し、工夫を重ねることが求められています。

(4) 子育て支援事業の充実

子育て支援に役に立った事業については、未就学児の保護者の調査では、紙おむつ支給、医療費助成、保育・教育施設、子育て支援センターなどが挙げられています。

生活状況については、未就学児と就学児の保護者の調査結果によると、半数以上が現在の暮らしの状況が苦しく、主な理由としては家計のやりくりであるとの回答が多かったことから、経済的支援についても継続することが求められています。

また、子育てに関して気軽に相談できる人や場所については、多くの人が持ち得ていますが、「いる／ある」が減少して、「いない／ない」が増加しているため、気軽に相談できる体制の整備が必要です。

(5) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応

外国につながるのある子どもや、障がいや発達への心配がある子ども、医療的ケアを必要とする子どもなど、特別な支援を必要とする子どもとその家庭への対応が課題となっています。個々の子どもや家庭の事情に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

(6) 規則正しい生活習慣の習得

食事の頻度、就寝時間についての調査では、規則正しい生活ができていないと思われる子どもの数（朝食を毎日摂らない 15.1%、就寝時間の乱れ 23.9%）が明らかになりました。規則正しい生活は、子どもの心身の発達に欠かせない要素であることから、基本的な生活習慣を身に付けられるように、保健、教育などの各分野が連携し、子どもと家庭を支援することが必要です。

(7) ひきこもり傾向にある子ども・若者への対応

令和5（2023）年度の間連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、不登校を理由とする者は、小学校は児童総数の1.35%、中学校は生徒総数の6.92%という結果になっています。その中には、ひきこもり※1の状態にあると思われる子どもも含まれていました。

また、若者の意向調査においても、「登校や社会に出ることが困難な場合の支援の充実」を求める声がありました。

それぞれの子ども・若者が置かれた状況や課題に対応するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい相談体制づくりが必要です。

※1 ひきこもりの定義（厚生労働省）

様々な要因の結果として社会的参加（就学、教育、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形でも外出をしてもよい）

(8) こどもの気持ちを尊重

小学5年生・中学2年生への調査では、社会に役に立つことをしたいという意見が多く、こどもの社会参画への前向きな気持ちが見られました。このような気持ち、姿勢を後押しすることにより、将来の社会参画につなげていくことが必要です。

また、こどもの相談相手としては、親、学校の友達、学校の先生等いずれか相談する相手がいるとの回答の割合が高かった一方、誰にも相談できない、したくないという回答もありました。安心して相談できる相談先の整備やこどもの気持ちを尊重して寄り添うことが必要です。

(9) 多様な居場所づくり

こどもに、「あれば利用したい」と思う施設について聞いたところ、勉強を無料でみってくれる場所とこども食堂が多い状況でした。

利用したことがある人からは、利用により、「友達が増えた」、「楽しみが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」といった変化があったと回答がありました。学習支援や食事の提供といった直接的な効果に加え、心の拠り所にもなっていることから、こどもの居場所づくりについては、関連する施策も含め、充実させていくことが必要です。

(10) こども・若者が意見を表明できる環境づくり

小・中学生を対象とした調査では、「こどもまんなか社会」のイメージについて、こどもの気持ちや考えを聞いてくれる社会という回答が最も多くなっています。意見表明しやすい方法としては、Webによるアンケートという回答が特に多くなっていることから、ICT（情報通信技術）の活用等を通じて、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

また、若者も同様の回答でしたが、若者を対象に実施した調査では、回収率の低さが目立ちました。若者の意見を聴くためには、その手段や働きかけを検討する必要があります。

(11) 結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会へ

若者の意向調査では、市に力を入れてほしいこととして、結婚を望む場合の支援が20.0%ありました。現状では、婚姻数、婚姻率ともに、減少傾向になっています。

若者本人が、「結婚すること」、「こどもを産むこと」、「こどもを育てること」を望む場合に、希望がかなえられる社会づくりが必要です。

(12) 安定した雇用と収入を確保するための支援

若者の意向調査では、若者が悩んでいることや不安に思っていることとして、「収入・貯金」、「将来のこと」が多い状況です。市に力を入れてほしい取組としても就職に向けた支援や雇用機会の拡大といった経済的支援が挙げられていました。若者が希望する職業に就いて継続的に勤務し、十分な収入を確保できるよう、安定した雇用と経済的基盤が得られる支援を強化することが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



こどもまんなか社会の実現

こどもまんなか社会とは、こども・若者が自分らしく幸せに暮らせる社会のことです。こども・若者の幸せは未来への希望そのものです。こども・若者一人一人が自分らしく幸せに暮らし続けられる社会をつくるのが、持続可能な社会の基盤となります。

一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすということは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障され、身体的・精神的・社会的に満たされた状態で生活することです。

こどもまんなか社会でこどもの権利を保障することは、その他の人の権利も保障することにつながります。当事者であるこども・若者の意見に真摯に耳を傾けて施策に反映することにより、こども・若者を中心に大人・社会がつながり、結果として、市民の皆さんが将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

2 基本方針

本計画では、基本理念「こどもまんなか社会の実現」に向けて、次の4つの基本方針を設定します。

こどもの権利を保障し、本人にとっての最善の利益を図ります

こどもは生まれながらに権利の主体であり、こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、本人にとっての最善の利益を図ることは、社会全体の重要な責務です。こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、こども・若者の自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押ししていきます。また、考え方や、人種、民族、国籍、障がいの有無、家庭環境等による差別的取扱いや、虐待、いじめ、犯罪や暴力などの権利の侵害からこども・若者を守ります。そして、貧困と格差への対応を図ることで、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように取り組みます。

こども・若者や子育て当事者の視点と意見を尊重します

こども・若者が、自分の意見を形成、表明し、社会に参画することは、権利の主体として重要なことです。本人の意見を、年齢や発達の程度に応じて、形成、表明しやすい環境や、こども・若者、子育て当事者が安心して意見を述べる場や機会をつくり、それぞれの意見を尊重します。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長過程は、成育環境に大きく依存し、個人差があり、乳幼児期からの連続性を持つものです。こども・若者が必要とする支援が、特定の年齢で途切れることがないように、各種分野の関係機関・団体が連携し、教育、保育、保健、医療、福祉に関する支援を横断的、総合的に展開していきます。

また、子育ては、こどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くものであるため、ライフステージを通じて社会全体で子育て当事者を支えていきます。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担を抱いたりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合える環境づくりに取り組みます。

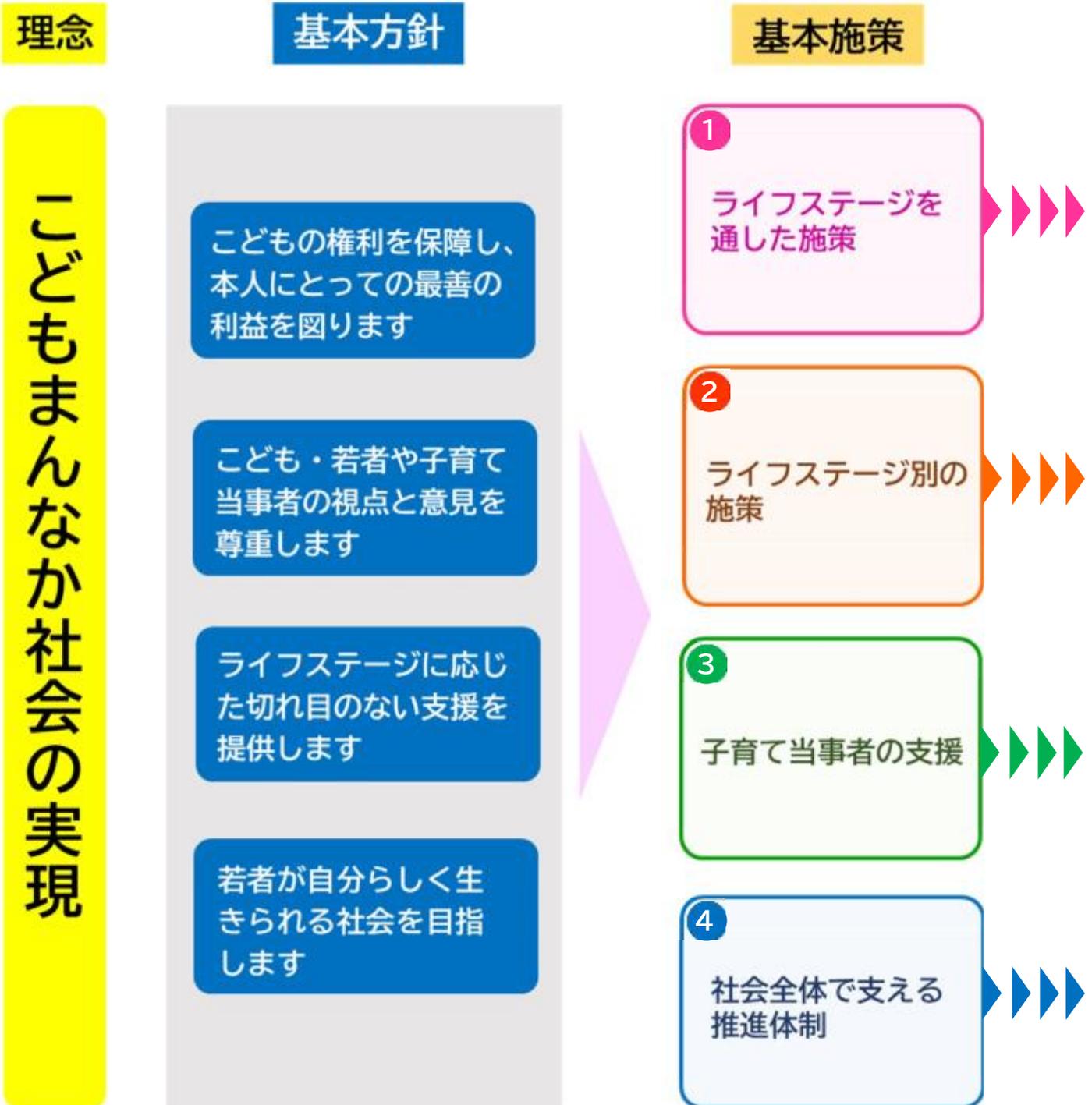
若者が自分らしく生きられる社会を目指します

若者が社会の中で自らをいかす場を持ち、安定した生活基盤と将来の見通しを持つことができるように支援していきます。若者が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消、貧困の連鎖の防止のためにも重要です。多様な価値観や考え方を尊重することを大前提としながら、若者が自らの主体的な選択により、「結婚すること」、「こどもを産むこと」、「こどもを育てること」を望んだ場合に、それぞれの希望に応じられる社会づくりを目指します。

また、共働き世帯が増加し、結婚、出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことも必要です。子育て当事者である女性と男性が共にこどもと過ごす時間をつくり、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てができるよう、職場を含めた地域全体で子育てを応援し支えていく社会の実現に向けて取り組みます。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針に沿った施策を展開していきます。本市のこども・若者関連施策と「こども大綱」における施策の方向性との整合性を図るた



め、「こども大綱」に基づく「基本施策」を設定し、重点施策、個別施策を体系的に整理しました。

重点施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化
- (2) 多様な遊びや体験の場づくり ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) こども・若者が活躍できる機会づくり ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (4) 切れ目のない保健・医療の提供 ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 医療
- (5) こどもの貧困対策 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化
- (6) 障がい児・医療的ケア児等への支援 ■ 次世代 ■ 少子化 ■ 医療
- (7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 若者
- (8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 若者

- (1) こどもの誕生前から幼児期までの施策
 - 1 妊娠・出産・幼児期の支援 ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 医療
 - 2 安心できる幼児教育・保育 ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 少子化
- (2) 学童期・思春期の施策
 - 1 質の高い教育 ■ 次世代 ■ 少子化 ■ 医療
 - 2 居場所づくり ■ 子支援 ■ 次世代 ■ 若者
 - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
 - 4 いじめ防止対策 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
 - 5 不登校のこどもへの支援 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) 青年期の施策 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ■ 貧困 ■ 若者 ■ 少子化
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (4) ひとり親家庭への支援 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 少子化

- (1) 多様な声を施策に反映 ■ 次世代 ■ 貧困 ■ 少子化
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化
- (3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革 ■ 次世代 ■ 若者 ■ 少子化

※包含する計画（各計画は連動していますが、特に関係が深い計画を記載）

■ 子支援 …子ども・子育て支援事業計画

■ 次世代 …次世代育成支援行動計画

■ 貧困 …こどもの貧困解消対策計画

■ 若者 …子ども・若者育成支援計画

■ 少子化 …少子化社会対策に係る事項

■ 医療 …成育医療等に関する計画

●重点施策・個別施策

基本施策	重点施策	個別施策
① ライフステージを通じた施策	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	① こども・若者の権利を始めとする人権啓発
	(2) 多様な遊びや体験の場づくり	① 遊びや体験活動の推進 ② 読書活動の推進 ③ こどもまんなかまちづくり
	(3) こども・若者が活躍できる機会づくり	① こども・若者が活躍できる機会づくりの推進 ② こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解
	(4) 切れ目のない保健・医療の提供	① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供 ② 食育の普及啓発
	(5) こどもの貧困対策	① 教育の支援 ② 生活の安定のための支援 ③ 子育て当事者の就労の支援 ④ 相談体制の整備
	(6) 障がい児・医療的ケア児等への支援	① 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり ② 障がいのあるこどもの学びの充実
	(7) 児童虐待防止対策とヤングケアラー等への支援	① こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進 ② ヤングケアラー等への支援
	(8) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	① こども・若者の自殺対策 ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援 ③ 安全教育の推進 ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備 ⑤ 非行防止と自立支援の推進

基本施策	重点施策	個別施策
② ライフステージ別の施策	(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策	(1) - 1 妊娠・出産・幼児期の支援 ① 出産に関する支援等の更なる強化 ② 産前産後の支援の充実と体制強化 ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供 ④ 乳幼児健診等の推進 ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障
		(1) - 2 安心できる幼児教育・保育 ① 地域の身近な場を通じた支援の充実 ② 幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続 ③ 保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等
	(2) 学童期・思春期の施策	(2) - 1 質の高い教育 ① こどもと向き合う時間の確保 ② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ③ こどもの体力の向上のための取組の推進 ④ 学校保健の推進 ⑤ 学校給食の充実
		(2) - 2 居場所づくり ① こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり ② 放課後児童対策
		(2) - 3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ① 主権者教育の推進 ② 消費者教育の推進
		(2) - 4 いじめ防止対策 ① いじめ防止対策の強化
		(2) - 5 不登校のこどもへの支援 ① 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化
(3) 青年期の施策	① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ② 結婚を希望する方への支援 ③ 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実	

基本施策	重点施策	個別施策
③ 子育て当事者の支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減 ② 医療費等の負担軽減
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	① 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進 ② 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進 ③ 家庭教育支援
	(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり	① 仕事と子育てが両立できる環境づくり
	(4) ひとり親家庭への支援	① ひとり親家庭が抱える課題への支援
④ 社会全体で支える推進体制	(1) 多様な声を施策に反映	① 多様な声を施策に反映させる工夫
	(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上
	(3) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革	① こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革



第4章 施策の展開

基本施策① ライフステージを通じた施策



重点施策(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

【施策の方向】

全てのこども・若者に対して、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その誰もが等しく権利を保障されていること、自らが権利の主体であることを広く周知します。こどもの教育、養育の場においては、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利の理解促進や人権教育を推進します。

また、こども・若者の権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こども・若者に関わり得る全ての大人や広く社会全体に対して、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

【個別施策】

- ①こども・若者の権利を始めとする人権啓発

【具体的な取組】

- 人権講座「ヒューマンカレッジ」の開催
- 人権週間（12月4～10日）に合わせた啓発活動の実施
- こどもまんなか月間（5・11月）に合わせた啓発活動の実施 など



【施策の方向】

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。こどもが遊びに没頭し、身体を使ったり、友だちや周りの大人と協力したりしながら、遊びを充実・発展させていくことは、言語や数などの理解を促し、創造力や思いやり、やり抜く力などの社会性を育み、生涯を生き抜く力を得ることにつながります。こどもが、年齢や発達に応じて、多様な遊び・体験ができる機会や場を意図的・計画的に創出します。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであることから、家庭や学校を中心に読書活動の推進を図ります。

また、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

【個別施策】

- ①遊びや体験活動の推進
- ②読書活動の推進
- ③こどもまんなかまちづくり

【具体的な取組】

- 遊びや体験を通じて心と体で学ぶ機会と場の創出
- 国内友好都市訪問による自然体験学習の実施
- 七沢自然ふれあいセンターやあつぎこどもの森公園などの自然環境の活用
- 環境教育講座や生き物調査の実施
- 森林整備の実技体験や市内間伐材の活用の推進
- 郷土芸能の継承・普及や音楽文化の普及向上の支援
- 学校司書の配置や図書の購入など学校図書館の充実
- こどもが読書に楽しむ機会の提供や電子図書館の充実
- 安心して利用できる公園整備や地域交通環境の向上 など

重点施策(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

【施策の方向】

こども・若者が未来を切り開いていくためには、自由で多様な選択ができる環境の中で、夢や希望を持ち、のびのびとチャレンジできるようにしていくことが必要です。

また、異文化や日本の伝統・文化など多様な価値観への理解を深められるように、国際理解、国際交流を推進するとともに、性別や国籍にかかわらず、それぞれの可能性を広げていくことができるよう、男女平等や多様性への理解を深める取組を推進します。

【個別施策】

- ①こども・若者が活躍できる機会づくりの推進
- ②こども・若者の可能性を広げていくための多様性への理解

【具体的な取組】

- 児童・生徒の国際理解と英語教育の推進
- 海外・国内友好都市等との交流促進
- 外国籍児童・生徒等に対する指導や支援の充実
- 日本語教室の開催と日本語ボランティア講師の養成
- 人権擁護委員による人権相談の実施
- 市民の人権問題に対する意識調査 など



重点施策(4) 切れ目のない保健・医療の提供

【施策の方向】

妊娠期、出産期、産後の健康管理に係る支援を推進することにより、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポートするとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなぐため、切れ目のない支援体制を構築します。

令和5（2023）年に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）」に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、親や身近な養育者が正しい知識を持ち、社会全体で見守りや子育てに協力できるよう、普及啓発を促進するとともに、全てのこどもの健やかな成長を見守り育むことができる地域づくりを目指します。

また、食育については、こどもが基本的な生活習慣を身に付け、健やかな成長が図られるよう、普及啓発を推進します。

【個別施策】

- ① 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- ② 食育の普及啓発

【具体的な取組】

- 妊娠届出時の面談実施や情報提供
- 支援が必要な方に対しての産前・産後のサポートや産後ケアの実施
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減
- 生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問
- 妊婦のための経済的支援
- 妊娠・出産から、新生児・乳幼児・小児期までの一貫した診療体制の強化
- 小児救急医療への対応
- 健やかな成長のための食育の推進 など

【施策の方向】

こどもの貧困は、経済的な困難だけではなく、心身の健康や教育を受ける機会の喪失を始め、こどもの権利利益の侵害や、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育と生活の安定、保護者の就労の支援など、地域や社会全体で解消に向けて取り組みます。

また、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。

【個別施策】

- ①教育の支援
- ②生活の安定のための支援
- ③子育て当事者の就労の支援
- ④相談体制の整備

【具体的な取組】

- 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援
- 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の学用品費等を支援
- 高校生等の修学を支援する奨学金の支給
- フードバンク活動への支援
- フードパントリーやこども食堂を支援
- 生活困窮者の自立に向けた支援
- 就労に向けた基礎能力形成等の支援
- ひとり親家庭の親の資格取得支援
- 児童・生徒とその保護者等が抱える課題改善のための相談活動 など

【施策の方向】

障がいや発達に特性のあるこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができるよう、適切な訓練や社会との交流促進を行い、その発達や将来の自立を支援します。

障がい児の支援体制の強化と小学校等の学びの場の整備・充実を両輪としたインクルーシブ教育の実現に向けた取組を推進し、保健、医療、福祉、保育、教育など関係者の連携の下で、乳幼児期から障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を早い段階から進めていきます。

【個別施策】

- ①障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
- ②障がいのあるこどもの学びの充実

【具体的な取組】

- 児童発達支援事業所における生活能力向上のための訓練や援護
- 児童発達支援センター「ひよこ園」における児童の指導や相談支援
- 市立小・中学校や幼稚園・保育所等の医療的ケア児の訪問看護支援
- 療育相談センター「まめの木」における療育相談等の実施
- 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備
- インクルーシブ教育の実現に向けた支援体制づくり など



【施策の方向】

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援に向けて、こども家庭センターの体制を強化し、訪問家事支援などの家庭支援を始め、こどもや親子の居場所支援などを推進します。また、こども家庭センターが中心となって、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して、地域の保育所や学校、支援の担い手である民間団体などを含めた、地域のネットワークと一体となって、子育てに困難を抱える世帯や要保護児童を継続的に支援し、虐待予防の強化に取り組みます。

ヤングケアラーについては、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、福祉、介護、医療、教育などの関係者と連携しながら早期発見に努め、対象となるこども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【個別施策】

- ①こども家庭センターの体制強化及び家庭支援の推進
- ②ヤングケアラー等への支援

【具体的な取組】

- 要保護児童やヤングケアラーの早期発見、適切な支援
- 家庭における養育が一時的に困難になった児童の保護 など



【施策の方向】

こども・若者が、自殺に追い込まれることのないよう、包括的な支援として、自殺対策の体制強化を図りながら、厚木市自殺対策計画に基づく総合的な取組を進めます。

また、増加するインターネット犯罪などにこども・若者が巻き込まれないように、安心・安全にインターネットを利用するための啓発や、ICT（情報通信技術）活用におけるリテラシー教育などに取り組みます。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、安全教育を推進するとともに、困ったときなどに相談しやすい体制を整備します。

さらに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するために、学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。

【個別施策】

- ① こども・若者の自殺対策
- ② こども・若者が安全にインターネットを利用するための支援
- ③ 安全教育の推進
- ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
- ⑤ 非行防止と自立支援の推進

【具体的な取組】

- 自殺予防に関する普及啓発
- 専門家による相談など、相談しやすい体制づくり
- 市立小・中学校のICT（情報通信技術）機器の適切な利用指導
- 本厚木駅周辺的环境浄化
- 交通安全、通学路等の安全対策
- 犯罪や非行の防止のための活動支援 など

基本施策② ライフステージ別の施策

重点施策(1) こどもの誕生前から幼児期までの施策

(1) -1 妊娠・出産・幼児期の支援

【施策の方向】

妊娠・出産に関する相談体制を始め、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援に取り組めます。

また、幼児期までが、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最も重要な時期であることから、就学前のこどもが、遊びや体験を通じて心と体で学ぶ機会と場を創出します。

【個別施策】

- ① 出産に関する支援等の更なる強化
- ② 産前産後の支援の充実と体制強化
- ③ 妊娠期から幼児期を通じた切れ目のない支援の提供
- ④ 乳幼児健診等の推進
- ⑤ 挑戦を応援する豊かな「遊びと体験」の保障

【具体的な取組】

- 出産育児一時金の支給
- 妊娠・出産から、新生児・乳幼児・小児期までの一貫した診療体制の強化
- 妊娠届出時の面談実施や情報提供
- 支援が必要な方に対しての産前・産後のサポートや産後ケアの実施
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減
- 生後4か月までの乳児のいる家庭の訪問
- 妊婦のための経済的支援
- 妊産婦及び乳幼児の健康診査や保健指導等の支援
- 子育て支援センターに遊びから学ぶ機能を拡充 など

(1) -2 安心できる幼児教育・保育

【施策の方向】

保育所等の待機児童ゼロを維持するとともに、保護者の就業の状況にかかわらず、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援の充実に努めます。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安心・安全な環境と幼児教育・保育の質の向上を図りながら、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもなど一人一人のこどもの健やかな成長を支えます。

学びの連続性を踏まえて幼保小（幼稚園、保育所、小学校）の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、こどもの育ちを支える保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善を進めます。

【個別施策】

- ①地域の身近な場を通じた支援の充実
- ②幼児教育・保育の質の向上、小学校教育への円滑な接続
- ③保育士、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

【具体的な取組】

- 幼稚園での預かり保育の充実
- 保育所・幼稚園の施設整備
- 子育て支援センターにおける相談、講座の実施
- 病児保育事業の推進
- 保育士等の資質向上研修
- 幼保小の連携推進
- 認定こども園の幼児教育・保育の環境整備
- 幼児教育・保育人材の確保、定着、離職防止のための取組
- 幼稚園教諭・保育士の奨学金、転入、復職に係る助成 など

(2) -1 質の高い教育

【施策の方向】

教職員の処遇改善やICT（情報通信技術）の活用など、学校における働き方改革を進め、教職員が子どもと向き合う時間を確保することにより、子ども一人一人の可能性を伸ばします。

将来にわたり子どもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

また、健康診断や薬物乱用防止教育など、子どもたちの健康を保持します。さらに、学校給食の充実を図るとともに、学校給食の無償化により子どもの健やかな成長を支えます。

【個別施策】

- ①子どもと向き合う時間の確保
- ②コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ③子どもの体力の向上のための取組の推進
- ④学校保健の推進
- ⑤学校給食の充実

【具体的な取組】

- 児童・生徒の学習をサポートするための支援員の配置
- 市立小・中学校に配備するICT（情報通信技術）機器の安定的な利用環境の整備
- コミュニティ・スクールの活動支援
- 地域学校協働活動の推進
- スポーツの普及・推進
- 体力向上や健康増進
- 市立小・中学校における健康診断等の実施
- 市立小・中学校における学校給食の充実 など

(2) -2 居場所づくり

【施策の方向】

学習支援や食事の提供など明確な目的のある居場所や、気軽に訪れて好きなことをしたり、静かに過ごしたりできる居場所など、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

多くのこども・若者の居場所となっている児童館や公民館、図書館などの社会教育施設について、より良い居場所となるよう改善に取り組みます。

また、保護者の就労などで放課後に適切な保育が受けられないこどもが、安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの受け皿を拡大し、待機児童を生じさせない安定的な受入体制を整えます。

【個別施策】

- ①こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- ②放課後児童対策

【具体的な取組】

- 児童に健全な遊びを提供する児童館の運営
- 図書館、(仮称)未来館の機能の充実
- フードパントリーやこども食堂を支援
- 市立放課後児童クラブの運営と待機児童対策
- 民間の放課後児童クラブの運営支援 など



(2)-3 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報共有や教育

【施策の方向】

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育や消費者教育を推進します。

【個別施策】

- ①主権者教育の推進
- ②消費者教育の推進

【具体的な取組】

- 選挙の意義や模擬投票など小学生から高校生までもを対象にした講座の開催
- 消費者被害を未然に防止するための講座や啓発活動の実施 など

(2)-4 いじめ防止対策

【施策の方向】

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図ります。

また、いじめの相談から解消までの細やかな対応や、重大事態の対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進など、市全体が連携して、いじめ防止対策の体制構築に取り組みます。

【個別施策】

- ①いじめ防止対策の強化

【具体的な取組】

- 関係機関の連携によるいじめ防止対策 など

(2) -5 不登校の子どもへの支援

【施策の方向】

不登校については、取り巻く環境によっては、どの子どもにも起こり得るものであり、それ自体が問題行動として受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、ICT（情報通信技術）等を活用した学習支援や学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

支援に当たっては、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と支援について連携・分担する体制を整え、未然防止、早期対応を図り、社会的自立を目指します。

【個別施策】

①不登校の子どもへの支援体制の整備・強化

【具体的な取組】

- 不登校等の未然防止に向けた校内の教育相談体制の構築
- 市立小・中学校内に校内教育支援センター・フリールームの設置促進
- 学校外の「教育支援教室」（なかま教室・なかまルーム）の運営
- 公民館での「出前なかまルーム」の開催 など



重点施策(3) 青年期の施策

【施策の方向】

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるように、若者への就職支援に取り組みます。

出会いの機会・場の創出支援については、効果の高い取組を推進し、より広域での展開や官民の連携、伴走型の支援を充実させます。

また、進学や就職、人間関係についての悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、心のSOSサインに気づいたときの対処法や、相談支援・サービスなどに関する必要な情報を提供します。

あわせて、子育てに優しい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化します。

【個別施策】

- ①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ②結婚を希望する方への支援
- ③悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

【具体的な取組】

- 保育士、幼稚園教諭、看護職、歯科衛生士等の就労支援
- 市内中小企業の人材確保に対する支援
- 市内在住勤労者の奨学金返済に対する助成
- 市内中小企業の生産性向上と賃上げに対する支援
- 定住促進や交流の場創出の取組実施
- 市内に転入する子育て世帯等の住宅取得費用等の支援
- 相談体制の充実 など

基本施策③

子育て当事者の支援

重点施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【施策の方向】

医療費の助成を始め、幼児教育・保育の無償化や、高等学校の修学支援など、乳幼児期から高校生まで切れ目のない経済的負担の軽減に取り組みます。

【個別施策】

- ① 幼児期から高校生までの教育・保育の経済的負担軽減
- ② 医療費等の負担軽減

【具体的な取組】

- 幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等の補助
- 預かり保育を行う認定こども園・幼稚園の支援
- 教材費、副食費の補助
- 高校生等の修学を支援する奨学金の支給
- 児童手当の支給
- こどもの医療費の自己負担額の助成 など



【施策の方向】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。

地域の身近な場所にある相談機関では、子育て当事者の気持ちを受け止め寄り添いながら、日常的に相談を受け、必要な支援につなげるとともに、プッシュ型の情報提供を行います。

日常生活において、一時的に家庭で保育ができない場合の一時預かりの実施や、サービスを求める側と提供する側とを結ぶファミリー・サポート・センターに関する取組を推進します。

家庭におけるこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むための情報提供を始め、身近に相談相手がない保護者に寄り添い、切れ目なく支援していくための家庭教育支援を推進します。

【個別施策】

- ①地域のニーズに応じた多様な子育て支援の推進
- ②一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- ③家庭教育支援

【具体的な取組】

- 子育て支援センターにおける相談、講座の実施
- 地域の身近な子育て相談機関の充実
- 要保護児童やヤングケアラーの早期発見、適切な支援
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 託児室での一時預かりの実施
- 市立小・中学校のPTA活動の支援
- 幼稚園保護者会、小・中学校PTAの家庭教育学級の開設支援
- 家庭教育の必要性や重要性の啓発
- コミュニティ・スクールの活動支援
- 地域学校協働活動の推進 など

重点施策(3) 仕事と子育てが両立できる環境づくり

【施策の方向】

夫婦が互いに協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、支援する社会をつくるため、市内の企業に対し育児休業制度や働き方改革などの意識啓発を図ります。

また、育児や家事の負担を軽減できる支援を推進します。

【個別施策】

- ①仕事と子育てが両立できる環境づくり

【具体的な取組】

- 中小企業のワーク・ライフ・バランス推進に対する啓発
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 産前産後の育児や家事の負担の軽減

重点施策(4) ひとり親家庭への支援

【施策の方向】

ひとり親家庭が抱える多様な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などに取り組みます。

【個別施策】

- ①ひとり親家庭が抱える課題への支援

【具体的な取組】

- 保護すべき母子の母子生活支援施設の入所を支援
- ひとり親家庭の親の資格取得支援
- 児童扶養手当の給付 など

基本施策④

社会全体で支える推進体制

重点施策(1) 多様な声を施策に反映

【施策の方向】

全てのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、施策に反映できるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫に努めます。

【個別施策】

- ①多様な声を施策に反映させる工夫

【具体的な取組】

- 意見を表明しづらいこども・若者の意見を聴くための手法や働きかけ

重点施策(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

【施策の方向】

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラー、青少年教育施設の職員、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、青少年指導員、青少年相談員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図り、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

また、地域における身近な大人や若者のボランティアなど、多様な人材の確保・育成を始め、子育て支援関係団体等との連携強化を図ります。

【個別施策】

- ①こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

【具体的な取組】

- 幼児教育・保育人材の確保、定着、離職防止のための取組
- 民間保育所、地域型保育施設の運営支援
- 関係機関に対するこどもの発達や特性に係る相談や講座の実施
- 民生委員・児童委員の研修実施
- 青少年健全育成関連団体の活動支援
- 教職員の健康保持・増進 など

【施策の方向】

地域や企業、個人など、全ての人がこども・若者や子育て当事者を応援する社会となるよう、社会全体の意識改革を図る取組「こどもまんなかアクション」を進めることにより、こども・若者、子育て当事者が気兼ねなく制度やサービスを利用できる環境をつくります。

妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する周囲の方の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

【個別施策】

- ①こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

【具体的な取組】

- こどもまんなかアクションの取組推進
- こどもまんなか月間（5・11月）に合わせた啓発活動の実施
- 育児休業制度や働き方改革などの啓発活動の実施 など





第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

本市では、同法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援を計画的に推進していくために、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、ニーズ調査結果や幼児教育・保育の無償化、女性の就業率の高まりなどを勘案して「量の見込み」を推計し、その受け皿となる「確保方策」を具体的に目標に設定した「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法第61条第2項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

本市においては、それらを勘案し検討した結果、地域による大きな差が見られないことから、厚木市全体を1区域として設定します。

（1）地区別世帯数及び人口

地区名	世帯数	人口総数		こどもの数 (0～14歳)	
		男	女		
厚木地区	20,232	35,790	18,426	17,364	3,631
依知地区	14,211	31,237	16,653	14,584	3,530
睦合地区	18,797	40,968	21,038	19,930	4,809
荻野地区	11,108	25,048	12,671	12,377	2,662
小鮎地区	6,178	13,747	7,078	6,669	1,322
南毛利地区	22,936	49,677	25,675	24,002	5,807
玉川地区	1,172	3,168	1,580	1,588	237
相川地区	6,535	14,140	7,502	6,638	1,621
緑ヶ丘地区	1,753	3,785	1,823	1,962	556
森の里地区	2,609	6,026	2,966	3,060	397
計	105,531	223,586	115,412	108,174	24,572

住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日現在）

2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策

国から示された基本指針に沿って、必要とされる量の見込み（需要）を算出し、その提供体制の確保（供給）の内容及び実施時期を定めます。

計画値については、県と法定協議を実施し、県が策定する計画の基礎数値としています。実績や社会情勢の変化、国の施策の動向を踏まえ、必要な場合には、計画値の調整を行います。

○量の見込み数：どのくらい需要があるか

○確保数：どのくらい供給するか

※確保方策における人数は、認可定員数を基本として設定しますが、認可定員と利用定員がかけ離れている場合は、利用定員や利用可能定員で設定します。

※認可定員数とは、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の設置に当たり、県に認可又は認定された定員数です。

（1）利用するこどもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	定義	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみのこども（保育の必要性なし）	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども（保育を必要とするこども）	・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども（保育を必要とするこども）	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等

ア【1号認定】3～5歳 幼稚園、認定こども園の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計人口		人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
①量の見込み		人	1,643	1,402	1,360	1,306	1,273	1,234
②確保 方策	認定こども園・ 幼稚園（施設型給付）	人	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418
	幼稚園（私学助成）	人	440	440	440	440	440	440
	合計	人	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858
②－①		人	215	456	498	552	585	624
量の見込み・確保方策 の内容		量の見込みは、令和5（2023）年度に実施した厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果から、国から示された市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引きに基づき算出しています。 確保方策は、認可定員ではなく、利用定員や利用実績により設定しています。なお、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

各年度4月時点

イ【2号認定】3～5歳 保育所、認定こども園、幼稚園（定期的な預かり）の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計人口		人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
①量の 見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	326	311	302	290	283	274
	上記以外	人	2,179	2,142	2,139	2,111	2,115	2,105
	合計	人	2,505	2,453	2,441	2,401	2,398	2,379
②確保 方策	認可保育所	人	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899
	認定こども園	人	411	411	411	411	411	411
	幼稚園預かり保育	人	357	357	357	357	357	357
	合計	人	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
②－①		人	162	214	226	266	269	288
量の見込み・確保方策 の内容		量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。 確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでいません。						

各年度4月時点

ウ【3号認定（1）】1～2歳 保育所、地域型保育事業、認定こども園の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
1～2歳推計人口		人	2,622	2,573	2,500	2,404	2,312	2,224
①量の見込み		人	1,225	1,244	1,247	1,239	1,231	1,220
②確保方策	認可保育園	人	987	990	998	990	987	987
	地域型保育事業	人	209	209	204	204	204	204
	認定こども園	人	39	39	39	39	39	39
	幼稚園接続保育	人	6	6	6	6	6	6
	合計	人	1,241	1,244	1,247	1,239	1,236	1,236
②－①		人	16	0	0	0	5	16
量の見込み・確保方策の内容		<p>量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。</p> <p>確保方策は、幼稚園接続保育を新たに本計画から確保方策とします。また、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、家庭的保育事業施設が閉所する予定のため、令和8（2026）年度から減少します。なお、3号認定（0歳）や2号認定の受入状況を踏まえながら、定員を設定します。</p> <p>※幼稚園接続保育：幼稚園型一時預かり事業による2歳児の受入れ</p>						

各年度4月時点

エ【3号認定（2）】0歳 保育所、地域型保育事業の利用

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳推計人口		人	1,231	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
①量の見込み		人	209	214	208	213	213	212
②確保方策	認可保育園	人	308	308	308	308	308	308
	地域型保育事業	人	80	80	80	80	80	80
	合計	人	388	388	388	388	388	388
②－①		人	179	174	180	175	175	176
量の見込み・確保方策の内容		<p>量の見込みは、待機児童が発生していない令和3（2021）年度以降の実績を基準とし、入所率の増減と人口推計から算出しています。</p> <p>確保方策は、新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、3号認定（1～2歳）の受入状況を踏まえながら、定員を設定します。</p> <p>また、年度途中での利用希望が大幅に増加します。</p>						

各年度4月時点

オ【保育利用率について】

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を、5年間の計画期間内で目標値を設定することとなっています。保育の需要動向等を勘案して、以下の保育利用率を設定します。

(ア) 3号認定（0歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳推計児童数	人	1,231	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
3号認定こども (0歳)の確保数	人	388	388	388	388	388	388
保育利用率	%	31.5	32.8	34.1	35.4	36.8	38.3

(イ) 3号認定（1～2歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
1～2歳推計児童数	人	2,622	2,573	2,500	2,404	2,312	2,224
3号認定こども (1～2歳)の確保数	人	1,241	1,244	1,247	1,239	1,236	1,236
保育利用率	%	47.3	48.3	49.9	51.5	53.5	55.6

(ウ)【参考】2号認定（3～5歳）の保育利用率

	単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
3～5歳推計児童数	人	4,454	4,251	4,123	3,959	3,861	3,741
2号認定こども (3～5歳)の確保数	人	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667	2,667
保育利用率	%	59.9	62.7	64.7	67.4	69.1	71.3

3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	厚木市子育てコンシェルジュ こども家庭センター（ひだまり広場）	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターもみじの手等	○			
(3) 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	産婦新生児訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業、 その他要保護児童等の 支援に資する事業	スマイルサポート事業 ほっとタイムサポーター事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業			○	
(7) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業				○
(8) -1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児	幼稚園型一時預かり事業 幼児教育支援事業			○	
(8) -2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外	一般型一時預かり事業 余裕活用型一時預かり事業			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ運営事業 地域児童クラブ育成支援事業 待機児童対策放課後児童 クラブ施設運営費補助金			○	
(12) 実費徴収に係る補足 給付を行う事業	就園児実費徴収補助事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業				○
(13) 多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	対象事業なし				○
(14) 妊婦等包括相談支援 事業	妊婦等包括相談支援事業	○			
(15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	乳児等通園支援事業			○	
(16) 産後ケア事業	産後ケア事業	○			

※種別の「○」は、主となる事業とする。

(1) 利用者支援事業

【厚木市子育てコンシェルジュ、こども家庭センター(ひだまり広場)等】

※表題の事業名は法定事業名、【】内は厚木市の事業名。以下同じ。

「厚木市子育てコンシェルジュ」は、子育て支援センター等に配置し、こどもや保護者、妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

こども家庭センターにおいては、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、妊産婦の方の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じます。

また、支援を必要とする妊産婦の方やその家族が利用できる母子保健サービスについて情報提供を行い、必要に応じて関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的に支援を行います。

これまでの相談対応等の状況を踏まえ、地域の身近な場所にある子育て相談機関では、子育て家庭等から日常的に相談を受けるとともに、子育て支援等に関する情報の提供を行い、必要な支援につなげていきます。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	施設数	36	36	36	36	36	36
確保方策	施設数	38	36	36	36	36	36

(2) 地域子育て支援拠点事業【子育て支援センターもみじの手等】

乳幼児とその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助をする事業です。

本市では、子育て家庭の保護者とそのこどもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場として、常設の子育て広場を提供しています。

今後においても、子育て支援センター等の拠点を確保し、利用者ニーズに積極的に対応します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	79,368	74,246	71,906	69,146	66,499	63,962
確保方策	年間延べ 利用人数	79,368	74,246	71,906	69,146	66,499	63,962
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査事業【妊婦健康診査事業】

妊婦やお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するため、妊娠期間中必要に応じた「医学的検査」、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦に対し定期健康診査の費用の一部を補助します。

妊婦の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象とし、事業を実施します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児推計人口	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
量の見込み	年間延べ 利用回数	14,167	13,408	12,887	12,400	11,925	11,460
確保方策	年間延べ 利用回数	16,303	15,430	14,830	14,270	13,723	13,188

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握をする事業です。

産婦新生児訪問指導事業として、産婦と乳児に対し、訪問による計測や健康観察、保健指導を行います。この事業で訪問できなかった家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し、全ての家庭を訪問します。

乳児家庭の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象として、事業を実施します。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児推計人口	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
量の見込み	人	1,200	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012
確保方策	人	1,251	1,184	1,138	1,095	1,053	1,012

(5) 養育支援訪問事業

【スマイルサポート(育児支援家庭訪問)・ほっとタイムサポーター事業】

スマイルサポート・ほっとタイムサポーター事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施します。

今後はこれまでの実績を踏まえつつ、ニーズの動向を見極めながら、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	件数	97	140	140	140	140	140
確保方策	件数	150	150	150	150	150	150

(6) 子育て短期支援事業【ショートステイ事業、トワイライトステイ事業】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護をする事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、2歳から小学校就学前までの児童を養育している家庭の保護者が、疾病、出産、看護、事故、災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設などで適切に保護します。利用期間は7日以内となっています。

今後は、ニーズの動向を見極めながら、定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用件数	0	70	70	70	70	70
確保方策	年間延べ 利用件数	0	70	70	70	70	70
施設数	箇所	0	1	1	1	1	1



(7) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助をすることを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

こどもの数は減少傾向にありますが、保護者の就労などで、保育施設等への送迎や帰宅後の預かりなどのニーズは高い状況を維持しています。

今後も、地域に根ざした、市民相互による子育て支援事業として、これまでの実績を踏まえつつ、さらにその充実を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用件数	3,332	3,036	2,942	2,827	2,739	2,645
確保方策	年間延べ 利用件数	3,956	3,036	2,942	2,827	2,739	2,645

(8) - 1 一時預かり事業 ※幼稚園在園児 【幼稚園型一時預かり事業、幼児教育支援事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として教育時間以外に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護をする事業です。

幼稚園におけるこれまでの実績を踏まえつつ、今後は、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりなどによる利用希望の増加を見極めながら、事業者による定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

【主な担当課：こども育成課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	68,801	66,325	64,279	61,769	59,848	57,786
確保方策	年間延べ 利用人数	68,801	66,325	64,279	61,769	59,848	57,786

(8) - 2 一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外

【一般型一時預かり事業、余裕活用型一時預かり事業】

幼稚園在園児以外の一時預かりについては、保育所等において、保護者の育児疲れ解消や急病・入院、短期のパートタイム就労などに伴う緊急・一時的な預かり事業です。

今後は、保育所等における一時預かり枠の確保を促進し、柔軟な保育対応ができる環境づくりを進めます。

【主な担当課：こども育成課、保育課、こども家庭センター】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	10,286	9,916	9,610	9,235	8,947	8,639
確保方策	年間延べ 利用人数	12,043	9,916	9,610	9,235	8,947	8,639



（9）延長保育事業【延長保育事業】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。11 時間（短時間の認定を受けた場合は 8 時間）の開所時間を超えた時間帯の保育となります。

多様化する保育ニーズ動向を見極めながら、これまでの実績を踏まえつつ、事業者とも連携しながら、保育所等における時間外保育対応の枠の確保を促進します。

【主な担当課：こども育成課、保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	25,607	24,685	23,924	22,990	22,275	21,507
確保方策	年間延べ 利用人数	32,689	24,685	23,924	22,990	22,275	21,507

（10）病児保育事業【病児・病後児保育事業】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

今後は、医療機関等との連携を進めながら、病児・病後児保育に対応できる体制の確保を図り、ニーズ動向を踏まえた対応施設の充実等、きめ細かい確保を行います。

【主な担当課：保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 利用人数	100	120	120	120	120	120
確保方策	年間延べ 利用人数	170	120	120	120	120	120
施設数	箇所	2	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【放課後児童クラブ運営事業、地域児童クラブ育成支援事業、待機児童対策放課後児童クラブ施設運営費補助金】

本市では、小学校の教室等を活用した市立放課後児童クラブ（23 クラブ）の運営や、民間の地域児童クラブの運営を支援することで、保護者の就労や疾病等により、放課後に適切な保育が受けられない児童に対し、集団生活や遊びなどを通し、日常生活指導を行い、児童の健全育成を図っています。

今後は、これまでの実績を踏まえつつ、待機児童が発生している児童クラブがあることから、引き続き定員枠の確保・充実に努めていきます。

【担当課：こども育成課】

		単位	R 6 (2024) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
6 歳	人口推計	人	1,587	1,557	1,456	1,468	1,353	1,328
	①量の見込み	人	604	593	560	564	520	511
7 歳	人口推計	人	1,637	1,599	1,568	1,467	1,479	1,363
	②量の見込み	人	606	595	562	566	522	513
8 歳	人口推計	人	1,741	1,641	1,603	1,572	1,471	1,483
	③量の見込み	人	412	404	382	385	355	349
9 歳	人口推計	人	1,768	1,742	1,642	1,604	1,573	1,472
	④量の見込み	人	242	237	224	226	208	204
10 歳	人口推計	人	1,779	1,774	1,748	1,648	1,610	1,579
	⑤量の見込み	人	92	90	85	86	79	78
11 歳	人口推計	人	1,863	1,783	1,778	1,752	1,652	1,614
	⑥量の見込み	人	40	39	37	37	34	34
人口推計合計		人	10,375	10,096	9,795	9,511	9,138	8,839
⑦（①～⑥） 量の見込み合計		人	1,996	1,958	1,850	1,864	1,718	1,689
確保 方策	⑧利用可能人数	人	2,249	2,249	2,249	2,249	2,249	2,249
	施設数	箇所	51	51	51	51	51	51
⑧－⑦		人	253	291	399	385	531	560

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【就園児実費徴収補助事業、実費徴収に係る補足給付事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、副食費、行事への参加に要する費用を助成します。

今後は、国・県、利用者及び他の費用助成事業の状況等を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

【担当課：こども育成課、保育課】

	単位	R 5 (2023) 実績	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 人数	445	415	402	386	384	385
確保方策	年間延べ 人数	470	415	402	386	384	385

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助し教育保育の提供体制の確保を図ります。

※今後、待機児童が発生した場合には、必要に応じて実施します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【妊婦等包括相談支援事業】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげていきます。

【担当課：こども家庭センター】

	単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の見込み	年間延べ 人数	3,552	3,414	3,285	3,159	3,036
確保方策	年間延べ 人数	3,552	3,414	3,285	3,159	3,036

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【乳児等通園支援事業】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を実施し、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境づくりを進めます。令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域・子育て支援事業として制度化され、令和8(2026)年度から新たな給付制度として全国の自治体において実施することになっています。

【担当課：保育課】

		単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
	確保 方策	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
1歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
	確保 方策	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
2歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	432	396	360	336
	確保	年間延べ 人数	-	432	396	360	336

(16) 産後ケア事業【産後ケア事業】

出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行い、誰もがより安心・安全な子育てができる環境づくりを進めます。

【担当課：こども家庭センター】

	単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
量の 見込み	年間延べ 人数	456	438	422	406	390
確保 方策	年間延べ 人数	456	438	422	406	390



第6章 計画の推進

1 数値目標



本計画の基本理念で目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、次のとおり設定します。

目標	現状値	目標値 R 11(2029)
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合（自己肯定感の高さ）	77.8%(注1)	80.0%
「社会に役立つことをしたい」と思うこどもの割合	87.2%(注2)	90.0%
自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合	82.3%(注3)	90.0%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	51.5%(注4)	70.0%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3%(注5)	70.0%
地域における子育て環境や支援への満足度の割合	51.6%(注6)	70.0%

注1～注3：令和5（2023）年、厚木市「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」。小学5年児童・中学2年生徒の回答結果。

注4：令和4（2022）年、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」。15～39歳の回答結果。

注5：令和5（2023）年、こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」。16～29歳の回答結果。

注6：令和5（2023）年、厚木市「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」。小学生以下のこどもがいる保護者の回答結果。

2 計画の推進体制

(1) 厚木市子ども育成推進委員会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々に構成される「厚木市子ども育成推進委員会」において、各年度における事業や計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、本計画を推進します。

(2) 厚木市こども計画推進委員会

庁内関係部署職員で構成する「厚木市こども計画推進委員会」において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市子ども育成推進委員会と連携を図りながら、本計画を推進します。

3 計画の進行管理

各施策について、P D C Aサイクルを活用し、効果的なこども・若者施策を推進します。

数値目標については、目標値の到達度を評価するため、令和10(2028)年度にニーズ調査を実施し、達成状況について評価を行い、次期計画の策定に反映します。

個別事業については、施策の効果を的確に把握するため、指標を設定し、年度ごとに、指標の目標値に対する達成状況について評価を行い、評価結果に基づき、課題を整理し、翌年度の取組内容の見直し及び改善を行います。

■ P D C Aサイクルのイメージ



4 関係機関との連携



基本理念を実現するためには、様々な分野での連携が欠かせません。

市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業などの関係機関と連携して、こども・若者一人一人が自分らしく幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らすことができるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

資料編

1 厚木市子ども育成推進委員会

(1) 厚木市子ども育成推進委員会規則（抄）

平成 25 年 2 月 20 日

規則第 3 号

改正平成 25 年 6 月 26 日規則第 42 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、厚木市子ども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 子どもの育成に関し、優れた識見を有する者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長等）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項を審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、厚木市子ども育成条例主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

	役職	氏名	選出区分	所属等
1	委員長	山本 聡	学識経験者	神奈川工科大学教授 (教職教育センター副所長)
2	職務代理	宮田 幸紀	学識経験者	厚木市保健福祉審議会会長
3	委員	二見 総一郎	学識経験者	湘北短期大学専任講師
4	委員	多田 智子	教育関係者	元厚木市立小学校長
5	委員	中尾 賢治	幼稚園関係者	厚木地区私立幼稚園協会会長
6	委員	植竹 珠樹	保育園関係者	厚木市保育会監事
7	委員	伊藤 大	地域子育て 関係団体	厚木市青少年健全育成会連絡協議会 理事
8	委員	中山 恵理	事業所関係者	厚木市商工会議所青年部
9	委員	鹿見嶋 愛子	公募市民	
10	委員	山内 智子	公募市民	

令和7(2025)年2月1日現在

敬称略・順不同

2 厚木市こども計画推進委員会

(1) 厚木市こども計画推進委員会規程

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき厚木市におけるこども施策等についての計画（以下「厚木市こども計画」という。）の策定及び推進を図るため、厚木市こども計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 厚木市こども計画の策定に関すること。
- (2) 厚木市こども計画の進捗管理及び推進に関すること。
- (3) その他厚木市こども計画について必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には厚木市こども計画所管部次長を充て、副委員長は厚木市こども計画所管課長を充てる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚木市こども計画所管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年7月17日から施行する。

厚木市次世代育成支援計画推進委員会は、廃止する。

別表（第3条関係）

厚木市こども計画推進委員会委員

	役職	職名
1	委員長	健康こどもみらい部次長
2	副委員長	こども育成課長
3	委員	保育課長
4	委員	子育て給付課長
5	委員	青少年課長
6	委員	こども家庭センター所長
7	委員	子育て支援担当課長
8	委員	健康医療課長
9	委員	企画政策課長
10	委員	総合計画担当課長
11	委員	行政総務課長
12	委員	財政課長
13	委員	地域包括ケア推進課長
14	委員	市民協働推進課長
15	委員	産業振興課長
16	委員	環境政策課長
17	委員	都市計画課長
18	委員	道路総務課長
19	委員	教育総務課長
20	委員	教育指導課長

令和7(2025)年2月1日現在

3 計画策定の経過

年月日	委員会等	検討内容等
令和5(2023)年 10月17日	令和5(2023)年度 第2回厚木市子ども育成 推進委員会	①あつぎ子ども未来プラン(第4 期)策定に向けてのニーズ調査 の実施について
12月1日~28日	厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査	
令和6(2024)年 3月14日	第3回厚木市子ども育成 推進委員会	①厚木市子ども・子育て支援事業 ニーズ調査結果の概要について
6月11日	令和6(2024)年度 第1回厚木市子ども育成 推進委員会	①あつぎ子ども未来プラン(第3 期)について ②あつぎ子ども未来プラン(第4 期)の考え方について
8月28日 ~9月30日	厚木市こども・若者の意向調査	
10月22日	第2回厚木市子ども育成 推進委員会	①(仮称)厚木市こども・若者みら い計画(素案)について
12月2日~ 令和7(2025)年 1月6日	パブリックコメント	
2月19日	第3回厚木市子ども育成 推進委員会	①厚木市こども・若者みらい計画に ついて

4 厚木市子ども・子育て支援事業ニーズ調査

(1) 調査の目的

この調査は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域における子育ての支援を計画的に推進していくために実施しました。

(2) 調査対象

調査の対象者は、令和5(2023)年11月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出しました。

調査の種類	対象者	対象者数
未就学児調査	市内在住の小学校入学前のこどもがいる保護者	2,000人
就学児調査	市内在住の小学生のこどもがいる保護者	2,000人
小学5年児童・ 中学2年生徒調査	市内在住の小学5年生及び中学2年生	2,000人

※平成30(2018)年度に同様の目的で実施した調査からの変更点

- ・未就学児調査の対象者数を4,000人から2,000人に変更
- ・小学5年児童・中学2年生徒調査を新たに追加

(3) 調査期間

令和5(2023)年12月1日(金)～12月28日(木)

(4) 調査の方法

アンケート調査票を、郵送により配布・回収しました。

(5) 回収状況

調査の種類	母集団数	対象者数	有効回収数	有効回収率
未就学児調査	8,499人	2,000人	862人	43.1%
就学児調査	12,500人	2,000人	832人	41.6%
小学5年児童・ 中学2年生徒調査	3,826人	2,000人	787人	39.4%

5 こども・若者の意向調査

(1) 調査の目的

この調査は、本計画を策定するに当たり、こども・若者等の意見を施策に反映させるため、その一環として、小・中学生及び16～39歳の若者から直接意見を聴くことを目的に実施しました。

(2) 調査対象

調査の種類	対象者	対象者数
小学6年生調査	厚木市立小学校の6年生	1,838人
中学2年生調査	厚木市立中学校の2年生	1,881人
若者意向調査	厚木市内に居住する16～39歳の若者	2,000人

※ 7月1日時点16～39歳人口：58,239人

(3) 調査期間

令和6(2024)年8月28日(水)～9月30日(月)

(4) 調査の方法

小学6年生・中学2年生は、児童・生徒に1人1台配備しているGIGAスクール端末を使用し、学校において対象者本人が回答する方法で実施しました。

16～39歳の若者は、対象者本人が、二次元コードからe-kanagawa電子申請システムを使用し、回答する方法で実施しました。

(5) 回収状況

調査の種類	対象者数	有効回収数	有効回収率
小学6年生調査	1,838人	1,120人	60.9%
中学2年生調査	1,881人	1,455人	77.4%
若者意向調査	2,000人	200人	10.0%

6 こども基本法（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に

参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援をするとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子

化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

厚木市子ども・若者みらい計画
(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)
令和7(2025)年3月

発行 厚木市
編集 厚木市健康子どもみらい部子ども育成課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
電話(046)223-1511(代表)
ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

